

令和 6 年度

# 廃棄物処理事業概要

千歳市環境センター



# 目 次

前章 グラフで見る千歳市廃棄物処理事業概要（令和5年度処理実績） .....（ ）～（ ）

## 第1章 千歳市廃棄物処理事業の実施体制

1 令和5年度廃棄物処理事業の組織 .....	1
2 令和5年度廃棄物処理事業の施設 .....	2
3 令和5年度廃棄物処理事業用車両 .....	14
4 廃棄物処理業務等委託業者一覧表 .....	15
5 廃棄物処理事業予算・決算 .....	16
6 千歳市廃棄物減量等推進審議会 .....	18

## 第2章 千歳市廃棄物処理事業の実施計画

1 令和6年度千歳市一般廃棄物処理実施計画 .....	19
-----------------------------	----

## 第3章 千歳市廃棄物処理事業の実績

1 廃棄物処理実績 .....	33
2 廃棄物組成分析調査 .....	38
3 廃棄物処理フロー図 .....	39
4 廃棄物処理原価計算 .....	40

## 第4章 千歳市再資源化事業の実績

1 容器包装廃棄物の再資源化事業 .....	41
2 使用済小型家電製品の再資源化事業 .....	42
3 集団資源回収事業 .....	43
4 市民団体等による資源回収活動への支援事業 .....	44
5 民間事業者による資源回収実績の把握 .....	46

## 第5章 千歳市し尿処理事業の実績

1 し尿処理実績 .....	47
2 し尿処理原価計算 .....	48

## 第6章 参考資料・関係規程

1 廃棄物処理の沿革 .....	49
2 廃棄物処理手数料の沿革 .....	55
3 再資源化事業の沿革 .....	57
4 し尿処理の沿革 .....	59
5 し尿処理手数料の沿革 .....	61
6 令和5年度千歳市廃棄物減量等推進審議会の開会状況 .....	62
7 千歳市廃棄物の処理等に関する条例 .....	63
8 千歳市廃棄物の処理等に関する規則 .....	68

9	千歳市一般廃棄物処理業許可業者及び登録業者取扱要領	71
10	一般廃棄物の再生利用の取扱いに関する要綱	72
11	千歳市ごみステーション設置等に関する要領	72
12	千歳市ボランティア清掃取扱い要領	73
13	千歳市ごみ処理手数料等の収納及び指定ごみ袋等の交付に関する取扱要綱	73
14	千歳市ごみ処理手数料等の収納事務処理要領	74
15	千歳市適正ごみ処理推進員制度運営要綱	75
16	千歳市エコ商店認証制度実施要綱	76
17	千歳市生ごみ処理機等購入費助成要綱	77

#### 用語について

本書で用いる用語は、千歳市一般廃棄物処理基本計画における表記との整合を図り、下記のとおりとする。

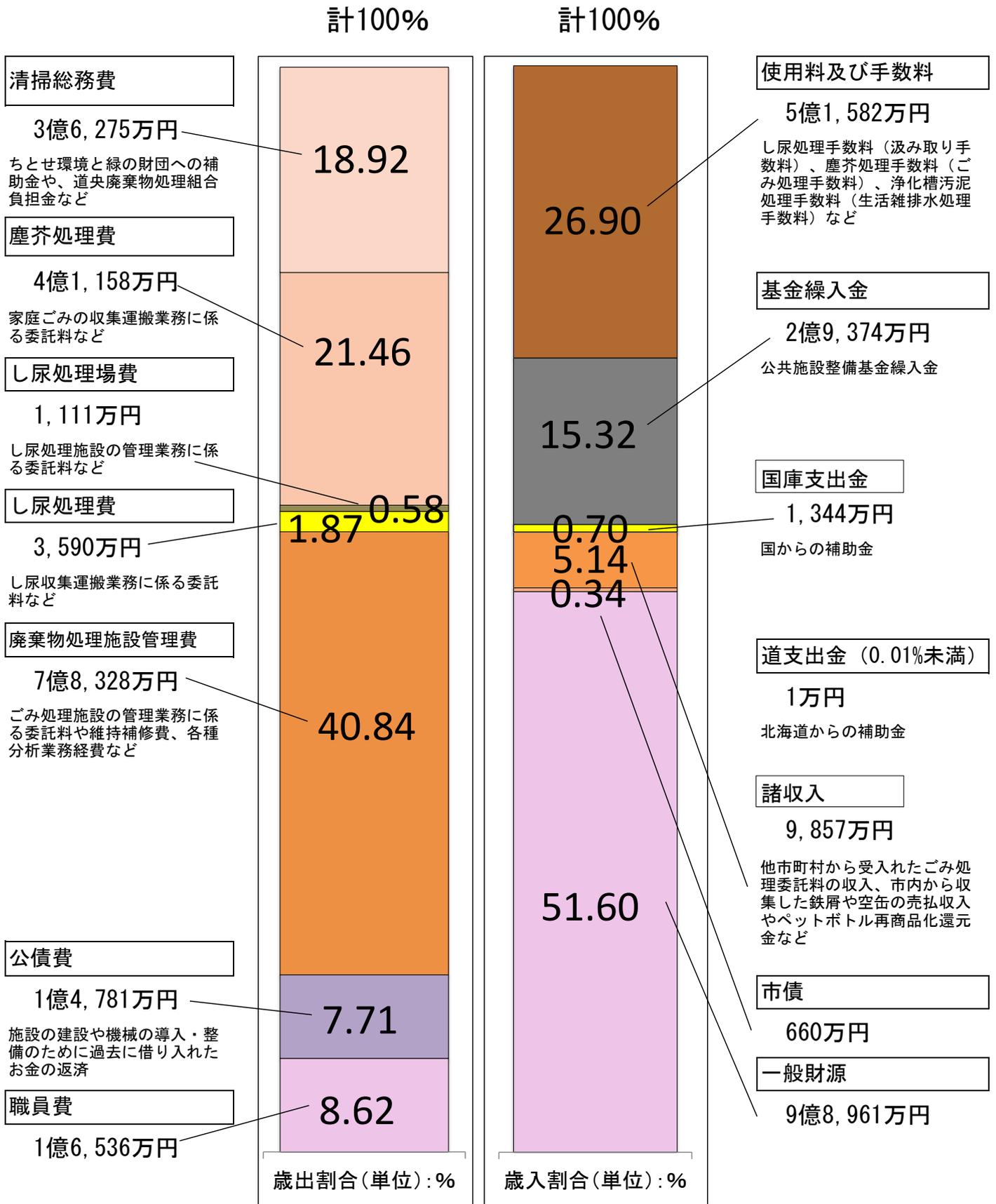
廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定するごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの  
(一般廃棄物又は産業廃棄物)

し尿：市民の日常生活などから発生する「ふん尿」及び「汚泥」並びに台所、洗濯、風呂などから排出される「生活雑排水」のこと  
(液状のもののみとする。)

## 前章 グラフで見る千歳市廃棄物処理事業概要 (令和5年度処理実績)

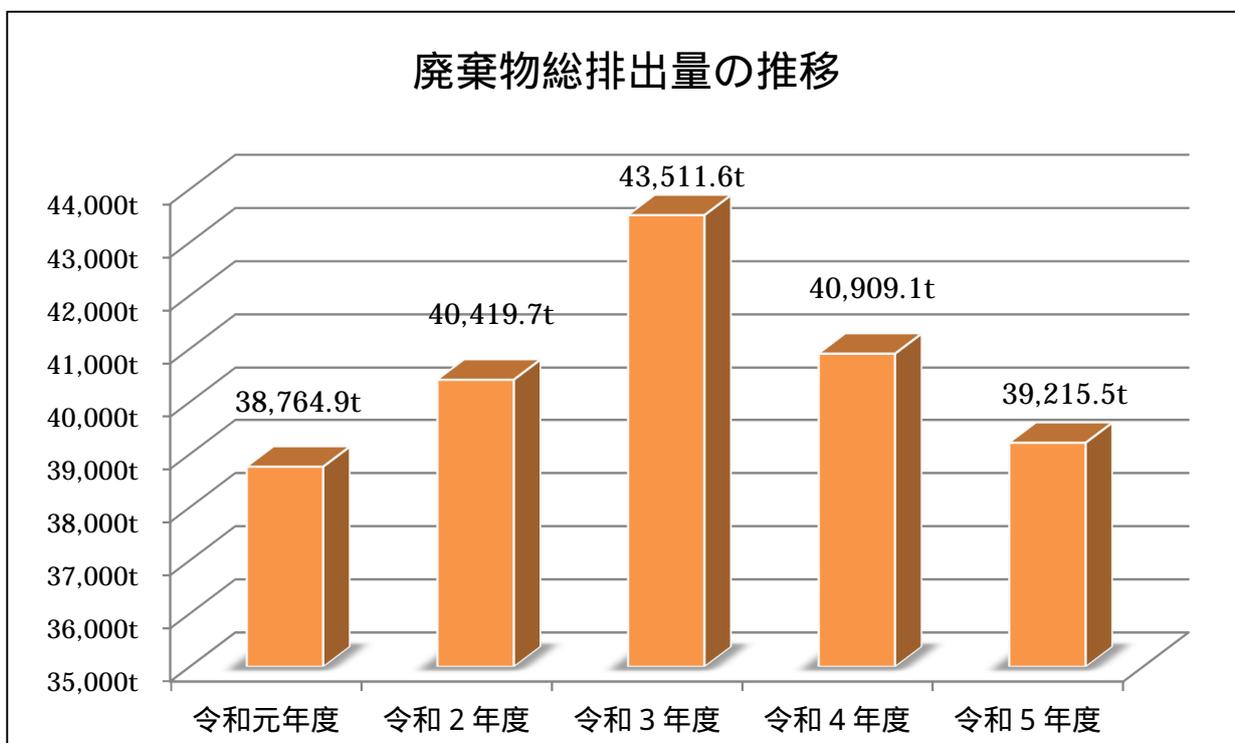
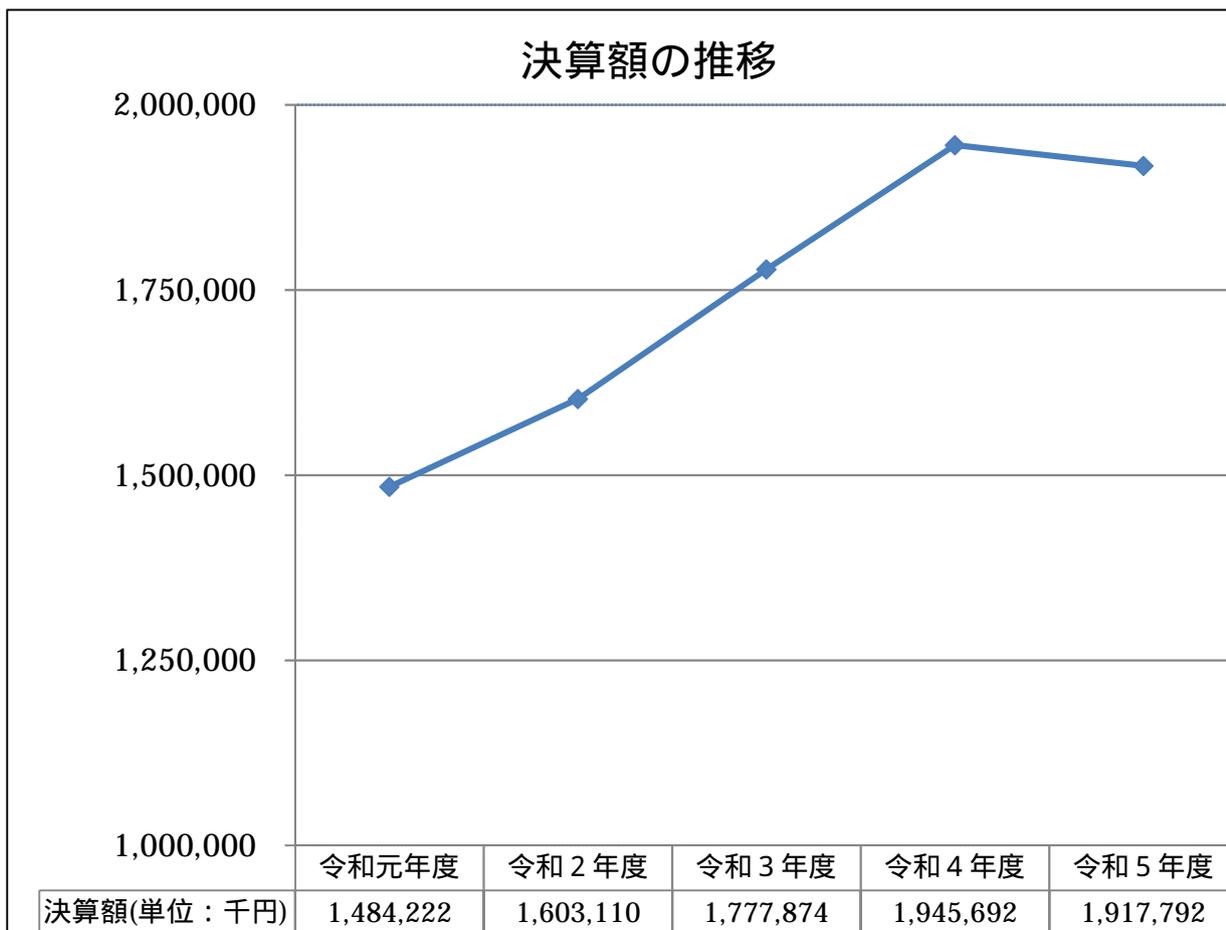


# 令和5年度 廃棄物処理事業 歳出と歳入の内訳



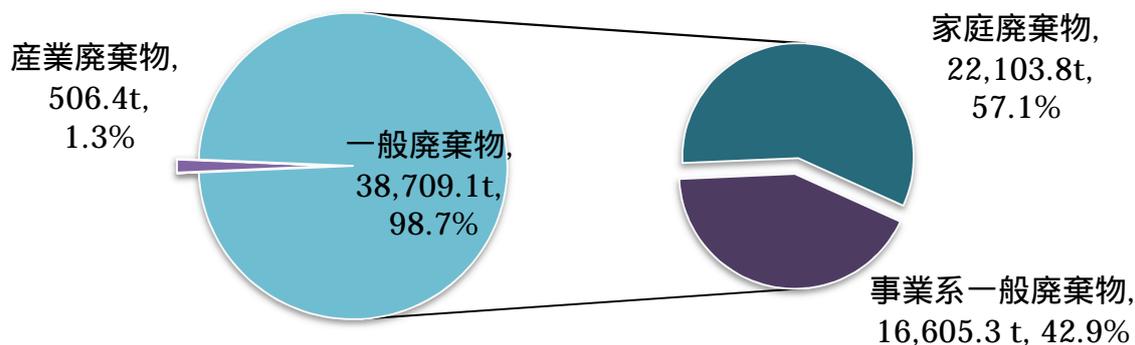
歳出合計 19億1,779万円

歳入合計 19億1,779万円

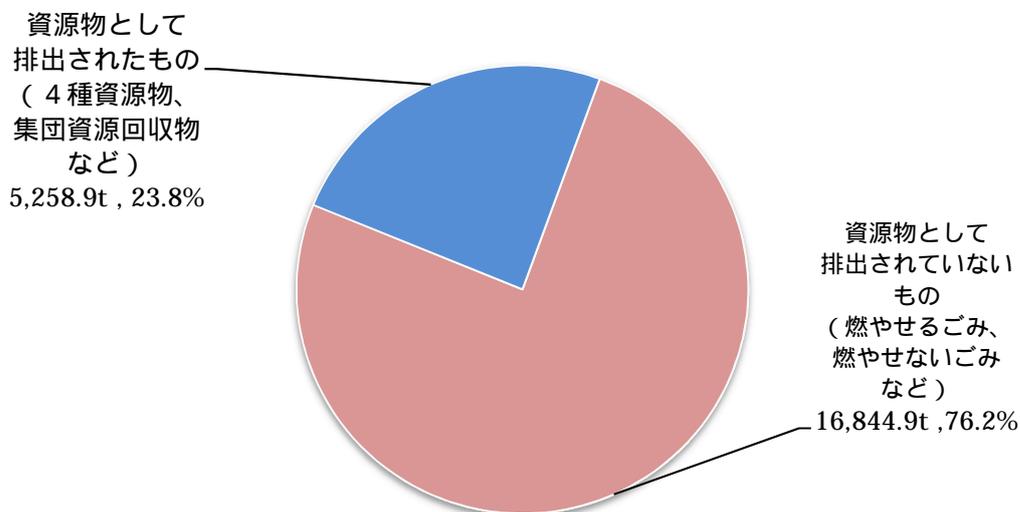


令和2年度から、民間処理施設における資源化量を実績値に加算している。

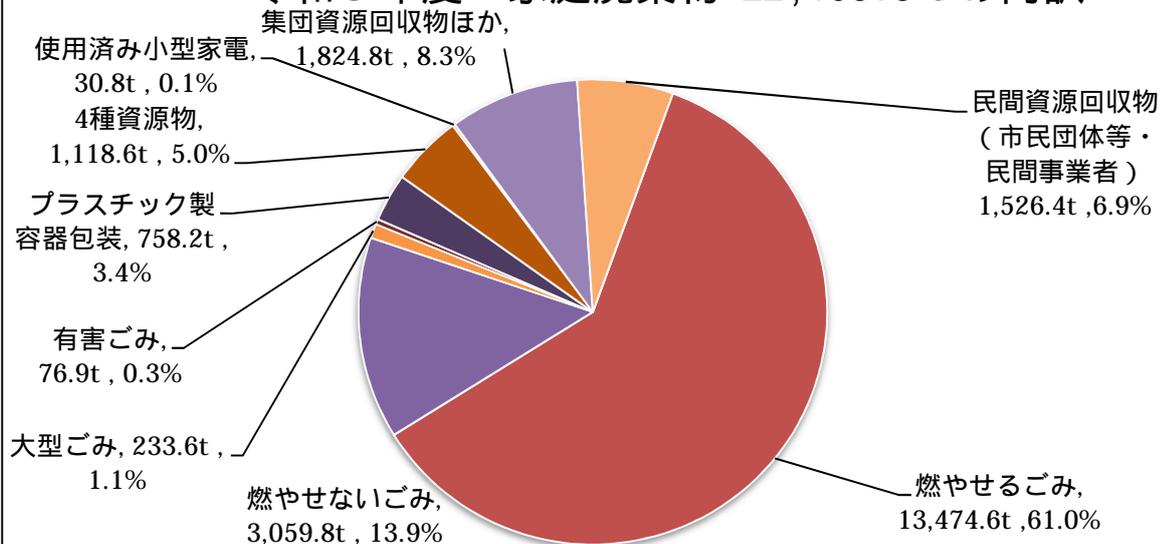
## 令和5年度 廃棄物総排出量39,215.5 tの内訳



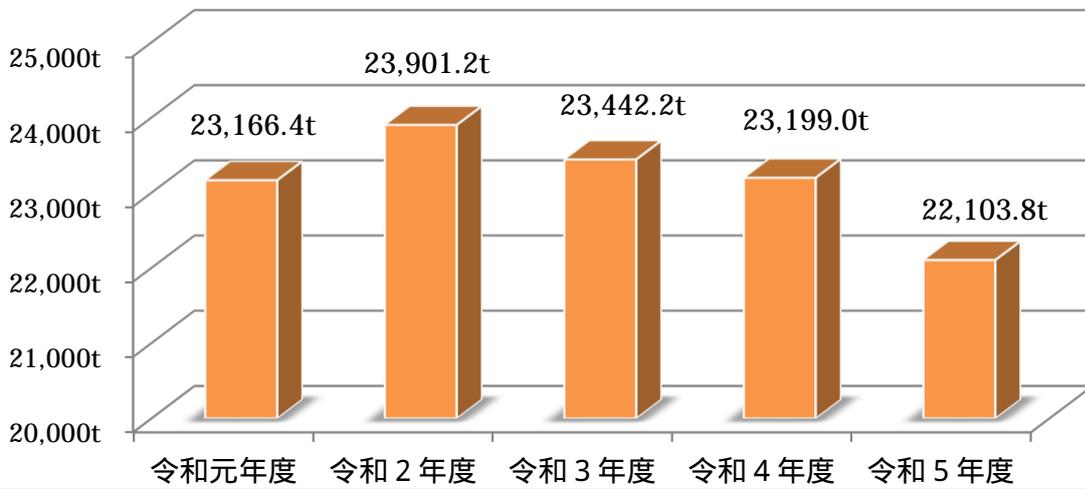
## 令和5年度 家庭廃棄物 22,103.8 tの内訳



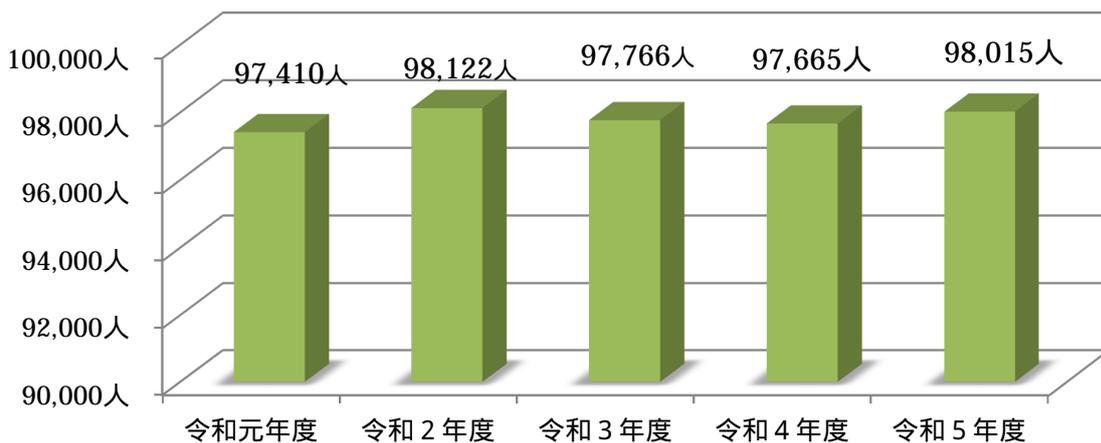
## 令和5年度 家庭廃棄物 22,103.8 tの内訳



### 家庭廃棄物 排出量の推移

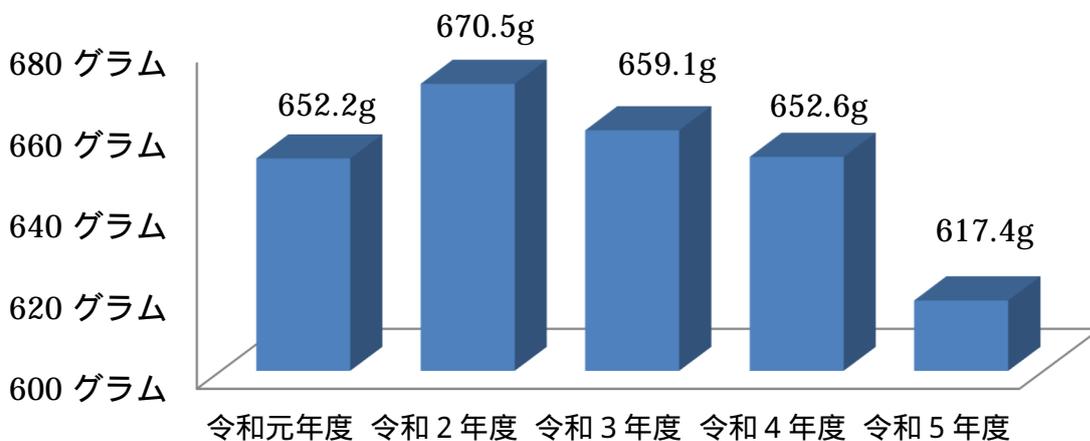


### 市内 全人口の推移

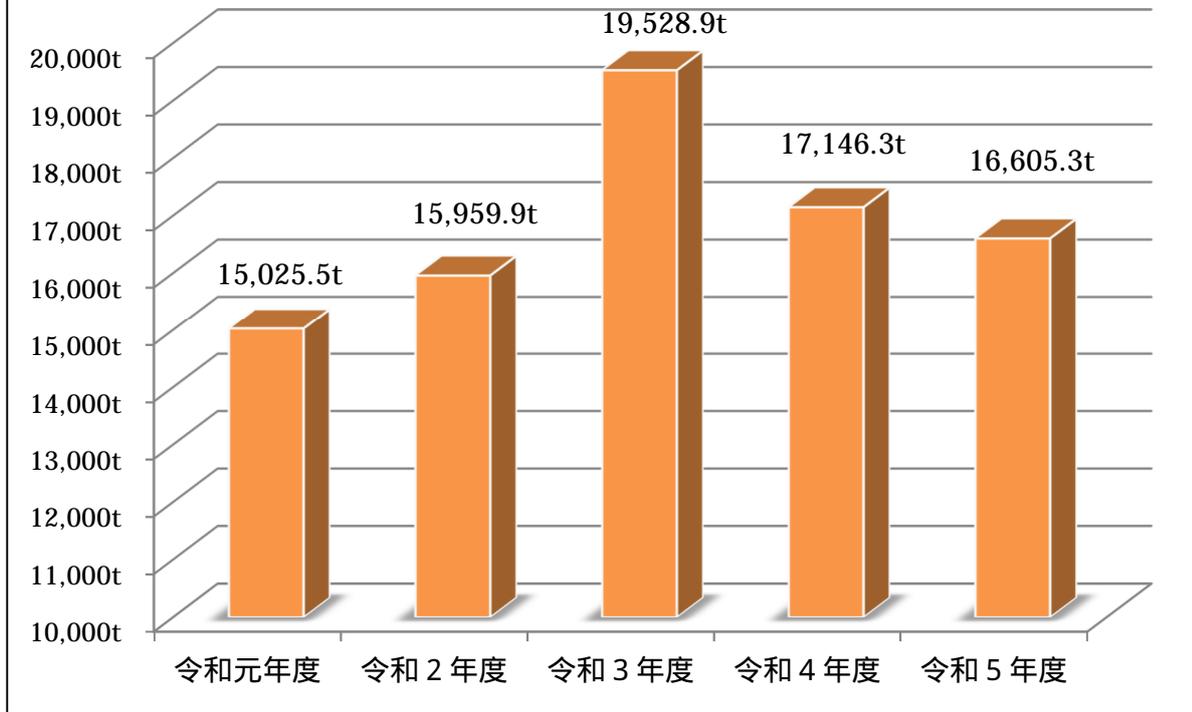


各年度の人口は、住民基本台帳 10月1日現在の値

### 家庭廃棄物の1人1日当たり排出量の推移

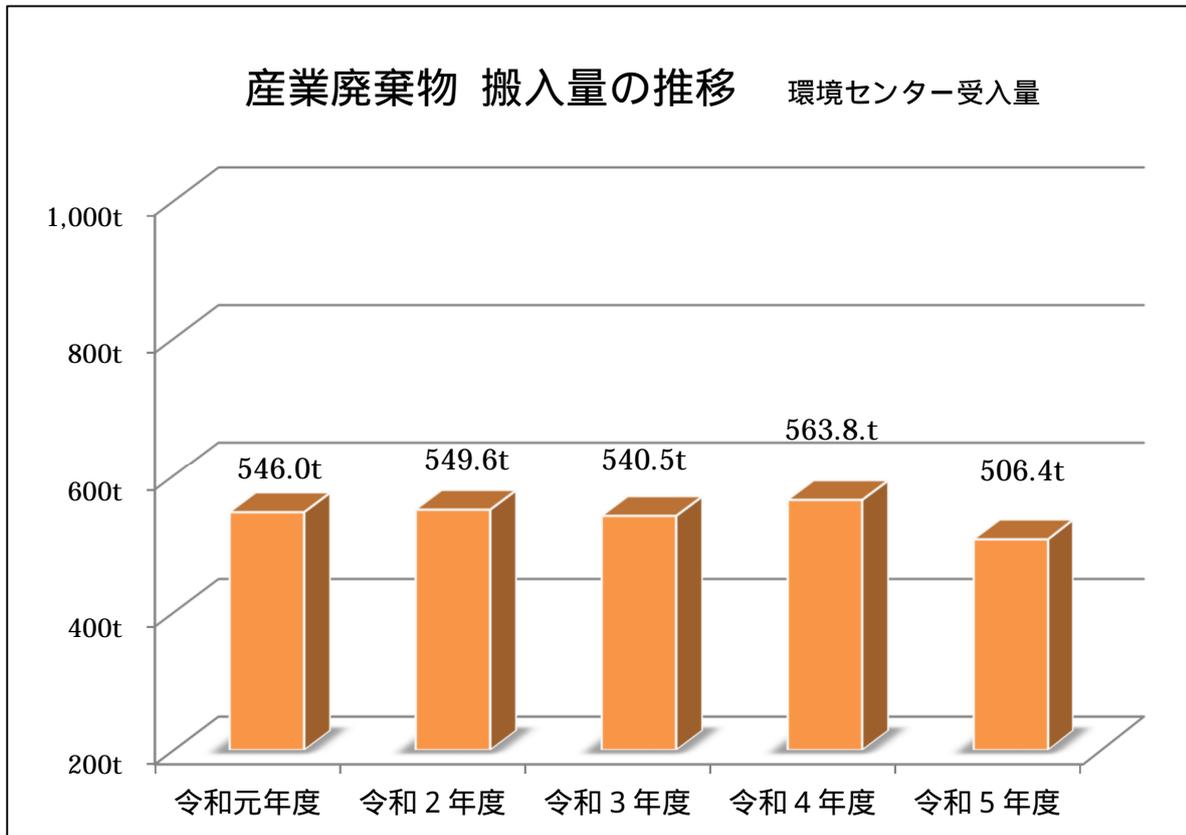


### 事業系一般廃棄物 搬入量の推移

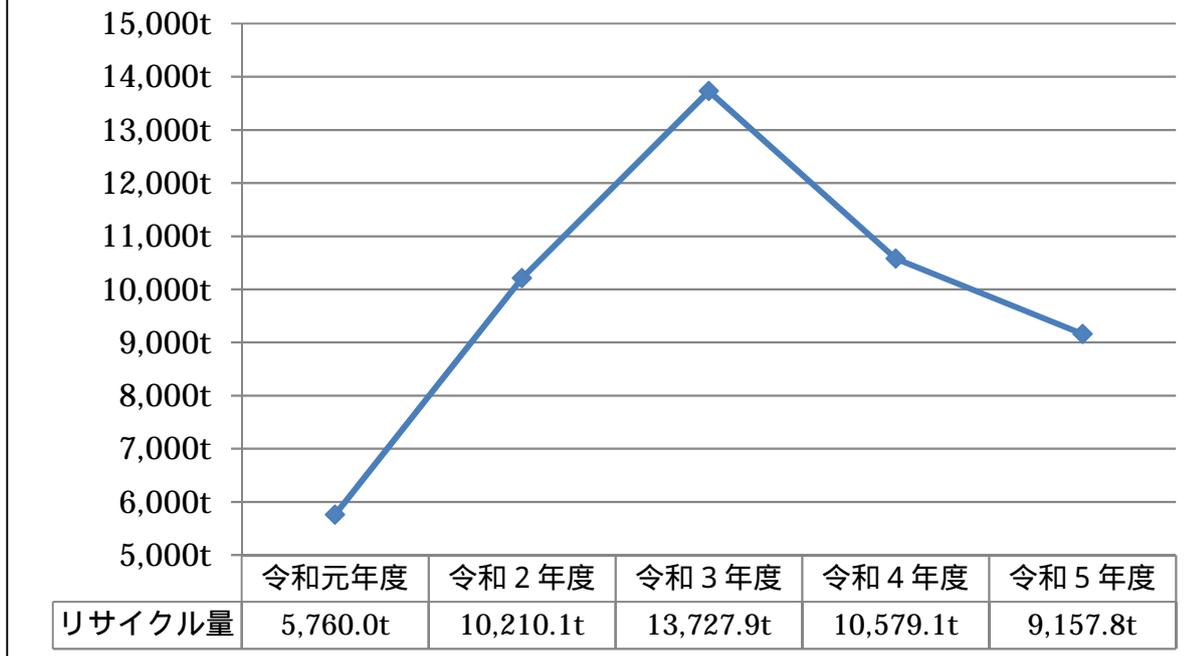


令和2年度から、民間処理施設における資源化量を実績値に加算している。

### 産業廃棄物 搬入量の推移 環境センター受入量

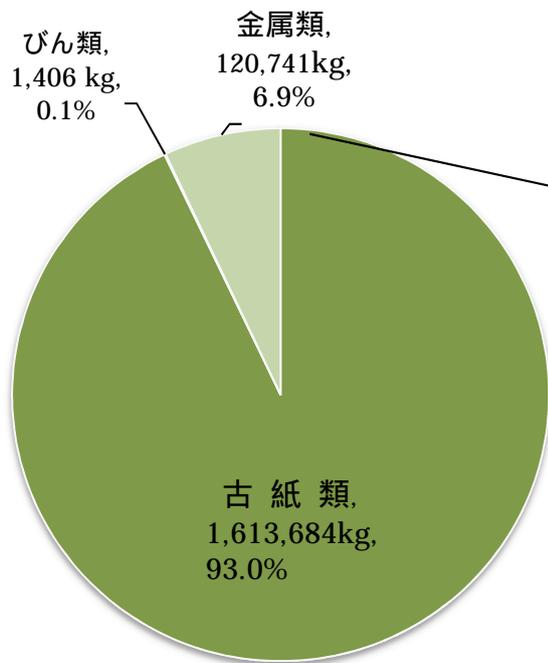


## リサイクル量の推移

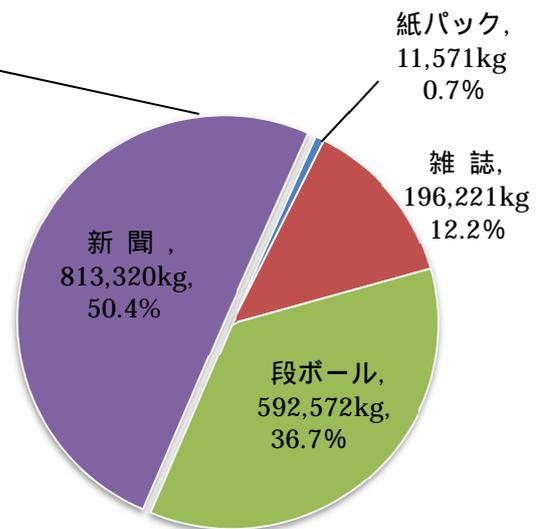


令和2年度から、民間処理施設における資源化量を実績値に加算している。

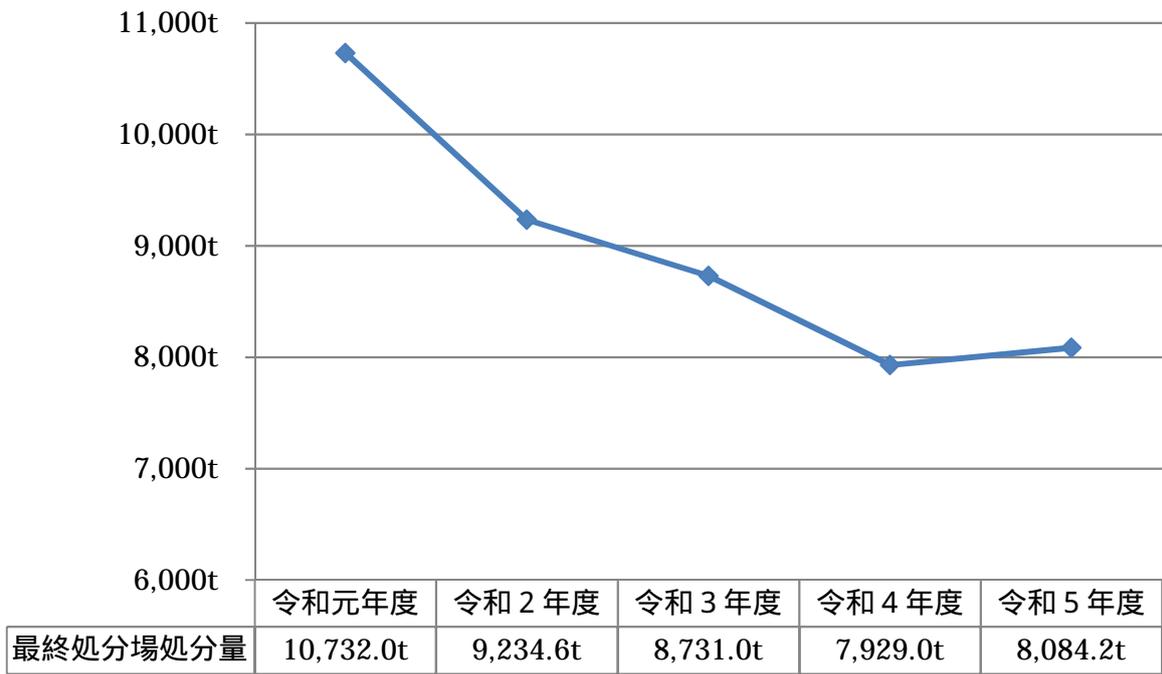
## 令和5年度 集団資源回収 品目別回収実績



## うち古紙類の内訳



### 最終処分場 処分量の推移



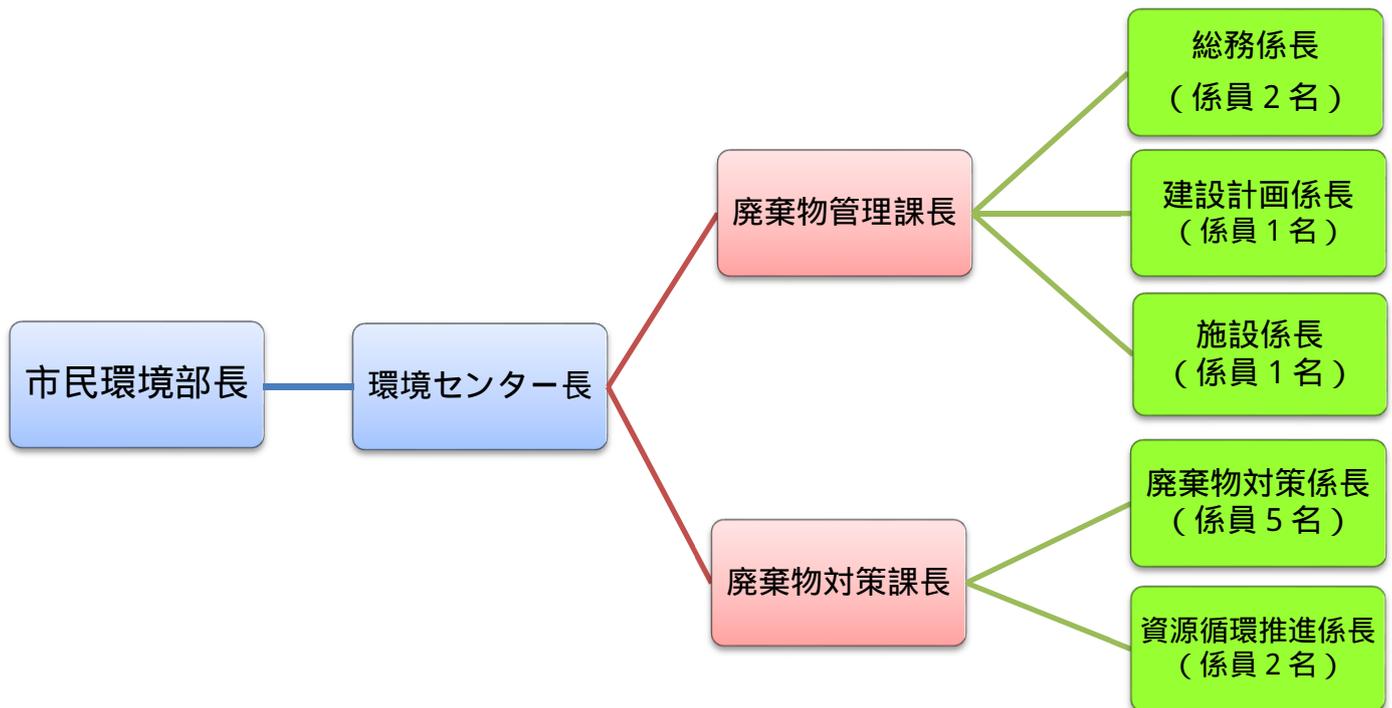


# 第 1 章 千歳市廃棄物処理事業の実施体制



# 1 令和5年度廃棄物処理事業の組織

## (1) 千歳市組織図



## (2) 千歳市事務分掌

### 廃棄物管理課

- 1) 廃棄物処理の総合計画に関すること。
- 2) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- 3) 一般廃棄物処理業の許可に関すること。
- 4) 産業廃棄物処理事業者への指導に関すること。
- 5) 廃棄物に係る調査等の部内調整に関すること。
- 6) 環境センターの庶務に関すること。
- 7) 廃棄物処理施設の計画及び工事に関すること。
- 8) 廃棄物処理施設の管理運営に関すること。

### 廃棄物対策課

- 1) 循環型社会の推進並びに普及及び啓発に関すること。
- 2) 廃棄物の資源回収及び再利用に関すること。
- 3) リサイクル意識の普及に関すること。
- 4) 公益財団法人ちとせ環境と緑の財団との課業務に関すること。
- 5) 市民清掃に関すること。
- 6) 一般廃棄物の（事業系一般廃棄物を除く）収集に関すること。
- 7) 不法投棄に関すること。
- 8) 廃棄物の排出及び分別並びに搬入に関すること。
- 9) 廃棄物の処理手数料等の徴収に関すること。

## 2 令和5年度廃棄物処理事業の施設

### (1) ごみ



全体敷地面積：650,563 m<sup>2</sup>

## 管理施設

施設の名称	千歳市環境センター管理棟
所在地	千歳市美々758番地の54
施設の概要	建築面積：1,523.45㎡（うち渡り廊下60.50㎡） 構造：（管理棟）鉄筋コンクリート造2階建（渡り廊下）鉄骨造 防衛庁補助事業（昭和61・62・63・平成元年度） 完成年月日：平成2年3月24日 事業費：245,485千円

施設の名称	千歳市環境センター車庫棟
所在地	千歳市美々758番地の54
施設の概要	建築面積：728.82㎡ 構造：鉄骨造平家建 防衛庁補助事業（昭和61・62・63・平成元年度） 完成年月日：平成元年12月20日 事業費：96,360千円

施設の名称	千歳市環境センター資材保管庫
所在地	千歳市美々758番地の54
施設の概要	建築面積：162.54㎡ 構造：軽量鉄骨造平家建 市単独事業 完成年月日：平成2年8月21日 事業費：10,660千円



環境センター管理棟



環境センター車庫棟及び資材保管庫

## 搬入管理施設

施設の名称	千歳市環境センター計量所
所在地	千歳市美々758番地の193
施設の概要	建築面積：180.14㎡ 構造：軽量鉄骨造平家建 型式：（クボタMLC1-08）30,000kg 1基、20,000kg 1基 防衛庁補助事業（昭和58・59年度） 完成年月日：昭和60年3月29日 事業費：36,906千円

施設の名称	千歳市環境センター有害物保管庫
所在地	千歳市美々758番地の193
施設の概要	建築面積：79.00㎡ 構造：鉄骨造平家建 市単独事業 完成年月日：平成2年10月15日 事業費：5,593千円



環境センター計量所



環境センター有害物保管庫

再資源化施設

施設の名称	千歳市リサイクルセンター
所在地	千歳市美々758番地の141
施設の概要	<p>建築面積：（工場棟）1,341.00㎡ （保管庫）157.50㎡</p> <p>構造：（工場棟）鉄骨造2階建 （保管庫）鉄骨造平家建</p> <p>処理能力：17 t / 5 h</p> <p>機械設備：受入供給設備、搬送設備、選別設備、再生貯留設備、 除塵設備</p> <p>防衛庁補助事業（平成10・11・12年度） 完成年月日：平成13年3月15日 事業費：（工場棟）971,102千円 （保管庫）39,988千円</p> <p>車両整備事業：防衛庁調整交付金事業（平成12年度） 完成年月日：平成13年3月12日 事業費：16,760千円</p>



リサイクルセンター（工場棟）



リサイクルセンター（保管庫）

施設の名称	千歳市リサイクルセンター収集袋等保管庫
所在地	千歳市美々758番地の141
施設の概要	建築面積：80.60㎡ 構造：鉄骨造平家建 防衛庁補助事業（平成15年度） 完成年月日：平成15年9月30日 事業費：15,225千円

施設の名称	千歳市リサイクルセンター廃家電等保管庫
所在地	千歳市美々758番地の141
施設の概要	建築面積：98.00㎡ 構造：鉄骨造平家建 防衛庁補助事業（平成15年度） 完成年月日：平成15年9月30日 事業費：14,595千円



リサイクルセンター  
収集袋等保管庫



リサイクルセンター  
廃家電等保管庫

## 焼却処理施設

施設の名称	千歳市焼却処理場（令和6年3月31日稼働停止）
所在地	千歳市美々758番地の54
施設の概要	<p>建築面積：2,661.00㎡ 構造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建 処理能力：195t / 24h（97.5t / 24h × 2炉） 型式：連続燃焼式焼却炉（タクマ製PSSD型ストーカ式） 防衛庁補助事業（昭和61・62・63年度、平成元年度） 完成年月日：平成2年1月31日 事業費：2,054,619千円</p> <p>ダイオキシン対策事業：防衛庁補助事業（平成11～16年度） 完成年月日：平成17年3月14日 事業費：2,824,500千円</p>



焼却処理場

## 破碎処理施設

施設の名称	千歳市破碎処理場
所在地	千歳市美々758番地の53、141
施設の概要	建築面積：2,709.19m <sup>2</sup> 構造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造（地下1階地上3階建） 処理能力：40t / 5h × 1基 型式：豎型高速回転式破碎機（クボタKE-400S） 防衛省補助事業（平成20・21・22年度） 完成年月日：平成23年7月29日 事業費：1,828,258千円



破碎処理場

【北海道グリーンニューディール基金事業 完成年月日：H23.7.14】



太陽光風力発電 LED 外灯（9W × 2基）



太陽光発電設備（10Kw × 1基）

## 最終処分施設

### 1) 千歳市第1最終処分場

施設の名称	千歳市第1埋立処分地
所在地	千歳市美々758番地の1
施設の概要	埋立面積：86,000㎡ 埋立容積：518,230㎥ 型式：管理型最終処分場 厚生省補助事業（昭和58・59年度） 完成年月日：昭和59年10月4日 事業費：541,760千円

施設の名称	千歳市第1排水処理場
所在地	千歳市美々758番地の52
施設の概要	建築面積：461.07㎡ 構造：鉄筋コンクリート造平家建 処理能力：100㎥ / 24h 処理方式：標準活性汚泥 + 凝集沈殿方式 厚生省補助事業（昭和58・59年度） 完成年月日：昭和59年11月26日 事業費：336,357千円



第1埋立処分地



第1排水処理場

2) 千歳市第2最終処分場

施設の名称	千歳市第2埋立処分地
所在地	千歳市美々758番地の1
施設の概要	<p>埋立面積：46,800㎡          埋立容積：362,764㎡          型式：管理型最終処分場          防衛庁補助事業（平成4・5・6年度）          完成年月日：平成7年3月15日          事業費：573,762千円</p> <p>嵩上げ事業：防衛省補助事業（平成26・27年度）          嵩上げ部埋立面積：19,400㎡          嵩上げ部埋立容積：81,600㎡          完成年月日：平成27年12月21日          事業費：246,240千円</p>

施設の名称	千歳市第2排水処理場
所在地	千歳市美々758番地の52
施設の概要	<p>建築面積：426.02㎡          構造：鉄筋コンクリート造2階建          処理能力：190㎡ / 24h（整備前：120㎡ / 24h）          処理方式：回転円板＋凝集沈殿方式          防衛庁補助事業（平成4・5・6年度）          完成年月日：平成7年3月21日          事業費：521,303千円</p> <p>整備事業：防衛省補助事業（平成27年度）          完成年月日：平成28年3月11日          事業費：9,126千円</p>



第2埋立処分地（嵩上げ工事後）



第2排水処理場

### 3) 千歳市第3最終処分場

施設の名称	千歳市第3埋立処分地
所在地	千歳市美々758番地の1
施設の概要	<p>埋立面積：45,000m<sup>2</sup>          埋立容積：310,000m<sup>3</sup>          型式：管理型最終処分場          防衛庁補助事業（平成14～18年度）          完成年月日：平成18年11月20日          事業費：1,426,298千円</p> <p>嵩上げ事業：防衛省補助事業（令和2・3年度）          嵩上げ部埋立面積：35,600m<sup>2</sup>          嵩上げ部埋立容積：105,891m<sup>3</sup>          完成年月日：令和4年1月20日          事業費：296,648千円</p>

施設の名称	千歳市第3排水処理場
所在地	千歳市美々758番地の52
施設の概要	<p>建築面積：690.10m<sup>2</sup>          構造：鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建          処理能力：120m<sup>3</sup>/24h（高度処理340m<sup>3</sup>/24h）          処理方式：接触ばっ気＋凝集沈殿方式（＋砂ろ過方式）          防衛庁補助事業（平成14～17年度）          完成年月日：平成17年7月21日          事業費：634,452千円</p>



第3埋立処分地（嵩上げ工事後）



第3排水処理場

## 小動物焼却施設

施設の名称	千歳市小動物焼却処理場
所在地	千歳市美々758番地の1
施設の概要	建築面積：29.30㎡ 構造：コンクリートブロック造平家建 処理能力：170kg / h 焼却方式：ロストル方式 防衛庁調整交付金事業（平成4・5年度） 完成年月日：平成6年3月11日 事業費：13,390千円  移設事業：市単独事業（平成15年度） 事業費：16,275千円



小動物焼却処理場

(2) し尿

汚水投入施設

施設の名称	千歳市汚水投入施設
所在地	千歳市清流 1 丁目 1 番 7 号
施設の概要	建築面積：370.17㎡ 構造：鉄筋コンクリート造平家建 処理能力：28,000 / 24 h 処理方法：除渣、希釈後下水道へ投入 市単独事業 完成年月日：平成 6 年 3 月 22 日 事業費：298,738 千円



汚水投入施設

### 3 令和5年度廃棄物処理事業用車両

#### (1) 管理部門：3台

用途	種別・用途	積載量	車名	車両番号	取得年月等	備考
連絡用	普通・乗用 (ワゴン)	7人乗り	ホンダ ストリーム	札幌503 す 624	リース H23.8	市リース
連絡用	軽自動車 (SUV)	4人乗り	スズキ ジムニー	札幌580 の 9277	リース R5.7	市リース
連絡用	軽自動車 (箱型)	4人乗り	ダイハツ ミラ	札幌581 め 8427	リース R3.6	市リース

#### (2) 収集部門：5台

用途	種別・用途	積載量	車名	車両番号	取得年月等	備考
不法投棄用	小型・貨物 (バン)	3人乗り	トヨタ ハイランDX	札幌400 ひ 6531	リース H27.8	市リース
不法投棄用	小型・貨物 (トラック)	2人乗り	トヨタ タフトラック	札幌400 め 3725	リース R5.7	市リース
不法投棄用	小型・貨物 (キャブオーバ)	2人乗り	日産 バネット	札幌400 は 7982	リース R1.7	市リース
パトロール用	軽自動車 (SUV)	4人乗り	スズキ ジムニー	札幌581 け 240	リース H27.7	市リース
パトロール用	軽自動車 (SUV)	4人乗り	スズキ ジムニー	札幌581 け 244	リース H27.7	市リース

#### (3) リサイクル部門：5台

用途	種別・用途	積載量	車名	車両番号	取得年月等	備考
資源処理用	普通・特種 (塵芥車)	3.05 t	三菱 ファイター	札幌800 は 1366	H15.3	市所有
資源処理用	大型特殊 (ショベルローダ)	1.6m <sup>3</sup>	川崎 ホイールローダ	札幌000 る 2133	H13.3	市所有 (調整交付金)
資源処理用	フォークリフト	2.5 t	三菱 F18B21656	-	H13.3	市所有 (調整交付金)
資源処理用	フォークリフト	2.5 t	三菱 F18B22571	-	H13.12	市所有
資源処理用	搭乗式清掃機	1人乗り	蔵王産業 マグナム	-	H13.3	市所有 (調整交付金)

#### (4) 破砕部門：1台

用途	種別・用途	積載量	車名	車両番号	取得年月等	備考
廃棄物処理 用	大型特殊 (ショベルローダ)	1.6m <sup>3</sup>	TCM ホイールローダ	札幌000 る 4553	H16.11	市所有 (調整交付金)

#### 4 廃棄物処理業務等委託業者一覧表

##### (1) 塵芥収集運搬業務委託業者

委託名	委託期間	業者名	住所	電話番号	備考
塵芥収集運搬業務その1	H31.4.1 ~ R 6.3.31	北海道建設サービス(株)	千歳市上長都1160 番地の36	0123- 27-8088	
塵芥収集運搬業務その2	H31.4.1 ~ R 6.3.31	(株)クリーン開発	千歳市流通 1丁目4番地の7	0123- 24-7787	
塵芥収集運搬業務その3	H31.4.1 ~ R 6.3.31	協業組合カンセイ	千歳市流通 1丁目3番地の6	0123- 23-1712	
塵芥収集運搬業務その4	H31.4.1 ~ R 6.3.31	(株)クリーン開発	千歳市流通 1丁目4番地の7	0123- 24-7787	
塵芥収集運搬業務その5	H31.4.1 ~ R 6.3.31	協業組合カンセイ	千歳市流通 1丁目3番地の6	0123- 23-1712	
塵芥収集運搬業務その6	H31.4.1 ~ R 6.3.31	(株)エヌ・ケーエンジニア リング	千歳市北信濃770 番地の9	0123- 42-1585	
塵芥収集運搬業務その7	H31.4.1 ~ R 6.3.31	(有)沢田産業	千歳市祝梅2130番 地の12	070-5612 -5867	4種 資源物
塵芥収集運搬業務その8	H31.4.1 ~ R 6.3.31	(有)協成ワーク	千歳市桂木 3丁目9番26号	0123- 27-7244	4種 資源物
塵芥収集運搬業務その9	H31.4.1 ~ R 6.3.31	北海道建設サービス(株)	千歳市上長都1160 番地の36	0123- 27-8088	4種 資源物
鉄東方面塵芥収集運搬業務	H31.4.1 ~ R 6.3.31	北海道建設サービス(株)	千歳市上長都1160 番地の36	0123- 27-8088	大型 ごみ等
鉄西方面塵芥収集運搬業務	H31.4.1 ~ R 6.3.31	(株)クリーン開発	千歳市流通 1丁目4番地の7	0123- 24-7787	大型 ごみ等

##### (2) 環境センター運転管理業務委託業者

委託名	委託期間	業者名	住所	電話番号	備考
一般廃棄物処理施設運転管理等 業務	R 4.4.1 ~ R 6.3.31	(株)日本管財環境サービス 北海道営業所	札幌市中央区南2 条西2丁目8番地	011- 218-5950	

##### (3) し尿収集運搬等業務委託業者

委託名	委託期間	業者名	住所	電話番号	備考
し尿収集運搬等業務	R 5.4.1 ~ R 6.3.31	協業組合カンセイ	千歳市流通 1丁目3番地の6	0123- 23-1712	

##### (4) 汚水投入施設運転管理業務委託業者

委託名	委託期間	業者名	住所	電話番号	備考
汚水投入施設管理業務	R 5.4.1 ~ R 6.3.31	重環オペレーション(株)北 海道支店	札幌市中央区北5 条西6丁目2番2 号	011- 222-2428	

5 廃棄物処理事業 予算・決算

(1) 歳入

(単位:千円)

款・項・目・事業	R6予算	R5決算	R4決算	R3決算	R2決算	R1決算
使用料及び手数料	523,941	515,817	507,372	499,153	499,106	552,835
手数料	523,941	515,817	507,372	499,153	499,106	552,835
衛生手数料	523,941	515,817	507,372	499,153	499,106	552,835
し尿処理手数料	20,275	21,751	20,530	20,400	19,896	22,889
塵芥処理手数料	498,593	488,028	481,123	473,629	474,021	525,051
証明手数料	6	7	8	6	9	11
廃棄物許可申請手数料	27	165	27	165	27	174
浄化槽汚泥処理手数料	4,302	4,581	4,730	4,272	4,531	4,015
生活雑排水処理手数料	738	1,285	954	681	622	695
国庫支出金	68,640	13,447	5,750	110,839	29,999	11,221
国庫補助金	68,640	13,447	5,750	110,839	29,999	11,221
総務費国庫補助金	68,640	13,447	5,750	-	-	-
特定防衛施設周辺整備調整交付金	68,640	13,447	2,560	-	-	-
再編関連訓練移転等交付金	0	0	3,190	-	-	-
衛生費国庫補助金	0	0	0	110,839	29,999	11,221
施設周辺整備助成衛生費補助金	0	0	0	110,839	29,999	11,221
道支出金	9	9	9	6	8	10
道交付金	9	9	9	6	8	10
衛生費交付金	9	9	9	6	8	10
特別徴収義務者交付金	9	9	9	6	8	10
繰入金	27,024	293,737	262,863	391,055	102,906	9,581
基金繰入金	27,024	293,737	262,863	391,055	102,906	9,581
財政調整基金繰入金	0	0	0	200,000	-	-
心のふるさと千歳基金繰入金	0	0	0	90,764	87,070	9,581
公共施設整備基金繰入金	27,024	293,737	262,863	100,291	15,836	-
諸収入	29,413	98,572	127,683	107,379	106,254	105,044
受託事業収入	0	44,640	52,176	50,859	52,793	50,992
衛生費受託収入	0	44,640	52,176	50,859	52,793	50,992
ごみ処理受託収入	0	44,640	52,176	50,859	52,793	50,992
雑入	29,413	53,932	75,507	56,520	53,461	54,052
雑入	29,413	53,932	75,507	56,520	53,461	54,052
光熱水費収入(自販機電気料)	56	57	59	32	79	146
広告料収入(指定ごみ袋用外袋広告料)	240	420	260	260	240	190
鉄屑売払収入	4,447	4,934	7,030	4,545	1,840	2,537
空缶売払収入	14,387	15,342	15,053	9,752	7,991	8,571
他会計負担金収入(スラッジセンター管理負担金)	0	22,583	36,541	37,387	37,447	37,432
PETボトル等有償入札拠出金収入	0	0	15,530	3,481	4,664	5,045
ペットボトル売払収入	9,220	9,460	0	0	0	0
再商品合理化拠出金収入	1	88	0	0	40	0
資源物売払収入	73	63	57	49	44	68
不法投棄未然防止事業助成金収入	989	985	977	998	1,050	0
その他の収入(使用済み小型家電売払など)	0	0	0	16	66	63
市債	0	6,600	24,100	113,700	155,000	94,200
市債	0	6,600	24,100	113,700	155,000	94,200
衛生費	0	0	0	113,700	155,000	94,200
廃棄物処理施設整備事業債	0	0	0	113,700	155,000	94,200
災害復旧費	0	6,600	24,100	-	-	-
災害復旧事業債	0	6,600	24,100	-	-	-
一般財源	1,381,846	989,609	1,017,915	555,742	709,837	711,331
歳入計	2,030,873	1,917,791	1,945,692	1,777,874	1,603,110	1,484,222

## (2) 歳出

(単位:千円)

款・項・目・事業	R6予算	R5決算	R4決算	R3決算	R2決算	R1決算
衛生費	1,709,833	1,604,621	1,634,663	1,472,788	1,308,189	1,168,742
清掃費	1,709,833	1,604,621	1,634,663	1,472,788	1,308,189	1,168,742
清掃総務費	485,012	362,747	325,229	153,535	75,819	58,931
ちとせ環境と緑の財団補助金	48,897	42,823	39,865	39,251	43,315	44,144
道央廃棄物処理組合負担金	426,325	313,087	277,939	112,077	25,712	11,688
一般廃棄物処理基本計画等改定業務経費	0	0	0	0	4,235	-
その他経費	9,790	6,837	7,425	2,207	2,557	3,099
塵芥処理費	585,756	411,584	394,118	372,501	376,224	372,733
塵芥収集業務委託料	404,640	309,227	312,968	309,228	309,228	306,417
収集業務経費	8,623	16,659	6,556	6,105	7,486	5,707
その他経費	172,493	85,698	74,594	57,168	59,510	60,609
し尿処理場費	12,618	11,106	12,133	10,317	11,022	10,687
施設管理業務等委託料	2,277	2,200	2,200	2,200	2,200	2,180
し尿処理場維持管理費負担金	2,133	1,276	935	871	923	907
その他経費	8,208	7,630	8,998	7,246	7,899	7,600
し尿処理費	37,454	35,899	34,965	34,671	35,073	34,848
し尿収集運搬業務等委託料	35,379	34,254	33,385	33,000	33,550	33,245
その他経費	2,075	1,645	1,580	1,671	1,523	1,603
廃棄物処理施設管理費	588,993	783,285	868,218	661,153	669,778	651,195
施設管理業務等委託料	322,080	367,488	367,488	285,340	285,340	282,747
施設維持補修費	102,642	145,343	208,544	91,925	102,301	74,433
廃棄物処理施設改良事業費	0	60,736	69,909	91,300	92,523	94,600
その他経費	164,271	209,718	222,277	192,588	189,614	199,415
廃棄物処理施設整備事業費	0	0	0	240,611	140,273	40,348
第3埋立処分地嵩上げ事業費	0	0	0	240,611	140,273	27,698
焼却処理施設クレーン整備事業費	0	0	0	0	0	12,650
公債費	140,997	147,812	144,484	141,600	159,148	181,752
公債費	140,997	147,812	144,484	141,600	159,148	181,752
元金	138,314	144,347	140,310	136,918	153,663	175,124
利子	2,683	3,465	4,174	4,682	5,485	6,628
職員費	180,043	165,358	166,545	163,486	135,773	133,728
職員費	180,043	165,358	166,545	163,486	135,773	133,728
職員費	177,401	163,103	164,543	159,287	129,387	131,880
会計年度任用職員費 (R2以降)	2,642	2,255	2,002	4,199	6,386	1,848
職員諸費 (H29~R1)						
歳出計	2,030,873	1,917,791	1,945,692	1,777,874	1,603,110	1,484,222

## 6 千歳市廃棄物減量等推進審議会

- (1) 廃棄物の減量と適正な処理に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千歳市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

### 千歳市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(委嘱辞令交付日：令和4年10月27日)

区分	小区分	推薦団体等	氏名	在任数	役職
知識経験を有する者	学識経験を有する者	公立千歳科学技術大学	吉田 淳一	5期	会長
	生活知識経験を有する者	千歳市生活学校	杉浦 玲子	4期	
	消費知識経験を有する者	千歳消費者協会	島村 美代子	1期	
	資源回収事業の知識経験を有する者	(公財)ちとせ環境と緑の財団	佐久間 裕也	2期	
	リサイクル事業の知識経験を有する者	再生事業者	鳴海 光之	2期	
	廃棄物収集運搬業の知識経験を有する者	一般廃棄物収集運搬業許可業者	曙 宏樹	4期	副会長
	廃棄物処分業の知識経験を有する者	一般廃棄物処分業許可業者	丹治 秀章	3期	
民間諸団体の代表者	地域団体	千歳市町内会連合会	高橋 和彦	1期	
	福祉団体	(社)千歳市社会福祉協議会	牧野 智寿子	1期	
	商業団体	千歳商工会議所	小川 善弘	1期	
	農業団体	道央農業協同組合千歳営農センター	今 脩	1期	
	工業団体	千歳工業クラブ	加藤 明弘	3期	
	建設団体	千歳建設業協会	村上 誓一	2期	
市長が必要と認める者	公募	-	伊藤 文泰	1期	
	公募	-	濱邊 修平	1期	
	公募	-	熊本 進誠	3期	

任期：委嘱辞令交付日から2年

## 第2章 千歳市廃棄物処理事業の実施計画



1 令和6年度 千歳市一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理の基本的事項

1 計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 処理区域 千歳市全域

3 処理計画量

(1) 一般廃棄物（し尿を除く。）

家庭廃棄物	事業系一般廃棄物	計
22,698 t	14,541 t	37,239 t

(2) 小動物の死体

骨等が必要でない小動物の死体	約1,800体
----------------	---------

(3) し尿

し尿	浄化槽汚泥	生活雑排水	計
1,613 k	1,434 k	176 k	3,223 k

(4) 関係を有する他の市町村からの受け入れ

恵庭市からのすき取り物	2,500 t
恵庭市からの自然木	10 t
恵庭市からの小動物の死体	4 t
苫小牧市からの小動物（鹿）の死体	8 t

(5) 関係を有する他の市町村への搬出

北見市への有害ごみ（蛍光管・乾電池など）の搬出	30 t
栗山町への植物性残渣（野菜くず等）の搬出	600 t

#### 4 一般廃棄物処理体制と処理方法

##### (1) 一般廃棄物（小動物の死体、し尿を除く。）

分別区分		収集運搬体制	中間処理		最終処分		
			処理体制	処理方法	処理体制	処理方法	
家庭廃棄物	ごみ類	燃やせるごみ	市（委託）	広域(委託)	焼却処理	市（委託）	埋立処分
		燃やせないごみ	市（委託）	市（委託）	破碎処理	市（委託）	埋立処分
		大型ごみ	市（委託）	市（委託）	破碎処理	市（委託）	埋立処分
	資源物	プラスチック製容器包装	市（委託）	市（委託）	再資源化	-	-
		有害ごみ	市（委託）	外部委託	無害化・再資源化	-	-
		4種資源物	市（委託）	市（委託）	再資源化	-	-
	資源物	使用済み小型家電	認定事業者による拠点回収	認定事業者	再資源化	-	-
		集団資源回収物	町内会等と契約した集団資源回収実施業者	民間業者	再資源化	-	-
		市民団体等資源回収物	各取組市民団体等が定める拠点回収等及び民間事業者	民間業者	再資源化	-	-
	一般廃棄物 事業系	焼却対象ごみ	直接搬入等	広域(委託)	焼却処理	市（委託）	埋立処分
破碎対象ごみ		直接搬入等	市（委託）	破碎処理	市（委託）	埋立処分	
埋立対象ごみ		直接搬入等	-	-	市（委託）	埋立処分	

##### (2) 小動物の死体

分別区分	収集運搬体制	中間処理		最終処分	
		処理体制	処理方法	処理体制	処理方法
小動物の死体	直接搬入	市（委託）	焼却処理	市（委託）	埋立処分

##### (3) し尿

分別区分	収集運搬体制	中間処理		最終処分	
		処理体制	処理方法	処理体制	処理方法
し尿	市（委託）	市（委託）	除渣・希釈	市（委託）	下水道投入
浄化槽汚泥	許可業者	市（委託）	除渣・希釈	市（委託）	下水道投入
生活雑排水	許可業者	市（委託）	除渣・希釈	市（委託）	下水道投入

## 5 分別区分及び排出方法

### (1) 一般廃棄物

#### 家庭廃棄物（ごみ類及び資源物）

分別区分	排出方法	収集方法	処理方法	処理手数料
燃やせるごみ	市指定ごみ袋（青色）使用	週2回 ごみステーション収集 （農村地区・支笏湖地区は週1回）	焼却後 埋立処分	1 につき 2 円
燃やせないごみ	市指定ごみ袋（黄色）使用	週1回 ごみステーション収集 （農村地区は月2回、地域の共同ステーションは週1回）	破碎後 埋立処分	1 につき 2 円
大型ごみ	大型ごみ処理手数料シールを貼付	月1回 戸別収集 事前に電話申込みが必要	破碎後 埋立処分	1個につき 300円
プラスチック製容器包装	市指定ごみ袋（白色）使用 汚れを取り除く	週1回 ごみステーション収集 燃やせないごみの収集日と同日 （農村地区は月2回、地域の共同ステーションは週1回）	破碎処理場で 再資源化 （選別）	1 につき 1 円
有害ごみ	透明・半透明の袋 「有害ごみ」と表示。	週1回 ごみステーション収集 燃やせないごみの収集日と同日 （農村地区は月2回、地域の共同ステーションは週1回）	無害化・再資源化（委託）	無 料
4種資源物	透明・半透明の袋 汚れを取り除く。	週1回 ごみステーション収集 （農村地区は月2回、地域の共同ステーションは週1回）	リサイクルセンターで再資源化（選別）	無 料
使用済み小型家電	コミュニティセンターなどの回収ボックスに投入	コミュニティセンターなどの回収ボックスによる拠点収集	民間事業者（国の認定事業者）が再資源化	無 料
集団資源回収物	回収品目別に分別して排出	町内会等の定めによる戸別収集又は拠点収集	民間事業者が再資源化	無 料
市民団体等による資源回収物	回収品目別に分別して排出	市民団体等の定めによる拠点収集	民間事業者が再資源化	無 料

自己搬入又は許可業者へ依頼する場合も、市指定ごみ袋・大型ごみ処理手数料シールは不要（自己搬入時、有害ごみ・4種資源物・使用済み小型家電の手数料は無料。それ以外は、10kgにつき60円）

事業系一般廃棄物

分別区分	収 集 方 法	処 理 方 法	処理手数料
焼却対象ごみ	事業者が自己搬入又は許可業者へ依頼	焼却後埋立処分	10kgにつき 180円
破碎対象ごみ	事業者が自己搬入又は許可業者へ依頼	破碎後埋立処分	10kgにつき 180円
埋立対象ごみ	事業者が自己搬入又は許可業者へ依頼	直接埋立処分	10kgにつき 180円

(2) 小動物の死体

分別区分	収 集 方 法	処 理 方 法	処理手数料
小動物の死体	一般家庭のペット類の自己搬入 又は許可業者へ依頼	焼却後埋立処分	10kgにつき 60円
	有害鳥獣、道路等で発見された 小動物の死体など、事業者が処理		10kgにつき 180円

焼却後、骨等の返却は行わない。

(3) し尿

分別区分	収 集 方 法	処 理 方 法	処理手数料	
し 尿	随時 戸別収集 (事前に電話申込み が必要)	汚水投入施設に投入後、 下水道終末処理場で処理	仮設 トイレ	25 につき 375円
			その他 トイレ	25 につき 250円
浄化槽汚泥	許可業者へ依頼	汚水投入施設に投入後、 下水道終末処理場で処理	25 につき 75円	
生活雑排水	許可業者へ依頼	汚水投入施設に投入後、 下水道終末処理場で処理	25 につき 75円	

## 6 適正処理対策

### (1) 排出禁止物

千歳市廃棄物の処理等に関する条例第18条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物の排出を禁止している。

ただし、千歳市廃棄物の処理等に関する規則第8条で定める処理（前処理）を施した物及び市長の指定する物は、この限りではない。

区分	品目の例示
1. 有害性のある物	・農薬、劇薬（液体洗剤など）、肥料など
2. 感染性のある物	・注射器、注射針など
3. 危険性のある物	・プロパンボンベ、火薬（大量のマッチなど）など
4. 引火性のある物	・油類（食用油、灯油、機械油、ライター用オイルなど） ・塗料（インク、ペンキなど）
5. 著しく悪臭を発する物	・し尿として処理すべき糞尿など
6. 特別管理一般廃棄物に指定されている物	・廃電子レンジなどに含まれるPCBを使用した部品
7. 収集、運搬又は処分に際し特別の取扱いを要する物で規則に定めるもの	・分別がされていない物 ・引っ越し等により一時に大量に排出した物 ・火災ごみ及び工作物の解体に伴って生じた廃木材等
8. その他	・耐火金庫

上記に記載があるほか、庭石、土砂、石などの自然物であって、廃棄物に該当しないものについても、受け入れしていない。

### (2) 適正処理困難物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定により、適正処理困難物として指定された廃棄物については、適正処理の促進を図るよう関係業界との協議や国への要望を行う。

### (3) その他

家電リサイクル法等、他の法律で小売業者、製造業者等によりリサイクルが義務付けられているもの、その他のものについては、市では収集・受入を行わず、市民に対してリサイクルルートへの適切な誘導を行うことで、適正処理を推進する。

家電リサイクル法に基づく物	・テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン
自動車リサイクル法や二輪車リサイクルシステムの対象物	・自動車の主要部品、オートバイなど
資源有効利用促進法等に基づき広域処理されている物	・廃タイヤ、パソコン用ディスプレイ（ブラウン管・液晶）、除湿機（フロンを使用しているもの）、バッテリー、消火器など

## 7 千歳市廃棄物処理施設

### (1) 廃棄物

施設区分	施設名称	所在地	処理能力 (埋立処分地においては、埋立容積)
管理施設	千歳市環境センター管理棟	千歳市美々758番地の54	-
搬入管理施設	千歳市環境センター計量所	千歳市美々758番地の193 千歳市美々758番地の53、141	-
再資源化処理施設	千歳市リサイクルセンター	千歳市美々758番地の141	17t/h
焼却処理施設	道央廃棄物処理組合焼却施設	千歳市根志越2533番地の1	158t/24h
破砕処理施設	千歳市破砕処理場	千歳市美々758番地の53、141	40t/5h
最終処分施設	千歳市第1最終処分場		
	千歳市第1埋立処分地	千歳市美々758番地の1	518,230m <sup>3</sup>
	千歳市第1排水処理場	千歳市美々758番地の52	100m <sup>3</sup> /24h
	千歳市第2最終処分場		
	千歳市第2埋立処分地	千歳市美々758番地の1	444,364m <sup>3</sup>
	千歳市第2排水処理場	千歳市美々758番地の52	190m <sup>3</sup> /24h
	千歳市第3最終処分場		
	千歳市第3埋立処分地	千歳市美々758番地の1	415,891m <sup>3</sup>
	千歳市第3排水処理場	千歳市美々758番地の52	120m <sup>3</sup> /24h

受入日(道央廃棄物処理組合焼却施設以外): 祝日を含む月~土曜日(12月31日~1月3日を除く。)

受入日(道央廃棄物処理組合焼却施設): 祝日を含む月~土曜日(1月1日~1月3日を除く。)

受入時間: 午前8時30分~午後4時30分

### (2) 小動物の死体

施設区分	施設名称	所在地	処理能力
焼却処理施設	千歳市小動物焼却処理場	千歳市美々758番地の1	170kg/h

受入日: 祝日を含む月~土曜日(12月31日~1月3日を除く。)

受入時間: 午前8時30分~午後4時30分

### (3) し尿

施設区分	施設名称	所在地	処理能力
污水投入施設	千歳市污水投入施設	千歳市清流1丁目1番7号	28,000/24h

受入日: 月~金曜日(祝日及び12月31日~1月3日を除く。)

受入時間: 午前8時30分~午後4時30分

8 一般廃棄物処理業許可事業者

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可業者

	許可 番号	許可期間	業者名	所在地	電話番号	備考
1	3	R6.4.1~ R8.3.31	(株)クリーン開発	千歳市流通1丁目4番地の7	0123- 24-7787	
2	5	R6.4.1~ R8.3.31	早来工営(株)	(千歳営業所) 千歳市文京1丁目2番地の3	0145- 22-3731	限定許可
3	6	R6.4.1~ R8.3.31	(協)カンセイ	千歳市流通1丁目3番地の6	0123- 23-1712	
4	7	R6.4.1~ R8.3.31	(株)千歳衛生 排水公社	千歳市大和1丁目9番3号	090- 7512- 3937	浄化槽汚泥、 生活雑排水 に限る。
5	9	R6.4.1~ R8.3.31	(有)協成ワーク	千歳市桂木3丁目9番26号	0123- 27-7244	
6	12	R6.4.1~ R8.3.31	(有)沢田産業	千歳市祝梅2130番地の12	070- 5612- 5867	
7	13	R6.4.1~ R8.3.31	北海道建設 サービス(株)	千歳市上長都1160番地の36	0123- 27-8088	
8	14	R6.4.1~ R8.3.31	(株)エヌ・ケー エンジニアリング	千歳市北信濃770番地の9	0123- 42-1585	
9	17	R6.4.1~ R8.3.31	(株)北海道シーアイ シー研究所	千歳市泉沢1007番地の69	0123- 28-2118	限定許可
10	24	R6.4.1~ R8.3.31	(有)イワオ	千歳市祝梅1022番地の1	0123- 23-3868	
11	38	R5.3.1~ R7.2.28	リサイクル ファクトリー(株)	(千歳事業所) 千歳市中央690番地の1	0123- 29-2030	限定許可
12	48	R6.4.1~ R8.3.31	セントラルリーシ ングシステム(株)	(千歳事業所) 千歳市美々987番地の22	0123- 46-5411	限定許可
13	49	R5.8.17~ R7.8.16	公益社団法人 千歳市シルバー 人材センター	千歳市本町3丁目11番地	0123- 26-2277	限定許可

現在、上記許可業者の収集運搬能力が、市内で発生する一般廃棄物の排出量を超えていることから、これ以上の新規許可は認めていません。ただし、排出事業者を特定し、その事業所からの事業系一般廃棄物のみを収集運搬する場合に限り、許可する場合があります。(限定許可)

(2) 一般廃棄物処分業許可業者

	許可番号	許可期間	業者名	所在地	電話番号	取扱廃棄物の種類	処理能力
1	34	R5.5.23~ R7.5.22	(株)クリーン開発	千歳市流通1丁目4番地の7	0123- 24-7787	一般廃棄物: 廃発泡スチロール	0.32t /日
2	39	R5.3.1~ R7.2.28	リサイクル ファクトリー(株)	(千歳事業所) 千歳市 中央690番地の1	0123- 29-2030	事業系一般廃棄物: 木くず、すき取り 物、刈草	160t /日
						事業系一般廃棄物: 動植物性残渣	2.0t /日
3	40	R5.12.1~ R7.11.30	(株)丹治秀工業	(千歳工場) 千歳市 駒里2211番地の4	0123- 22-6220	事業系一般廃棄物: 木くず	180t /日
4	46	R4.11.1~ R6.10.31	(株) HMエスパス	千歳市 美々1292番地の 659	0123- 42-0530	事業系一般廃棄物: 動植物性残渣、 動物の死体、 刈草、剪定枝	4.5t /日

(3) 浄化槽清掃業許可業者

	許可番号	許可期間	業者名	所在地	電話番号	備考
1	29	R6.4.1~ R8.3.31	(協)カンセイ	千歳市流通1丁目3番地の6	0123- 23-1712	し尿、浄化槽汚泥、 生活雑排水
2	30	R6.4.1~ R8.3.31	(株)エヌ・ケー エンジニアリング	千歳市北信濃770番地の9	0123- 42-1585	浄化槽汚泥、 生活雑排水
3	31	R6.4.1~ R8.3.31	(株)千歳衛生 排水公社	千歳市大和1丁目9番3号	090- 7512- 3937	浄化槽汚泥、 生活雑排水

## 廃棄物処理計画

### 1 一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定している現計画は、平成28年度から令和12年度までの15年間の計画期間としており、令和2年度に中間見直しを行っており、次の中間見直し年次は令和7年度となります。

現計画は、関係法令及び諸計画を踏まえ、低炭素社会・自然共生社会に配慮し、現計画の基本目標である“地球にやさしく、自然環境と共生する持続的発展が可能な循環型社会の構築”を推進します。

### 2 廃棄物の減量目標

家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の発生を抑制するための施策を展開し、廃棄物の減量を図ります。

令和6年度においては、廃棄物総搬入量の目標値を37,239t以下とします。

### 3 家庭廃棄物の減量目標

家庭廃棄物の有料収集、生ごみの堆肥化の普及、ノーレジ袋運動支援及び減量マニュアルの市ホームページでの周知など、廃棄物の発生抑制に取り組み、家庭廃棄物の減量を図ります。

令和6年度においては、1人1日当たり排出量の目標値を640g以下とします。

### 4 リサイクルの目標

循環型社会の形成に向け、市民・事業者・行政が連携・協働しながら、廃棄物の減量化とリサイクルを推進していきます。

令和6年度においては、リサイクル量合計の目標値を7,145t以上とし、一般廃棄物のリサイクル率19.2%以上を目指します。

### 5 廃棄物収集運搬計画

燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ及びプラスチック製容器包装については、市内を6ブロックに分割し、4種資源物については、市内を3ブロックに分割し、安全で効率的なステーション収集方式を継続します。(大型ごみについては戸別収集方式、使用済み小型家電については市内13か所の拠点回収方式、集団資源回収物は各町内会等が指定する回収方法、市民団体等資源回収物については各取組民間団体が定める回収方法)

### 6 廃棄物処理計画

焼却処理施設では29,180tを、破碎処理施設では6,367tを、再資源化処理施設では1,484tを受け入れて中間処理します。

### 7 廃棄物処分計画

最終処分施設では焼却残渣の4,154t、破碎残渣の1,013t及び直接埋立の213tの計5,380tを受け入れて最終処分します。

## し尿処理計画

### 1 し尿収集運搬計画

#### (1) し尿

収集を希望する場合は、事前にし尿くみ取り専用受付に電話申込みをし、市委託業者が、随時、収集運搬します。

#### (2) 浄化槽汚泥・生活雑排水

収集を希望する場合は、許可業者に申込みをし、市の許可業者が、随時、収集運搬します。

### 2 し尿処理計画

し尿・浄化槽汚泥・生活雑排水は、汚水投入施設において、し渣等を除去し、希釈調整した後、下水終末処理場で処理します。

汚水投入施設では、し尿の1,613kl、浄化槽汚泥の1,434kl及び生活雑排水の176klの計3,223klを受け入れて処理します。

## 施設整備計画

### 1 計量施設整備計画

現行の計量所は供用開始から35年以上経過し、建屋の不同沈下など老朽化が進行していることから、建屋倒壊や設備故障などが発生した場合、廃棄物処理業務が停滞する恐れがあるため、今後の安定した計量処理業務体制を整えることを目的として、破碎処理場の計量器を活用した整備を推進し、令和6年度は施設整備工事を行います。

### 2 破碎処理場火災対策整備計画

令和4年度に発生した破碎処理場火災事故の再発防止対策として、令和5年度に破碎処理場内のコンベアや貯留ピット等に赤外線カメラや監視カメラを設置しました。

## 発生抑制・再使用の施策

### 1 循環型社会の構築に向けた教育の推進

#### (1) 学校・家庭における環境学習等

学校と連携して、「ごみ減量・リサイクル標語」コンクールを継続し、環境教育の動機づけを図り、年少期から廃棄物の分別やリサイクルへの理解や意識の高揚に努め、環境に配慮した生活習慣の定着を図ります。また、日常的な情報の発信と共有を図るため、広報紙・ホームページ等による啓発を行い、学校・家庭等での環境学習を積極的に促進します。

#### (2) 施設見学

学校・町内会・各種団体等に対して環境センター施設見学を実施し、廃棄物の分別やリサイクルに関する意識の啓発を図るとともに、廃棄物処理への関心を深めてもらいます。

### 2 家庭廃棄物の有料収集

適正な処理費用の確保に当たり、安定したごみ袋の供給や保管配送システムの維持に努めることとし、処理手数料は、家庭廃棄物の排出状況及び廃棄物処理費用の推移等を勘案しながら、原則、計画の中間年次及び目標年次において見直ししていきます。

### 3 生ごみの堆肥化・減量化の推進

生ごみの堆肥化及び減量化を推進するため、市民への段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットの提供のほか、生ごみ処理機等の購入費助成を継続するとともに、生ごみを減らす取組の普及・啓発を推進します。

令和6年度の生ごみ処理機等の購入費助成台数については、電動生ごみ処理機で13台、密閉型容器・コンポスト容器で50台を予定しています。

また、出前講座や各種イベント等で、段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットの実演展示・配布を行うなど、生ごみの堆肥化を推進し、廃棄物の減量を図ります。

### 4 ノーレジ袋運動の支援

ノーレジ袋運動(マイバッグなどを持参し、レジ袋を受け取らないこと)に取り組む団体の活動を積極的に支援します。

また、協定店についてホームページ等に掲載し、ノーレジ袋運動への参加について市民に働きかけます。

### 5 エコ商店認証制度の取組

家庭から出る廃棄物の減量化には、販売店・小売店の理解、協力が不可欠であることから、廃棄物減量化・資源化の推進に取り組んでいる小売店を「千歳市エコ商店」として認証し、ホームページ等への掲載により「千歳市エコ商店」について市民周知を行います。

### 6 再使用の推進

長時間使用できる商品やリペア(修理)サービス、リース及びレンタルサービス等の活用、再使用の推進を普及啓発します。

### 7 大型ごみの再使用の推進

大型ごみを修理し、リサイクルフェスティバルで提供するなど、大型ごみの再使用を推進します。

## 再生利用の施策

### 1 再生利用品の使用促進

広報誌・ホームページ等を通じて、再生利用品の使用促進について普及啓発します。

また、リサイクルフェスティバル・ちとせ消費者まつり等のイベント時に、再生利用品の展示を行います。

### 2 リサイクル品目の拡大

再資源化の取組を推進するため、リサイクル品目の拡大について検討を継続します。

近年では、平成26年4月から貴金属やレアメタルが含まれる使用済み小型家電の無料回収を開始したほか、平成30年4月からは集団資源回収により雑がみ及び鉄くずの回収を開始しています。

### 3 資源回収拠点の拡大

コミュニティセンター等で使用済み小型家電や民間資源回収物を無料で回収しており、今後も、公共施設等での回収のほか、市民が自主的に資源を持ち込める回収拠点づくりに努めます。

また、民間拠点回収事業者との連携を図り、千歳市全体での資源回収体制の効率化を図ります。

#### 4 集団資源回収システムの継続

事業主体である公益財団法人ちとせ環境と緑の財団と連携し、今後も事業の安定した運用に努めます。

なお、平成24年10月から、集団資源回収の方式を還元金方式から奨励金方式に移行したことで、集団資源回収実施団体と回収業者との契約によっては、土曜日、日曜日の回収や戸別回収が可能になっているほか、平成30年4月から、「雑がみ」「鉄くず」の集団資源回収物の品目拡大を行っています。

#### 5 リサイクル取組団体等への支援

リサイクル取組団体が実施している3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進活動やイベント等について、広報紙、ホームページ等を通じて、広く市民に周知し、市民団体の取組を支援するとともに、市民のリサイクル意識の高揚を図ります。

#### 6 資源の適正分別の推進等

リサイクルを更に推進するために、適正分別排出の徹底に向け、広報誌やホームページ等を活用して、廃棄物の分別排出方法等について情報発信・普及啓発活動を行います。

また、ペットボトルについては「ボトルtoボトル」の水平リサイクルを実施し、リサイクルの見える化に取り組めます（令和5年4月開始）。

### 熱回収の施策

#### 廃熱利用の継続

令和6年度以降は、広域の焼却施設において、廃棄物焼却に伴う熱エネルギーの回収と有効利用を継続し、地球環境に与える負荷の低減を図っていきます。

### 適正処理の施策

#### 1 廃棄物搬入時の指導強化

令和6年度以降は、環境センター及び道央廃棄物処理組合焼却施設の両施設に廃棄物を直接搬入するに当たって、免許証等の本人確認書類の提示や、搬入申込書の提出を必須とすることなどにより、搬入基準に適合したもののみを受け入れることとし、廃棄物の適正処理につなげていきます。

また、破砕処理場内のダンピングボックスによる搬入物の展開検査を実施し、分別の徹底を図ります。

そのほか、リチウムイオン電池やスプレー缶等の分別不良が、廃棄物処理の過程において火災・爆発の発生原因となり、施設の稼働停止につながるため、「広報ちとせ」「市公式SNS」「ホームページ」などの媒体を活用した周知啓発や、各種イベントや講習会、会議、出前講座等により適正な分別排出について啓発活動を行い、不適正排出に関する分別指導を徹底します。

#### 2 適切な廃棄物処理システムの推進

収集運搬体制については、ステーション収集方式を継続し、引き続き、経済的・効率的な収集を推進します。

また、大型ごみのふれあい収集を継続し、市民サービスの提供を行います。

### 3 安全で効率的な施設運営の推進

効率的な施設運営及び廃棄物処理経費の抑制を目的とし、平成24年度から計量所、リサイクルセンター、焼却処理場、破碎処理場、最終処分場の5施設を一本化した運営管理を民間に委託しておりましたが、令和6年度からは焼却処理場を広域化したことから、計量所、リサイクルセンター、破碎処理場、最終処分場の4施設に変更しており、安全で効率的な施設運営に努めます。

### 4 廃棄物処理の広域化

国においては、ダイオキシン類の削減や施設整備費の縮減などの観点から、市町村に対し、廃棄物処理施設の集約化などにより、ごみを広域的に処理することを求めています。千歳市は、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町及び栗山町の2市4町で「道央廃棄物処理組合」を構成し、広域的な廃棄物処理の取り組みとして、令和6年4月から供用を開始している焼却施設の管理運営に必要な事業及び最終処分場の候補地選定事業を進めます。

### 5 千歳市災害廃棄物処理計画の取組

平成28年度に策定した「千歳市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に一般廃棄物の処理を円滑に行えるよう取り組みます。

### 6 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療廃棄物の取扱い等について医療機関等と連携を図り、適正な排出指導・処理を実施します。

### 7 ごみステーションの適正管理

#### (1) ごみステーションの管理

「千歳市ごみステーション設置等に関する要領」に基づき、町内会等はごみボックスなどの適正な維持管理を行い、市は、ごみステーションの清掃、清掃指導員及び適正ごみ処理推進員による排出方法の周知・指導を行います。

#### (2) 共同住宅のごみ保管場所の設置要請

平成5年度以降に建設された6戸以上の共同住宅は、家庭ごみ保管場所の設置義務があります。

5戸以下及び平成5年3月以前に建設された共同住宅についても排出環境の整備と公衆衛生の向上を図るため、管理会社・所有者に対する専用ごみボックス設置要請を継続します。

### 8 不法投棄への対応強化

#### (1) 千歳市適正ごみ処理推進員や町内会等との連携を強化して、不適正排出者に対して指導を行います。

#### (2) 転入者や外国人に対し、「千歳市ごみ分別の手引き」、外国語版の「クリーンシティちとせ簡易版」を配布するなど、適正排出方法を継続して周知します。

#### (3) 不法投棄の多い地区を重点的に巡回し、不法投棄防止啓発看板やのぼりの設置のほか、警察や関係機関との連携を図るなど、不法投棄の防止・摘発に努めます。

#### (4) 広報ちとせ・ホームページ等により不法投棄は犯罪であることを周知します。

## 事業系一般廃棄物の対策

- 1 事業系一般廃棄物の減量化・再資源化  
広報紙、ホームページ等により、事業系一般廃棄物の減量化と再資源化の動機付け及び排出者責任の明確化について、引き続き啓発を行います。
- 2 事業系一般廃棄物の分別・再資源化の推進
  - (1) 事業系一般廃棄物の分別再資源化を推進するため、広報紙やホームページなどを通じて、排出事業者へ向けた再資源化事業者（民間処理施設）の紹介などを行い、リサイクル意識の啓発を行います。
  - (2) 火災の原因となる二次電池（リチウムイオン電池ほか）などの不適正排出の抑制・防止を目的として、一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、搬入された廃棄物の展開検査を実施し、分別の適正度の確認及び指導を行うとともに、資源の分別収集の重要性についても理解を求めていきます。
  - (3) 建設リサイクル法でリサイクルが義務付けられていない小規模な工事に対しても、木材やコンクリートくず等の建設廃材のリサイクルが促進されるよう、排出事業者や千歳建設業協会等に意識啓発を図ります。
- 3 事業系一般廃棄物の処理区域移動  
処理区域外からの搬入  
千歳市の処理区域外で発生した一般廃棄物を、千歳市内に所在する処理施設へ搬入する処理区域移動については、当該廃棄物が発生する区域を所管する市町村から事前協議を受け、一定の要件を満たしていることが確認できた場合に限り、千歳市内の処理施設へ搬入することを認めます。  
なお、民間の処理施設へ搬入する場合には、他市町村の計画と本計画との整合性を図るよう努めていきます。

## その他

### 千歳市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の減量と適正な処理に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千歳市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

現在の千歳市廃棄物減量等推進審議会は、知識経験を有する者8名、民間諸団体の代表者5名、市長が必要と認める者（公募委員）3名の計16名で組織し、任期は令和4年10月27日から令和6年10月26日までの2年間としています。

## **第3章 千歳市廃棄物処理事業の実績**



# 1 廃棄物処理実績

## (1) 廃棄物搬入実績等

### ① 千歳市内の総排出量実績

(単位:t/年)

年度	一般廃棄物			産業廃棄物	総搬入量
	家庭廃棄物	事業系一般廃棄物	計		
R5	22,103.8	16,605.3	38,709.1	506.4	39,215.4
R4	23,199.0	17,146.3	40,345.3	563.8	40,909.1
R3	23,442.2	19,528.9	42,971.1	540.5	43,511.6
R2	23,910.2	15,959.9	39,870.1	549.6	40,419.7
R1	23,166.4	15,052.5	38,218.9	546.0	38,764.9

- ※ 家庭廃棄物については、千歳市環境センターに搬入されたものに、集団資源回収物等の実績を加えたもの
- ※ 事業系一般廃棄物については、千歳市環境センターに搬入されたものに、民間処理施設搬入量を加えたもの
- ※ 産業廃棄物については、千歳市環境センターに搬入されたもののみ。

### ② 1人1日当たり排出量

年度	人口		世帯			家庭廃棄物				
	全市(人)	収集人口(人)	全市(世帯)	収集世帯(世帯)	実施率(%)	排出量(t)	1世帯当たり(kg)	1人当たり(kg)	1人1日当たり(g/人日)	日数(日)
R5	98,015	97,817	52,181	51,983	99.6	22,103.8	425.2	226.0	617.4	366
R4	97,665	97,394	51,406	50,771	98.8	23,199.0	456.9	238.2	652.6	365
R3	97,766	97,449	51,042	50,725	99.4	23,442.2	462.1	240.6	659.1	365
R2	98,122	97,703	50,975	50,556	99.2	23,910.2	472.9	244.7	670.5	365
R1	97,410	97,047	49,966	49,603	99.3	23,166.4	467.0	238.7	652.2	366

※ 各年度の人口・世帯は、住民基本台帳10月1日現在(環境省実態調査基準日)の値

$$\frac{\text{1人1日当たり排出量 (令和5年度)}}{\text{1人1日当たり排出量 (令和5年度)}} = \frac{22,103.8 \text{ t(排出量)}}{97,817 \text{ 人(収集人口)}} \div 366 \times 1,000,000 = 617.4 \text{ g/人日}$$

### ③ リサイクル率の推移

(単位:t/年)

年度	集団資源回収物ほか	4種資源物(資源化量)	プラスチック製(容器包装)資源化量	小使用家電	破碎不適物	破碎鉄	破碎アルミ	有害ごみ	市民団体等による資源回収物	民間事業者による資源回収物	民間処理施設資源化量	リサイクル量	リサイクル率(%)
R5	1,824.8	775.6	296.9	30.8	163.6	286.1	15.9	76.9	24.5	1,501.9	4,160.8	9,157.8	23.7
R4	2,054.0	784.4	216.0	38.6	195.8	298.5	24.4	72.5	23.5	1,588.3	5,283.1	10,579.1	26.2
R3	2,101.4	808.4	229.4	38.0	140.3	366.2	19.8	85.5	13.3	1,538.4	8,387.2	13,727.9	31.9
R2	2,204.5	825.5	223.7	47.4	146.8	436.8	21.3	58.8	17.9	1,582.6	4,644.8	10,210.1	25.6
R1	2,413.2	801.4	196.3	58.3	116.4	416.9	18.3	61.1	26.8	1,651.3	5,760.0	5,760.0	15.1

※ 「集団資源回収物ほか」については、「古紙類直接搬入分」「公共施設古紙類等回収分」を含む。(P41参照)

※ 令和2年度から、民間処理施設における資源化量を実績値に加算している。

$$\text{リサイクル率 (令和5年度)} = \frac{9,157.8 \text{ t(リサイクル量)}}{38,709.1 \text{ t(一般廃棄物総排出量)}} \times 100 = 23.7 \%$$

④ 家庭廃棄物の内訳

(単位:t/年)

年度	区分	燃やせる ごみ	燃やせない ごみ	大型ごみ	有害ごみ	プラスチック 製容器包装	4種資源物	使用済み 小型家電	回収物ほか 集団資源	民間資源回収物 (市民団体等・ 民間事業者)	計
R5	計画	11,705.5	2,294.9	233.6	76.9	758.2	1,110.3	—	—	—	16,179.6
	直接	1,769.1	764.8	—	—	—	8.3	17.2	1,769.0	—	4,328.4
	拠点	—	—	—	—	—	—	13.6	55.8	1,526.4	1,595.8
	計	13,474.6	3,059.7	233.6	76.9	758.2	1,118.6	30.8	1,824.8	1,526.4	22,103.8
R4	計	13,931.7	3,297.1	246.0	72.5	821.3	1,126.0	38.6	2,054.0	1,611.8	23,199.0
R3	計	14,199.3	3,293.4	231.6	85.5	780.5	1,160.8	38.0	2,101.4	1,551.7	23,442.2
R2	計	14,334.9	3,428.3	253.4	58.8	831.8	1,150.6	47.4	2,204.5	1,600.5	23,910.2
R1	計	13,742.0	3,108.7	218.5	61.1	782.3	1,104.2	58.3	2,413.2	1,678.1	23,166.4

※計画……市が収集運搬を委託している車両で環境センターに搬入したもの

※直接……排出者本人（又は許可業者）が環境センターに搬入したもの、不法投棄されて市が回収したもの  
（集団資源回収物ほかの「直接」には、公共施設で回収し、直接資源化しているものを含む。）

※拠点……環境センターには持ち込まれず、コミュニティセンターや町内会の資源庫等で回収し、  
直接資源化しているもの

※燃やせるごみには、小動物焼却処理場に搬入されたものを含む。

※「集団資源回収物ほか」については、「古紙類直接搬入分」「公共施設古紙類等回収分」を含む。（P41参照）

⑤ 事業系一般廃棄物搬入実績

(単位:t/年)

年度	焼却対象ごみ	破碎対象ごみ	埋立対象ごみ	民間処理施設搬入量	計
R5	10,388.6	2,009.2	46.6	4,160.8	16,605.3
R4	9,672.4	2,056.2	134.6	5,283.1	17,146.3
R3	9,116.3	1,836.6	188.8	8,387.2	19,528.9
R2	9,201.5	1,977.5	136.1	4,644.8	15,959.9
R1	12,138.6	2,472.6	441.3	—	15,052.5

※焼却対象ごみには、小動物焼却処理場に搬入されたものを含む。

※焼却対象ごみには、南空知公衆衛生組合から受け入れたものを含まない。

※令和2年度から、民間処理施設における事業系一般廃棄物搬入量を実績値に加算している。

⑥ 産業廃棄物搬入実績

(単位:t/年)

年度	焼却対象ごみ	破碎対象ごみ	埋立対象ごみ	計
R5	140.3	35.2	330.8	506.4
R4	103.2	38.6	422.0	563.8
R3	126.7	47.4	366.4	540.5
R2	161.5	85.8	302.3	549.6
R1	144.3	87.4	314.3	546.0

※産業廃棄物は、条例で定める7品目（燃え殻、ガラスくず等、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣）のみを受け入れており、業種の指定については、法令で定めたとおり。また、市内から発生したものに限る。

⑦ 計量所計量実績

(単位:t/年)

年度	計 量 所 搬 入 量							
	家庭ごみ		事業ごみ		産業廃棄物		計	
	搬入台数 (台)		搬入台数 (台)		搬入台数 (台)		搬入台数 (台)	
R5	85,263	18,721.8	13,736	14,330.6	1,131	506.4	100,130	33,558.8
R4	92,368	19,494.5	13,834	14,315.6	1,363	563.8	107,565	34,373.9
R3	92,095	19,751.1	13,240	13,699.1	1,208	540.5	106,543	33,990.7
R2	94,234	20,057.8	14,240	14,012.1	1,225	549.6	109,699	34,619.5
R1	83,844	19,016.8	15,862	17,636.9	1,239	546.0	100,945	37,199.7

※ 使用済み小型家電、民間資源回収物、集団資源回収物ほかは、計量実績に含まれない。

※ 事業ごみには、南空知公衆衛生組合分（令和5年度：1883.6t）及び恵庭市分（令和5年度：2.7t）の可燃ごみを含む。

⑧ ごみステーション設置状況

(単位:件)

年度	新設	移設	廃止	看板 交換	ネット 交換・補修	ごみステーション数 (箇所)				計
						ごみステーション		ごみボックス		
						町内会	共同住宅	町内会	共同住宅	
R5	40	15	11	3,292	2	13	0	1,908	1,384	3,305
R4	41	24	12	764	10	18	0	1,865	1,405	3,288
R3	64	27	4	503	9	58	0	1,874	1,379	3,311
R2	78	37	7	456	4	58	1	1,854	1,338	3,251
R1	83	45	9	715	8	60	1	1,846	1,273	3,180

※ 廃止には、ごみステーションからごみボックスに変更した数を含む。

※ R4年度・R5年度のごみステーション数については、一部、現地調査により判明した実数を反映している。

⑨ 不適正排出・不法投棄

年度	不法投棄件数 (件)			左記のうち、家電リサイクル法対象品目の 不法投棄台数 (台)					自主回収	
	ST投棄	その他	計	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機等	計	件数	率
									(件)	(%)
R5	69	142	211	0	39	7	3	49	50	23.7
R4	165	187	352	1	40	15	12	68	196	55.7
R3	167	168	335	0	48	9	13	70	141	42.1
R2	256	224	480	0	59	21	22	102	214	44.6
R1	189	147	336	0	44	23	10	77	90	26.8

※ STは、ごみステーションの略で、ごみステーションで収集を行っていない大型ごみ・事業系ごみ・家電リサイクル法対象品目などの投棄件数

※ 自主回収は、排出者や土地所有者・管理者等による回収件数

⑩ ボランティア清掃等実施状況

年度	町内会大掃除		ボランティア清掃		計	
	件数 (件)	収集量 (t)	件数 (件)	収集量 (t)	件数 (件)	収集量 (t)
R5	122	3.7	103	5.0	225	8.7
R4	125	1.1	136	4.7	261	5.8
R3	114	3.0	141	3.1	255	6.1
R2	111	2.5	130	2.1	241	4.6
R1	126	2.8	130	4.2	256	7.0

※ ボランティア清掃の収集量は、ごみステーションに排出されたものを除く。

## (2) 廃棄物処理場等処理実績

## ① リサイクルセンター処理実績

(単位:t/年)

年度	4種資源物搬入量	4種資源物中間処理(選別・圧縮梱包)量						リサイクル残渣	稼働時間(h)
		雑びん	金属類		プラスチック類				
			スチール缶	アルミ缶	ペットボトル	トレイ等発泡スチロール	収集袋		
R5	1,118.6	307.1	47.4	129.8	286.7	20.2	0.0	327.5	1,373.2
R4	1,125.9	356.9	46.3	125.9	280.2	23.3	0.0	293.3	1,407.8
R3	1,160.8	393.0	47.5	119.4	285.1	30.6	0.0	285.3	1,402.7
R2	1,150.6	381.7	53.2	119.3	257.7	33.9	3.0	301.8	1,385.0
R1	1,104.2	329.4	52.1	112.0	241.5	31.0	68.2	270.0	1,327.4

## &lt;古紙類直接搬入分&gt;

(単位:t/年)

年度	直接搬入量				直接資源化量
	古紙類			紙パック	
	新聞	雑誌	段ボール		
R5	3.3	2.6	4.4	0.1	10.4
R4	2.5	3.4	4.7	0.1	10.7
R3	2.9	3.4	6.8	0.1	13.2
R2	4.1	3.7	5.6	0.1	13.5
R1	6.1	4.5	5.4	0.1	16.1

② 焼却処理場処理実績

(単位:t/年)

年度	焼却搬入量	焼却処理量			焼却残渣	稼働時間(h)		
		一般廃棄物	産業廃棄物	破碎可燃物		1号炉	2号炉	計
R5	24,706.5	23,863.2	140.3	702.9	2,721.1	4,758.6	2,099.0	6,857.6
R4	24,253.2	23,604.1	103.2	545.8	2,682.9	7,435.1	1,093.8	8,528.9
R3	23,952.3	23,315.6	126.7	510.0	2,830.1	7,310.0	1,144.4	8,454.4
R2	23,973.7	23,536.4	161.5	275.8	2,925.5	7,157.1	1,053.1	8,210.2
R1	26,241.0	25,880.6	144.3	216.1	3,394.3	7,350.3	1,741.7	9,092.0

※ 焼却量には、小動物焼却処理場に搬入されたものを含み、南空知公衆衛生組合から受け入れたものは含まない。

※ 令和5年度における焼却炉の稼働時間については、令和5年12月から道央廃棄物処理組合焼却施設の試運転開始に伴い減少している。

③ 破碎処理場処理実績

(単位:t/年)

年度	破碎搬入量	破碎処理後排出量							稼働時間(h)
		破碎不適物	破碎鉄	破碎アルミ	プラスチック製容器包装	破碎可燃物	破碎残渣(不燃物)	合計	
R5	6,355.5	163.6	286.1	15.9	296.9	702.9	4,918.2	6,383.6	1,626.7
R4	6,531.5	195.8	298.5	24.4	216.0	545.8	4,468.4	5,748.9	1,661.9
R3	6,191.2	140.3	366.2	19.8	229.4	510.0	5,062.2	6,327.9	1,848.3
R2	6,759.3	146.8	436.8	21.3	223.7	275.8	5,751.4	6,855.8	1,907.8
R1	6,877.8	116.4	416.9	18.3	196.3	216.1	6,520.4	7,484.4	1,940.1

④ 最終処分場処分実績

(単位:t/年)

年度	第1埋立処分地	第2埋立処分地	第3埋立処分地	計
R5	433.1	0.0	7,651.1	8,084.2
R4	568.8	593.8	6,766.4	7,929.0
R3	505.0	8,226.0	0.0	8,731.0
R2	469.2	8,472.5	292.9	9,234.6
R1	732.3	0.0	9,999.7	10,732.0

⑤ 小動物焼却処理場処理実績

(単位:匹/年)

年度	犬	猫	その他	計
R5	86	244	2,762	3,092
R4	88	248	2,316	2,652
R3	110	216	1,663	1,989
R2	112	216	1,254	1,582
R1	134	246	1,120	1,500

## 2 廃棄物組成分析調査（区域内のうち、3地区を抽出）

### (1) 家庭廃棄物の組成分析

#### ① 燃やせるごみ

(単位:%)

年度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック製容器包装	有害ごみ	4種資源物	集団資源回収物
R5	94.1	4.6	0.0	0.0	1.3	0.0
R4	-	-	-	-	-	-
R3	97.3	0.6	1.8	0.0	0.3	0.0
R2	-	-	-	-	-	-
R1	86.6	0.9	4.4	0.0	0.0	8.1

※ 令和2年度及び令和4年度の組成分析調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施していない。

#### ② 燃やせないごみ

(単位:%)

年度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック製容器包装	有害ごみ	4種資源物	集団資源回収物
R5	20.0	12.8	39.5	0.2	27.5	0.0
R4	-	-	-	-	-	-
R3	5.7	46.6	36.6	1.5	9.6	0.0
R2	-	-	-	-	-	-
R1	11.0	30.2	34.9	0.5	23.4	0.0

※ 令和2年度及び令和4年度の組成分析調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施していない。

#### ③ プラスチック製容器包装

(単位:%)

年度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック製容器包装	有害ごみ	4種資源物	集団資源回収物
R5	14.2	4.5	79.5	0.3	1.5	-
R4	-	-	-	-	-	-
R3	0.7	5.2	92.6	0.0	1.5	0.0
R2	-	-	-	-	-	-
R1	4.9	11.3	77.1	0.0	6.7	0.0

※ 令和2年度及び令和4年度の組成分析調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施していない。

#### ④ 4種資源物

(単位:%)

年度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック製容器包装	有害ごみ	4種資源物	集団資源回収物
R5	0.6	0.0	7.6	0.2	91.6	0.0
R4	-	-	-	-	-	-
R3	0.1	0.0	5.5	0.4	94.0	0.0
R2	-	-	-	-	-	-
R1	0.0	3.2	8.4	0.4	88.0	0.0

※ 令和2年度及び令和4年度の組成分析調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施していない。

### (2) 事業系一般廃棄物の組成分析

#### 燃やせないごみ

(単位:%)

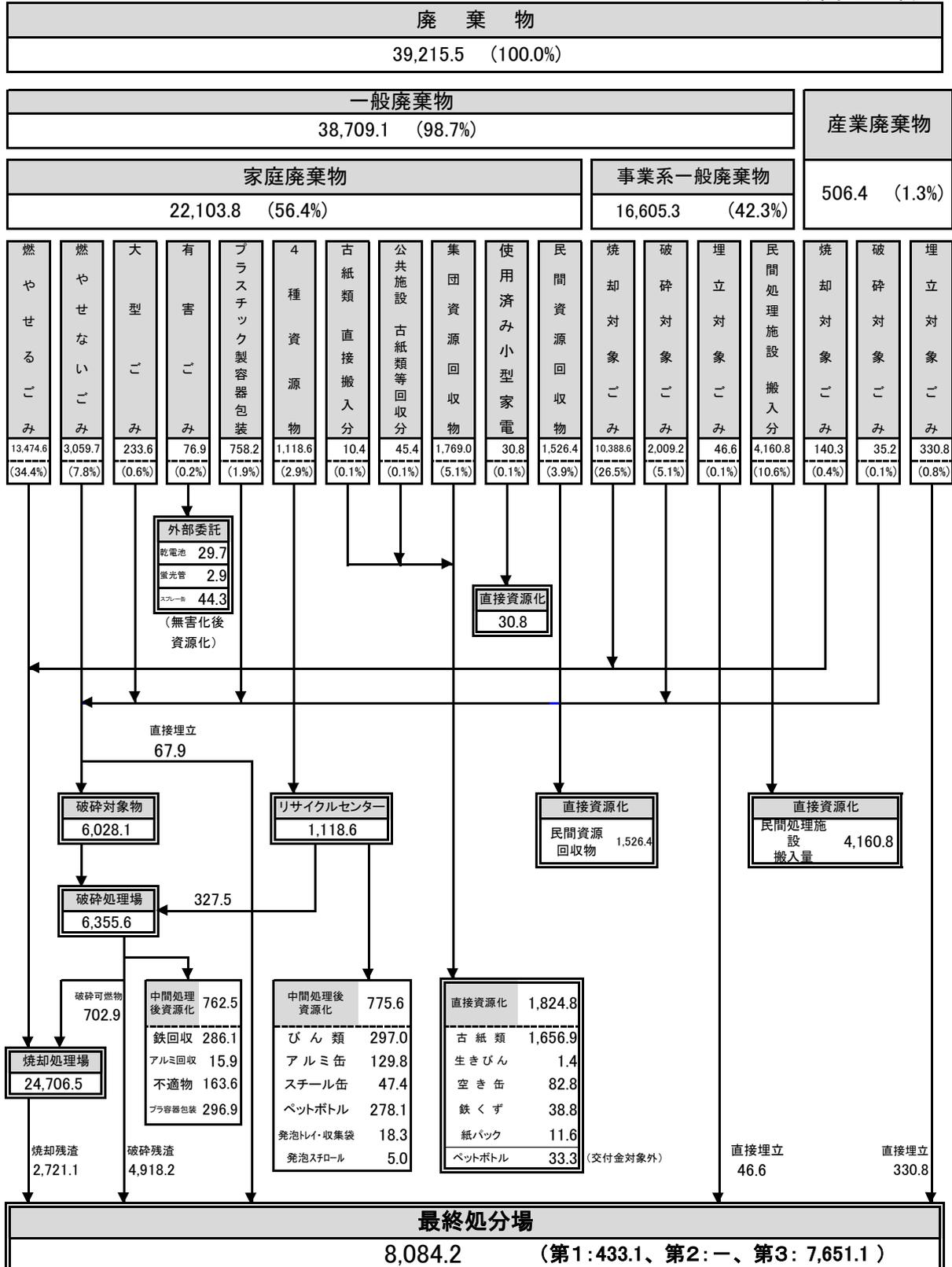
年度	焼却対象ごみ	破碎対象ごみ	有害ごみ	4種資源物相当物	集団資源回収相当物
R5	-	-	-	-	-
R4	-	-	-	-	-
R3	11.1	58.5	0.1	30.3	0.0
R2	-	-	-	-	-
R1	11.1	62.7	1.9	23.7	0.6

※ 令和2年度、令和4年度及び令和5年度の組成分析調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施していない。

### 3 廃棄物処理フロー図

#### 令和5年度 千歳市内の廃棄物総搬入量実績

(単位:t/年)



- ※ 表記の量は、南空知公衆衛生組合及び恵庭市に係る処理量を控除している。
- ※ 燃やせるごみ及び焼却対象ごみ(事業ごみ)には、小動物搬入量を含んでいる。
- ※ 焼却処理場の処理量には、小動物焼却施設の処理量を加算している。
- ※ 第2最終処分場については、令和4年度から第3最終処分場の移働に伴い休止中。
- ※ 各搬入量と排出量については、計量方法の相違、搬入と処理の端数処理等の関係から必ずしも一致しない場合がある。
- ※ 令和2年度から、民間処理施設における事業系一般廃棄物搬入量を実績値に加算している。

4 廃棄物処理原価計算

(単位:千円)

区分	ごみ 収集 運搬 部門	ごみ処理部門					ごみ計	資源化 部門	管理 部門	
		中間処理部門		最終 処分 部門	計					
		焼却処理 部門	破碎処理 部門							
令和5年度	①直接経費	人件費	27,280	16,643	4,199	2,131	22,973	50,253	12,532	15,211
		物件費	395,862	653,312	164,843	83,654	901,809	1,297,671	123,552	53,850
		減価償却費	0	294,603	88,553	129,100	512,256	512,256	0	2,301
		起債償還利子	0	1,373	1,265	827	3,465	3,465	0	0
		計	423,142	965,931	258,860	215,712	1,440,503	1,863,645	136,084	71,362
		管理部門賦課額	15,100	34,470	9,238	7,698	51,406	66,506	4,856	-
		②総経費	438,242	1,000,401	268,098	223,410	1,491,909	1,930,151	140,940	71,362
		③処理量	(1,884)							
		(t)	16,180	26,591	6,028	8,084	32,438	-	2,944	35,382
		直接単価	a				b	c=a+b		
	(①÷③)(円/t)	26,152	36,325	42,943	26,684	44,408	70,560	46,224	2,017	
	総原価	d				e	f=d+e			
	(②÷③)(円/t)	27,085	37,622	44,475	27,636	45,993	73,078	47,874	-	
令和4年度	①直接経費	413,417	959,190	291,526	214,148	1,464,864	1,878,281	132,341	70,460	
	②総経費	427,905	992,804	301,742	221,653	1,516,199	1,944,104	136,979	70,460	
	③処理量	(2,450)								
	(t)	16,571	26,703	6,238	7,929	33,245	-	3,180	36,425	
	直接単価	a				b	c=a+b			
	(①÷②)(円/t)	24,948	35,921	46,734	27,008	44,063	69,011	41,617	1,934	
総原価	d				e	f=d+e				
(②÷③)(円/t)	25,823	37,179	48,372	27,955	45,607	71,430	43,075			
令和3年度	①直接経費	392,010	668,636	239,923	209,172	1,117,731	1,509,741	114,163	66,513	
	②総経費	408,066	696,023	249,750	217,739	1,163,512	1,571,578	118,839	66,513	
	③処理量	(2,556)								
	(t)	16,938	26,508	6,191	8,731	32,829	-	3,262	36,091	
	直接単価	a				b	c=a+b			
	(①÷②)(円/t)	23,144	25,224	38,754	23,957	34,047	57,191	34,998	1,843	
総原価	d				e	f=d+e				
(②÷③)(円/t)	24,092	26,257	40,341	24,939	35,442	59,534	36,431			
令和2年度	①直接経費	392,427	622,659	236,678	224,193	1,083,530	1,475,957	113,555	73,999	
	②総経費	410,696	651,647	247,697	234,630	1,133,974	1,544,670	118,841	73,999	
	③処理量	(2,694)								
	(t)	17,195	26,668	6,759	9,235	33,466	-	3,355	36,821	
	直接単価	a				b	c=a+b			
	(①÷②)(円/t)	22,822	23,349	35,017	24,276	32,377	55,199	33,846	2,010	
総原価	d				e	f=d+e				
(②÷③)(円/t)	23,885	24,436	36,647	25,407	33,884	57,769	35,422	-		

※ ( )は、南空知公衆衛生組合搬入分の数値で③処理量の内数

## 第4章 千歳市再資源化事業の実績



# 1 容器包装廃棄物の再資源化事業

## (1) 4種資源物の収集・出荷実績

(単位:t/年)

年度	ペットボトル		発泡トレイ、 収集袋		発泡 スチロール	スチール 缶	アルミ缶	雑びん		合計		
	収集	出荷	収集	出荷	収集・ 出荷	収集・ 出荷	収集	出荷	収集	出荷	残渣	
R5	286.7	278.1	15.2	18.3	5.0	47.4	129.8	307.1	297.0	791.2	775.6	327.5
R4	280.2	273.7	17.7	21.5	5.6	46.3	125.9	356.9	311.4	832.6	784.4	293.3
R3	285.1	281.0	24.7	27.2	5.9	47.5	119.4	393.0	327.4	875.5	808.4	285.3
R2	257.7	259.2	30.6	34.2	6.3	53.2	119.3	381.7	353.3	848.8	825.5	301.8
R1	241.5	240.0	94.5	96.2	4.7	52.1	112.0	329.4	296.4	834.2	801.4	270.0

ペットボトル、発泡トレイ、収集袋、雑びんは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に再資源化を委託（下表）  
 発泡スチロールは、市内業者に再資源化を委託（下表）  
 スチール缶、アルミ缶は、市内業者に売却（下表）  
 ペットボトルについては、R4まで公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に再資源化を委託していたが、R5からはサントリーグループに売却している。

## (2) プラスチック製容器包装の取扱実績 (単位:t/年)

年 度	プラスチック製容器包装		
	収集	出荷	残渣
R5	758.2	296.9	461.3
R4	821.3	216.0	605.3
R3	780.5	229.4	551.1
R2	831.8	223.7	608.1
R1	782.3	196.3	586.0

プラスチック製容器包装は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ負担金（下表）を支払い再商品化

## (3) 4種資源物・プラスチック製容器包装に係る負担金額等

年度	発泡トレイ、収集袋、雑びん、 プラスチック製容器包装	発泡スチロール
	日本容器包装リサイクル協会に支払った再商品化料 金負担金額（円）	市内処分業者に支払った処分委託金額 （円）
R5	471,203	2,471,040
R4	458,099	2,698,784
R3	412,874	2,869,636
R2	435,815	3,035,164
R1	394,749	2,038,336

## (4) 4種資源物・プラスチック製容器包装に係る売却金額等

年度	ペットボトル	スチール缶、アルミ缶
R5	9,460,739	15,342,585
R4	15,530,228	15,053,649
R3	3,481,729	9,752,409
R2	4,664,493	7,991,637
R1	5,045,843	8,571,369

ペットボトルについては、R4まで公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に再資源化を委託していたが、R5からはサントリーグループに売却している。

## 2 使用済小型家電製品の再資源化事業

### (1) 収集方法

「回収ボックスを利用した拠点回収」又は「環境センターへの自己搬入」

回収拠点（回収ボックス設置施設） 合計 13 か所

設置施設	住所	電話番号
北新コミュニティセンター	新富 2 丁目 1 番 21 号	0123-24-0331
北信濃コミュニティセンター	北信濃 864 番地の 5	0123-24-9922
富丘コミュニティセンター	富丘 4 丁目 12 番 16 号	0123-23-5028
鉄東コミュニティセンター	青葉 5 丁目 8 番 2 号	0123-24-6151
泉沢向陽台コミュニティセンター	里美 2 丁目 9 番地の 2	0123-28-4266
祝梅コミュニティセンター	弥生 2 丁目 7 番 10 号	0123-23-4385
北桜コミュニティセンター	北斗 5 丁目 6 番 12 号	0123-26-4151
北コミュニティセンター	釜加 362 番地の 3	0123-24-0908
中央コミュニティセンター	中央 539 番地の 3	0123-29-2858
花園コミュニティセンター	花園 4 丁目 2 番 5 号	0123-23-7708
総合福祉センター	東雲町 2 丁目 34 番地	0123-24-3131（内線 611）
東部支所	東丘 824 番地の 121	0123-21-3131
支笏湖支所	支笏湖温泉 3 番地	0123-25-2004

回収ボックス 投入口の大きさは、40 c m × 45 c m

### (2) 使用済み小型家電の回収実績

（単位：kg）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R5	2,597	2,792	2,686	2,207	2,402	2,854	3,038	2,492	2,429	2,216	1,761	3,308	30,782
R4	3,933.5	4,971	2,817	3,550	3,650	3,945	2,656	3,032	2,724	2,211	1,652	3,470	38,611.5
R3	4,070	2,766	1,963	2,943.5	2,706	2,743	3,801	3,503	3,582	2,541	2,338	5,065.5	38,022
R2	4,606	4,958	4,423	4,372	3,705	3,812	4,280	3,626	5,086	2,561	2,444	3,516	47,389
R1	5,318	5,979	4,489	4,779	5,303	5,229	5,059	4,720	5,508	3,756	3,120	5,083	58,343

### 3 集団資源回収事業

#### (1) 集団資源回収事業について

市は、廃棄物の減量及び再資源化を推進するため、集団資源回収事業の事業主体である「公益財団法人ちとせ環境と緑の財団」へ事業運営に係る補助金を交付するなど、同事業の安定した運用を支援しています。

同財団は、集団資源回収を実施している町内会等市民協力団体に対して回収品目及び回収重量に応じた奨励金を交付しています。

#### (2) 集団資源回収事業実績

参加状況 (参加・登録団体数 / 年間回収回数)

年度	町内会等	その他団体	合計
R5	133/1,467	8/65	141/1,532
R4	135/1,467	8/65	143/1,532
R3	133/1,470	9/71	142/1,541
R2	134/1,461	9/71	143/1,532
R1	131/1,455	8/59	139/1,514

町内会等は、千歳市集団資源回収に登録している町内会・自治会

その他団体は、千歳市集団資源回収に登録しているPTA・スポーツ少年団等

#### 品目別回収実績

(単位:kg)

年度	古紙類				びん類	金属類	計
	新聞	雑誌	段ボール	紙バック			
R5	813,320	196,221	592,572	11,571	1,406	120,741	1,735,831
R4	936,448	230,914	640,318	13,043	1,736	141,532	1,963,991
R3	969,368	243,199	632,012	14,244	1,834	151,000	2,011,657
R2	998,881	274,106	659,166	16,145	1,662	154,444	2,104,404
R1	1,181,337	289,558	665,158	15,622	1,742	159,749	2,313,166

金属類は、空き缶、鉄くずなど

回収実績については、同財団以外で行われている「古紙類直接搬入分」(リサイクルセンター)、「公共施設古紙類等回収分」を含めて集計していたが、R1回収実績から同財団が行った資源回収実績のみ集計するよう過年度に遡って修正している。

#### 奨励金交付額 (単位:円)

年度	奨励金交付額
R5	6,943,193
R4	7,855,816
R3	8,046,498
R2	8,417,477
R1	9,252,531

#### 4 市民団体等による資源回収活動への支援事業

千歳市では、市民団体等による資源物の拠点回収などの活動に対し、コミュニティセンター等の拠点回収場所の提供や、市民団体と連携した啓発の実施など、支援事業に取り組んでいます。

##### (1) 古衣料の回収

実施主体：公益財団法人ちとせ環境と緑の財団

回収場所

設置施設	住所	電話番号
北新コミュニティセンター	新富 2 丁目 1 番 21 号	0123-24-0331
北信濃コミュニティセンター	北信濃 864 番地の 5	0123-24-9922
富丘コミュニティセンター	富丘 4 丁目 12 番 16 号	0123-23-5028
鉄東コミュニティセンター	青葉 5 丁目 8 番 2 号	0123-24-6151
泉沢向陽台コミュニティセンター	里美 2 丁目 9 番地の 2	0123-28-4266
祝梅コミュニティセンター	弥生 2 丁目 7 番 10 号	0123-23-4385
北桜コミュニティセンター	北斗 5 丁目 6 番 12 号	0123-26-4151
北コミュニティセンター	釜加 362 番地の 3	0123-24-0908
中央コミュニティセンター	中央 539 番地の 3	0123-29-2858
花園コミュニティセンター	花園 4 丁目 2 番 5 号	0123-23-7708
総合福祉センター	東雲町 2 丁目 34 番地	0123-24-3131 (内線 611)
東雲会館	東雲町 1 丁目 10 番地	0123-22-4260
千歳市社会福祉協議会	東雲町 1 丁目 11 番地	0123-27-2525
東部支所	東丘 824 番地の 121	0123-21-3131
支笏湖支所	支笏湖温泉 3 番地	0123-25-2004

洗濯していないもの、汚れのひどいものなどは回収不可

##### (2) 割り箸の回収

実施主体：千歳消費者協会

回収場所

設置施設	住所	電話番号
千歳消費者協会（東雲会館内）	東雲町 1 丁目 10 番地	0123-24-3139
北新コミュニティセンター	新富 2 丁目 1 番 21 号	0123-24-0331
北信濃コミュニティセンター	北信濃 864 番地の 5	0123-24-9922
富丘コミュニティセンター	富丘 4 丁目 12 番 16 号	0123-23-5028
鉄東コミュニティセンター	青葉 5 丁目 8 番 2 号	0123-24-6151
泉沢向陽台コミュニティセンター	里美 2 丁目 9 番地の 2	0123-28-4266
祝梅コミュニティセンター	弥生 2 丁目 7 番 10 号	0123-23-4385
北桜コミュニティセンター	北斗 5 丁目 6 番 12 号	0123-26-4151
花園コミュニティセンター	花園 4 丁目 2 番 5 号	0123-23-7708
総合福祉センター	東雲町 2 丁目 34 番地	0123-24-3131 (内線 611)

水洗いしたものに限り。

(3) ペットボトルのキャップの回収

実施主体：愛キャップ市民回収運動実行委員会

回収場所

設置施設	住所	電話番号
千歳市社会福祉協議会	東雲町 1 丁目 11 番地	0123-27-2525
北新コミュニティセンター	新富 2 丁目 1 番 21 号	0123-24-0331
北信濃コミュニティセンター	北信濃 864 番地の 5	0123-24-9922
富丘コミュニティセンター	富丘 4 丁目 12 番 16 号	0123-23-5028
鉄東コミュニティセンター	青葉 5 丁目 8 番 2 号	0123-24-6151
泉沢向陽台コミュニティセンター	里美 2 丁目 9 番地の 2	0123-28-4266
祝梅コミュニティセンター	弥生 2 丁目 7 番 10 号	0123-23-4385
北桜コミュニティセンター	北斗 5 丁目 6 番 12 号	0123-26-4151
花園コミュニティセンター	花園 4 丁目 2 番 5 号	0123-23-7708
千歳市役所本庁舎・第 2 庁舎	東雲町 2 丁目 34 番地	0123-24-3131
総合福祉センター	東雲町 2 丁目 34 番地	0123-24-3131 (内線 611)
支笏湖市民センター	支笏湖温泉 3 番地	0123-25-2622

(4) 家庭用廃食用油（植物油）の回収

実施主体：千歳消費者協会

回収場所

設置施設	住所	電話番号
千歳消費者協会（東雲会館内）	東雲町 1 丁目 10 番地	0123-24-3139
末広会館	末広 8 丁目 6 番 5 号	0123-23-1946
北新コミュニティセンター	新富 2 丁目 1 番 21 号	0123-24-0331
北信濃コミュニティセンター	北信濃 864 番地の 5	0123-24-9922
富丘コミュニティセンター	富丘 4 丁目 12 番 16 号	0123-23-5028
鉄東コミュニティセンター	青葉 5 丁目 8 番 2 号	0123-24-6151
泉沢向陽台コミュニティセンター	里美 2 丁目 9 番地の 2	0123-28-4266
祝梅コミュニティセンター	弥生 2 丁目 7 番 10 号	0123-23-4385
北桜コミュニティセンター	北斗 5 丁目 6 番 12 号	0123-26-4151
北コミュニティセンター	釜加 362 番地の 3	0123-24-0908
中央コミュニティセンター	中央 539 番地の 3	0123-29-2858
花園コミュニティセンター	花園 4 丁目 2 番 5 号	0123-23-7708
東部支所	東丘 824 番地の 121	0123-21-3131
泉沢小学校	柏陽 2 丁目 9 番地	0123-28-5830
高台小学校	富丘 1 丁目 19 番 4 号	0123-23-9109
支笏湖小学校	支笏湖温泉 2 番地	0123-25-2729

開館時間等は、各施設ごとに設定

動物性油(バター、ラードなど)や鉱物性油(エンジンオイル、灯油など)は回収不可

(5) 品目別回収実績

年 度	古衣料 (単位：t)	割り箸 (単位：t)	ペットボトルのキャップ <sup>o</sup> (単位：t)	家庭用廃食用油 (単位：t)	合計
R5	15.01	0.51	6.72	2.29	24.53
R4	14.51	0.43	6.08	2.46	23.48
R3	5.09	0.36	5.29	2.52	13.26
R2	5.09	0.49	9.39	2.92	17.89
R1	15.77	0.74	7.39	2.91	26.81

5 民間事業者による資源回収実績の把握

市内全体のリサイクル状況を把握するため、民間事業者による資源回収実績の把握に努めていきます。

(1) 回収実績

年 度	民間事業者による 資源回収物 (単位：t)
R5	1,501.9
R4	1,588.3
R3	1,538.4
R2	1,582.6
R1	1,651.3

市民団体等による資源回収の実績(p.46の(5)表)と民間事業者による資源回収の実績(p.47の(1)表)の合計値が、千歳市の民間資源回収物の実績値となる。

## 第5章 千歳市し尿処理事業の実績



# 1 し尿処理実績

## (1) 汚水投入施設処理実績

年度	し尿		浄化槽汚泥	生活雑排水	処理量 計 (kℓ)	日数 (日)	日平均 (ℓ/日)
	件数 (件)	処理量 (kℓ)	処理量 (kℓ)	処理量 (kℓ)			
R5	2,867	1,900.0	1,527.3	428.5	3,855.8	249	15,484.9
R4	2,829	1,823.2	1,576.7	318.0	3,717.9	246	15,113.4
R3	2,876	1,811.9	1,424.0	227.3	3,463.2	250	13,852.8
R2	2,852	1,772.7	1,510.5	207.5	3,490.7	249	14,018.9
R1	3,025	2,012.0	1,338.4	231.9	3,582.3	247	14,503.2

## (2) し尿収集実績

年度	世帯			し尿収集	
	全市 (世帯)	収集世帯 (世帯)	対全市率 (%)	件数 (件)	収集量 (kℓ)
R5	52,181	878	1.68	2,867	1,900.0
R4	51,406	879	1.71	2,829	1,823.2
R3	51,042	879	1.72	2,876	1,811.9
R2	50,975	878	1.72	2,852	1,772.7
R1	49,966	878	1.76	3,025	2,012.0

※ 世帯は、住民基本台帳令和5年10月1日（環境省実態調査基準日）現在の値

## (3) 汲取便槽別収集実績

年度	常設トイレ		仮設トイレ		計	
	件数 (件)	収集量 (kℓ)	件数 (件)	収集量 (kℓ)	件数 (件)	収集量 (kℓ)
R5	1,316	1,349.6	1,551	550.4	2,867	1,900.0
R4	1,373	1,363.6	1,456	459.6	2,829	1,823.2
R3	1,348	1,355.6	1,528	456.3	2,876	1,811.9
R2	1,389	1,338.8	1,463	433.9	2,852	1,772.7
R1	1,414	1,457.2	1,611	554.8	3,025	2,012.0

※ 常設トイレは、普通汲取便槽及び簡易水洗汲取便槽

## 2 し尿処理原価計算

(単位：千円)

区 分		し尿収集部門	し尿処理部門	し尿計	し尿管理部門	
令和5年度	直接経費 (千円)	人件費	1,825	1,825	3,650	978
		物件費	35,898	11,106	47,004	0
		減価償却費	0	3,965	3,965	0
		起債償還利子	0	0	0	0
		計	37,723	16,896	54,619	978
	管理部門配賦額 (千円)	675	303	978	—	
	総経費 (千円)	38,398	17,199	55,597	—	
	処理量 (kℓ)	1,900	3,856	—	3,856	
	直接原価 (円/kℓ)	19,854	4,382	24,236	254	
	総原価 (円/kℓ)	20,209	4,460	24,670	—	
令和4年度	直接経費 (千円)	36,795	21,249	58,044	974	
	総経費 (千円)	37,412	21,606	59,018	—	
	処理量 (kℓ)	1,823	3,718	—	3,718	
	直接原価 (円/kℓ)	20,184	5,715	25,899	262	
	総原価 (円/kℓ)	20,522	5,811	26,333	—	
令和3年度	直接経費 (千円)	36,514	22,778	59,292	968	
	総経費 (千円)	37,110	23,150	60,260	—	
	処理量 (kℓ)	1,812	3,463	—	3,463	
	直接原価 (円/kℓ)	20,151	6,578	26,729	280	
	総原価 (円/kℓ)	20,480	6,685	27,165	—	
令和2年度	直接経費 (千円)	36,941	23,508	60,449	972	
	総経費 (千円)	37,535	23,886	61,421	—	
	処理量 (kℓ)	1,773	3,491	—	3,491	
	直接原価 (円/kℓ)	20,835	6,734	27,569	278	
	総原価 (円/kℓ)	21,170	6,842	28,012	—	
令和元年度	直接経費 (千円)	36,679	23,136	59,815	963	
	総経費 (千円)	37,270	23,508	60,778	—	
	処理量 (kℓ)	2,012	3,582	—	3,582	
	直接原価 (円/kℓ)	18,230	6,459	24,689	269	
	総原価 (円/kℓ)	18,524	6,563	25,087	—	

## 第 6 章 参考資料・関係規程



## 1 廃棄物処理の沿革

年月	内容
昭和31年	昭和29年7月の「清掃法」の制定に伴い、「千歳町清掃条例」を制定する。 特別清掃区域を設けた上、空き地等に投棄されているごみを失業対策事業として、失対労働者を作業員とした収集処理を実施する。
4月	特別清掃区域内に在住する清掃義務者から、ごみ処理手数料を賦課制で徴収する。
10月	ごみ処理手数料を従量制で徴収する。
昭和33年	市制施行により、計画収集地域を定め市直営の塵芥計画収集を実施する。
昭和34年 4月	塵芥捨て場を美々市有地に指定する。 (それまでは、古川跡、真々地保育所前を指定)
昭和37年 5月	清掃条例を全面改正し「千歳市清掃条例」として制定する。
10月	市営蘭越簡易塵芥焼却炉を設置する。 (処理能力：7t/日、型式：バッチ燃焼式)
昭和39年 4月	塵芥処理手数料をごみ処理券を使用して徴収する。 (20又は10kgにつき8円)
昭和40年	支笏湖地域のごみ収集を民間業者に委託する。
昭和43年	千歳市衛生団体連合会が発足する。
8月	市営蘭越簡易塵芥焼却炉を廃止する。
11月	北信濃、蘭越、平和、根志越、祝梅地区を特別清掃区域に編入する。
昭和44年 4月	街のごみ箱の全廃を行い、従前の容器方式からパック(紙袋)方式の収集に変更する。 塵芥処理手数料を従量制から無料制に改める。 末広地区のし尿処理施設の隣に千歳市清掃センターが完成する。
昭和46年 7月	一般家庭のごみを「普通塵芥(普通ごみ)」と「大型塵芥(粗大ごみ)」の2種類に分別した上で収集する。(千歳市の分別収集の始まり)
昭和47年 7月	昭和45年12月の「清掃法」の全面改正によって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定されたことに伴い「千歳市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定する。(8月施行) 塵芥処理手数料を有料化するとともに、事業系廃棄物の排出事業者責任を明確にするため、埋立手数料及び産業廃棄物処分費用を別途制定する。 農村地域のごみ収集を拡大する。
昭和48年	市街化区域内の塵芥し尿計画収集を完全実施する。 大型塵芥収集(1回/月)を実施する。 農村地域塵芥収集(3回/年)を実施する。 美々廃棄物処理場(約12ha)を整備する。
昭和53年 3月	美々の食肉処理センター内に建設した地力維持増進施設において食肉家畜の解体処理残渣と交通事故などで死んだ犬・猫などの小動物を受け入れ、焼却処理する。
昭和55年 3月	昭和55年度から10年計画である「千歳市廃棄物処理計画の基本構想」を策定する。
昭和56年 3月	廃棄物計量施設を整備する。 (型式：ピットレス型マルチロードセル式30,000kg)

年月	内容
昭和56年 4月	事業系廃棄物の塵芥処理手数料を改定する。
	廃棄物の再資源化事業推進を目的として千歳市環境保全公社を設立（7月19日財団法人化）し、資源回収事業、大型ごみ・農村ごみの収集と廃棄物処理場管理業務を委託する。
昭和57年 4月	普通塵芥収集を「普通ごみ」、「大型ごみ」、「資源ごみ」の3分別収集とする。
5月	財団法人クリーン・ジャパン・センターの「再資源化システム実験モデル都市」の指定を受ける。
11月	リサイクルセンターを整備する。（処理能力：3 t / 5 h）
昭和59年 4月	全国的な水銀アルカリ電池処理問題から、乾電池・蛍光灯を「有害ごみ」として分別収集することとなり、普通塵芥収集を「普通ごみ」、「大型ごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」の4分別収集とする。
	千歳市環境保全公社に有害ごみ収集を委託する。
10月	最終処分場（埋立処分地）を厚生省補助事業で整備する。 （埋立面積：86,000㎡、埋立容積：518,230㎡、型式：管理型）
	最終処分場（埋立処分地）を供用開始する。
11月	排水処理場を厚生省補助事業で整備する。 （処理能力：100㎡ / 24 h、処理方式：標準活性汚泥 + 凝集沈殿方式）
	排水処理場を供用開始する。
昭和60年 2月	美々地区にある建設中の施設を含めた施設全体の総称を「千歳市環境センター」に決定する。
3月	環境センター計量所を防衛庁補助事業で整備する。 （型式：クボタ30,000kg 1基、20,000kg 1基）
5月	従前の「普通ごみ」を新たに「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」に分別することとし、普通塵芥収集を「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「大型ごみ」、「有害ごみ」、「資源ごみ」の5分別収集とする。
9月	破碎処理場を防衛庁補助事業で整備する。 （処理能力：60 t / 5 h、型式：縦型衝撃せん断式）
	破碎処理場金属保管庫を整備する。
10月	破碎処理場を供用開始する。
昭和63年 2月	昭和63年度を初年度とした12年計画の「千歳市廃棄物処理基本計画」を策定する。
4月	事業系廃棄物の塵芥処理手数料と埋立処分手数料を改定する。
平成元年 12月	環境センター車庫棟を防衛庁補助事業で整備する。 （建築面積：728.82㎡、構造：鉄骨造平家建）
平成2年 1月	焼却処理場を防衛庁補助事業で整備する。 （処理能力：130(65.0×2炉) t / 16h、型式：ストーカ式焼却炉）
	焼却処理場を供用開始する。 （「分別収集 中間処理 埋立処分」のごみ処理システムが確立）
3月	環境センター管理棟を防衛庁補助事業で整備する。 （構造：（管理棟）鉄筋コンクリート造2階建、（渡り廊下）鉄骨造）

年月	内容
平成2年 4月	千歳市環境センターとして業務を開始する。 (し尿処理施設以外の全施設を美々地区に移転)
8月	環境センター資材保管庫を整備する。 (建築面積：162.54㎡、構造：軽量鉄骨造平家建)
10月	環境センター有害物保管庫を整備する。 (建築面積：79.00㎡、構造：鉄骨造平家建)
平成3年 4月	コンポスト容器購入助成を開始する。
平成4年 4月	大型ごみ・農村ごみ・有害ごみの収集を従前の千歳市環境保全公社から民間委託する。市直営による普通塵芥収集は、市街地の「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」のみとなる。
平成5年 4月	平成4年7月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の全面改正に伴い、「千歳市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「千歳市廃棄物の処理等に関する条例」を施行する。
9月	千歳市廃棄物減量等推進審議会を設置する。
平成6年 3月	小動物焼却処理場を防衛庁調整交付金事業で整備する。 (処理能力：170kg/h、焼却方式：ロストル方式)
4月	事業系廃棄物の塵芥処理手数料と埋立処分手数料を改定する。
平成7年 3月	第2最終処分場(第2埋立処分地及び第2排水処理場)を防衛庁補助事業で整備する。 (埋立面積：46,800㎡、埋立容積：362,764㎡、型式：管理型) (処理能力：120㎡/24h、処理方式：回転円盤+凝集沈殿方式)
4月	第2最終処分場(第2埋立処分地及び第2排水処理場)を供用開始する。
平成8年 3月	破碎処理場のストックヤード増築を防衛庁補助事業で整備する。
4月	土曜日のごみ収集を取り止めにし、全50地区の収集曜日を変更する。
8月	容器包装リサイクル法に基づき、第1期「千歳市分別収集計画」を策定する。
10月	廃家電のフロン回収を実施する。
平成9年 4月	農村地域塵芥収集を月3回から月4回へ変更する。
10月	千歳市指定で半透明ごみ袋を家庭ごみ排出容器にする。
平成10年 4月	千歳市一般廃棄物処理基本計画(H10~H24年度)を策定する。 「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」の収集を一部民間委託する。 千歳市プライベート袋推進協議会(千歳市商店街振興組合振興会などで構成する任意団体)による、事業系一般廃棄物のプライベート袋による収集事業が開始され、中心市街地の毎日収集を通常収集に変更する。 CO濃度計を防衛庁調整交付金事業で整備する。
平成11年 1月	千歳市プライベート袋推進協議会が、環境美化推進協議会に名称変更する。
3月	ダイオキシン類対策として、焼却処理場が24時間運転となる。 (処理能力：195(97.5×2炉)t/24h、型式：ストーカ式焼却炉)
5月	容器包装リサイクル法に基づき、第2期「千歳市分別収集計画」を策定する。
平成12年 4月	事業系廃棄物の塵芥処理手数料と埋立処分手数料を改定する。
平成13年 3月	リサイクルセンターのショベルローダ・フォークリフト・搭乗式清掃機を防衛庁調整交付金事業で整備する。

年月	内容
平成13年 4月	廃家電のフロン回収を廃止する。
	普通塵芥収集を「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「大型ごみ」、「有害ごみ」、「4種資源ごみ」、「資源ごみ(集団資源回収)」の6分別収集とする。
	収集を全部民間委託し、祝日収集を開始する。(年末年始及び土・日曜日を除く。)
	事業系廃棄物の塵芥処理手数料を廃止する。
	大型ごみの戸別収集を実施する。
	特定家庭用機器再商品化法対象品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)の戸別収集を実施する。
	新リサイクルセンターを供用開始する。
7月	電動生ごみ処理機購入助成を開始する。
	大型ごみの有料化を実施する。
平成14年 5月	容器包装リサイクル法に基づき、第3期「千歳市分別収集計画」を策定する。
11月	「ダイオキシン類対策特別措置法」の施行に伴い、1号炉のダイオキシン対策を防衛庁補助事業で整備する。
平成15年 3月	千歳市一般廃棄物処理基本計画(H15~H29年度)を改訂する。
4月	普通塵芥収集のうち、「4種資源ごみ」、「資源ごみ(集団資源回収)」を「4種資源物」、「資源物(集団資源回収)」に改称する。
9月	リサイクルセンター収集袋等保管庫・廃家電等保管庫を防衛庁補助事業で整備する。 (建築面積:80.60㎡、構造:鉄骨造平家建)
	(建築面積:98.00㎡、構造:鉄骨造平家建)
10月	「資源有効利用促進法」により、家庭用パソコンを搬入禁止物に指定する。
	旧リサイクルセンターを解体する。
平成16年 3月	電動生ごみ処理機購入助成を廃止する。
4月	特定家庭用機器再商品化法対象品目に、電気冷蔵庫を追加する。
11月	破碎処理場のショベルローダを防衛庁調整交付金事業で整備する。
平成17年 3月	2号炉のダイオキシン対策を防衛庁補助事業で整備する。
	コンポスト容器購入助成を廃止する。
	環境美化推進協議会による、事業系一般廃棄物のプリペイド袋による収集事業が廃止される。
4月	事業系廃棄物の埋立処分手数料を改定する。
	排水処理場処理水の下水道放流を開始する。
6月	容器包装リサイクル法に基づき、第4期「千歳市分別収集計画」を策定する。
7月	千歳市循環型社会形成推進施策20~ごみ減量・リサイクルに向けた取り組み~を策定する。
	第3排水処理場を防衛庁補助事業で整備する。 (処理能力:120㎡/24h(高度処理340㎡/24h)、処理方式:接触ばっ気+凝集沈殿方式(+砂ろ過方式))
	第3排水処理場を供用開始する。
12月	第3埋立処分地を一部供用開始する。
平成18年 3月	千歳市一般廃棄物処理基本計画(H18~H32年度)を改訂する。

年月	内容
平成18年 5月	家庭ごみの有料化を実施する。(6月までは、旧指定ごみ袋との併用可)
	大型ごみ処理手数料を改定する。
	千歳市適正ごみ処理推進員制度を開始する。事前申込制の「ふれあい収集」を実施する。
	大型ごみの受付を委託する。
	生活保護受給者に対する大型ごみ処理手数料の減免措置を廃止する。
	特定家庭用機器再商品化法対象品目の回収を廃止する。
10月	北海道循環資源利用促進税を導入する。
11月	第3埋立処分地を防衛庁補助事業で整備する。 (埋立面積：45,000㎡、埋立容積：310,000㎡、型式：管理型)
	第2埋立処分地の埋立が完了する。
平成19年 4月	環境センター運転管理業務を民間委託する。 (焼却処理場・破砕処理場・最終処分場・小動物焼却処理場)
	環境センター計量業務を(財)千歳市環境保全公社に委託する。
6月	容器包装リサイクル法に基づき、第5期「千歳市分別収集計画」を策定する。
平成20年 4月	生ごみ処理機等購入助成を開始する。
平成21年 4月	事業系一般廃棄物処理手数料と産業廃棄物処分費用を改定する。
	特定家庭用機器再商品化法対象品目に、液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機を追加する。
平成22年 4月	環境センター運転管理業務を民間委託する。(リサイクルセンター及び計量所)(施設の運転管理業務を民間企業に全面委託する。)
	6月
9月	千歳市循環型社会形成推進施策20～ごみ減量・リサイクルに向けた取り組み～の検証を完了する。
平成23年 3月	千歳市一般廃棄物処理基本計画(H23～H37年度)を改訂する。
7月	破砕処理場を防衛省補助事業で整備する。 (処理能力：40t/5h、型式：豎型高速回転式)
	8月
10月	家庭廃棄物処理手数料を改定する。
	プラスチック製容器包装の分別収集を開始することにより、普通塵芥収集を「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「大型ごみ」、「有害ごみ」、「4種資源物」、「集団資源回収物」、「プラスチック製容器包装」の7分別収集とする。
平成24年 5月	第24回道央地域ごみ処理広域化推進協議会の開催の結果、千歳市の参画が決定し、千歳市長が会長に就任する。
	10月
平成25年 6月	容器包装リサイクル法に基づき、第7期「千歳市分別収集計画」を策定する。
平成26年 2月	道央廃棄物処理組合設立、千歳市長が管理者に就任。
	4月

年月	内容
平成26年 4月	使用済小型家電製品のリサイクル(分別収集)を開始することによって、普通塵芥収集を「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「大型ごみ」、「有害ごみ」、「4種資源物」、「集団資源回収物」、「プラスチック製容器包装」、「使用済み小型家電」の8分別収集とする。
平成27年 3月	道央廃棄物処理組合「ごみ処理広域化基本計画」を策定する。
12月	第2埋立処分地を防衛省補助事業で整備する。(嵩上げ堰堤整備) (嵩上部埋立面積:19,400㎡、嵩上部埋立容量:81,600㎡)
平成28年 3月	千歳市一般廃棄物処理基本計画(H28~H42年度)を改訂する。 第2排水処理場の処理能力を変更する。 (処理能力:190㎡/24h) 道央廃棄物処理組合「ごみ処理広域化基本計画」を改訂する。(栗山町の組合加入による。)
4月	第2埋立処分地(嵩上部)を供用開始する。
5月	千歳市災害廃棄物処理計画を策定する。
6月	容器包装リサイクル法に基づき、第8期「千歳市分別収集計画」を策定する。
12月	道央廃棄物処理組合 組合規約を一部変更(焼却施設の建設費及び維持管理費に係る関係市町の負担割合の規定による。)
平成29年 2月	道央廃棄物処理組合「千歳市根志越」を焼却施設建設予定地とする。
平成30年 3月	道央廃棄物処理組合「焼却施設基本設計等」を策定する。
平成31年 1月	道央組合廃棄物処理組合 ごみ処理量の変更に伴い、焼却施設の建設費に係る関係市町の負担割合の規定により、組合規約を一部変更する。
2月	道央組合廃棄物処理組合 焼却施設の建設予定地に係るすべての地権者と土地売買契約等を締結する。
4月	事業系一般廃棄物処理手数料と産業廃棄物処分費用を改定する。
令和元年 6月	容器包装リサイクル法に基づく第9期「千歳市分別収集計画」を策定する。
11月	道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事着工
令和3年 3月	千歳市一般廃棄物処理基本計画(H28~R12年度)を改訂する。
令和4年 1月	第3埋立処分地を防衛省補助事業で整備する。(嵩上げ堰堤整備) (嵩上部埋立面積:35,600㎡、嵩上部埋立容量:105,891㎡)
3月	道央廃棄物処理組合「ごみ処理広域化基本計画」を改訂する。
4月	第3埋立処分地(嵩上部)を供用開始する。
6月	容器包装リサイクル法に基づく第10期「千歳市分別収集計画」を策定する。

## 2 廃棄物処理手数料の沿革

改定年月	内容
昭和31年 4月	・特別清掃地域内に在住する清掃義務者から、ごみ処理手数料を賦課制で徴収する。
10月	・ごみ処理手数料を従量制で徴収する。 5立方尺（約140）まで毎に20円
昭和39年 4月	・塵芥処理手数料をごみ処理券を使用して徴収する。 塵芥：20 又は10kgにつき8円 燃えがら：10kgにつき4円
昭和44年 4月	・塵芥処理手数料を無料制にする。
昭和47年 7月	・塵芥処理手数料：20 又は10kgにつき8円 ・事業系廃棄物の埋立手数料及び産業廃棄物処分費用を制定する。 埋立手数料：100kgにつき100円 産業廃棄物処分費用：100kgにつき300円
昭和56年 4月	・塵芥処理手数料：20 又は10kgにつき30円
昭和63年 4月	・塵芥処理手数料：20 又は10kgにつき50円 ・事業系廃棄物の埋立処分手数料 一般廃棄物：10kgにつき20円 / 産業廃棄物：10kgにつき25円
平成6年 4月	・塵芥処理手数料：20 又は10kgにつき80円 ・事業系廃棄物の埋立処分手数料 一般廃棄物：10kgにつき35円 / 産業廃棄物：10kgにつき45円
平成12年 4月	・塵芥処理手数料：20 又は10kgにつき110円 ・事業系廃棄物の埋立処分手数料 一般廃棄物：10kgにつき45円 / 産業廃棄物：10kgにつき60円
平成13年 4月	・事業系廃棄物の塵芥処理手数料を廃止する。 ・大型ごみ処理手数料 大：600円、中：300円、小：100円 ・特定家庭用機器処理手数料 ユニット型エアコンディショナー：2,300円 テレビジョン受信機：2,500円 電気冷蔵庫：2,700円 電気洗濯機：2,600円
平成16年 4月	・特定家庭用機器処理手数料 ユニット型エアコンディショナー：2,300円 テレビジョン受信機：2,500円 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫：2,700円 電気洗濯機：2,600円
平成17年 4月	・事業系廃棄物の埋立処分手数料 一般廃棄物：10kgにつき80円 / 産業廃棄物：10kgにつき100円

改定年月	内容
平成18年 5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定家庭用機器処理手数料を廃止する。</li> <li>・ 家庭廃棄物処理手数料 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 Lにつき 2 円</li> <li>大型ごみ：1 個につき 300 円</li> <li>直接搬入：10 kgにつき 60 円</li> </ul> </li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道循環資源利用促進税を導入する。</li> <li>・ 産業廃棄物処分費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物(焼却処理施設)：10kgにつき100円50銭</li> <li>産業廃棄物(破砕処理施設)：10kgにつき103円30銭</li> <li>産業廃棄物(最終処分施設)：10kgにつき100円 + 10kgにつき3円30銭(循環税)</li> </ul> </li> </ul>
平成19年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物処分費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物(焼却処理施設)：10kgにつき101円</li> <li>産業廃棄物(破砕処理施設)：10kgにつき106円60銭</li> <li>産業廃棄物(最終処分施設)：10kgにつき100円 + 10kgにつき6円60銭(循環税)</li> </ul> </li> </ul>
平成20年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物処分費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物(焼却処理施設)：10kgにつき101円40銭</li> <li>産業廃棄物(破砕処理施設)：10kgにつき110円</li> <li>産業廃棄物(最終処分施設)：10kgにつき100円 + 10kgにつき10円(循環税)</li> </ul> </li> </ul>
平成21年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系廃棄物の埋立処分手数料 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物：10kgにつき100円</li> </ul> </li> <li>・ 産業廃棄物処分費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>焼却処理施設：10kgにつき151円40銭</li> <li>破砕処理施設：10kgにつき160円</li> <li>最終処分施設：10kgにつき150円 + 10kgにつき10円(循環税)</li> </ul> </li> </ul>
平成23年 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭廃棄物処理手数料 <ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック製容器包装：1 につき1円</li> </ul> </li> </ul>
平成26年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系廃棄物の処理手数料 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物：10kgにつき120円</li> </ul> </li> <li>・ 産業廃棄物処分費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>焼却処理施設：10kgにつき171円40銭</li> <li>破砕処理施設：10kgにつき180円</li> <li>最終処分施設：10kgにつき170円 + 10kgにつき10円(循環税)</li> </ul> </li> </ul>
平成31年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系廃棄物の処理手数料 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物：10kgにつき180円</li> </ul> </li> <li>・ 産業廃棄物処分費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>焼却処理施設：10kgにつき251円40銭</li> <li>破砕処理施設：10kgにつき260円</li> <li>最終処分施設：10kgにつき250円 + 10kgにつき10円(循環税)</li> </ul> </li> </ul>

### 3 再資源化事業の沿革

年月	内容
昭和55年 3月	昭和56年度を初年度とした10年計画の「千歳市廃棄物処理計画の基本構想」を策定し、ごみの減量と再資源化へ意識転換を求める。
昭和56年 4月	廃棄物の再資源化事業推進を目的として千歳市環境保全公社を設立（7月19日財団法人化）し、資源回収事業、大型ごみ・農村ごみの収集と廃棄物処理場管理業務を委託する。
昭和57年 5月	財団法人クリーン・ジャパン・センターの「再資源化システム実験モデル都市」の指定を受ける。
11月	リサイクルセンターを整備する。（処理能力：3t / 5h）
昭和60年 5月	従前の「普通ごみ」を新たに「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」に分別することとし、普通塵芥収集を「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「大型ごみ」、「有害ごみ」、「資源ごみ」の5分別収集とする。
昭和63年 4月	集団資源回収品目について、紙類（新聞・雑誌・段ボール）に紙パックが追加される。
平成3年 4月	コンポスト容器購入助成を開始する。
平成8年 8月	容器包装リサイクル法に基づき、第1期「千歳市分別収集計画」を策定する。
10月	厚生省から「クリーン・リサイクルタウン」の全国表彰を受賞する。  （財）千歳市環境保全公社はリサイクル推進協議会から、平成8年度リサイクル推進功労者等表彰事業において「リサイクル推進協議会会長賞」の全国表彰を受賞する。
平成11年 5月	容器包装リサイクル法に基づき、第2期「千歳市分別収集計画」を策定する。
平成13年 3月	リサイクルセンターを防衛庁補助事業で整備する。（処理能力：17t / 5h）
4月	普通塵芥収集を「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「大型ごみ」、「有害ごみ」、「4種資源ごみ」、「資源ごみ（集団資源回収）」の6分別収集とし、リサイクルセンターを供用開始する。  集団資源回収品目について、ビン類（生きビン・雑ビン）から雑ビンが「4種資源物」に移行し、金属類（空き缶・鉄くず）のうち、空き缶を「4種資源物」として排出できるようにする。
7月	電動生ごみ処理機購入助成を開始する。
平成14年 5月	容器包装リサイクル法に基づき、第3期「千歳市分別収集計画」を策定する。
平成15年 4月	「4種資源ごみ」「資源ごみ（集団資源回収）」を「4種資源物」「資源物（集団資源回収）」に改称する。
9月	リサイクルセンター収集袋等保管庫・廃家電等保管庫を防衛庁補助事業で整備する。 収集袋等保管庫：建築面積：80.60㎡、構造：鉄骨造平家建 廃家電等保管庫：建築面積：98.00㎡、構造：鉄骨造平家建
10月	旧リサイクルセンターを解体する。
平成16年 3月	電動生ごみ処理機購入助成を廃止する。
平成17年 3月	コンポスト容器購入助成を廃止する。
6月	容器包装リサイクル法に基づき、第4期「千歳市分別収集計画」を策定する。
7月	千歳市循環型社会形成推進施策20を策定する。
平成19年 6月	容器包装リサイクル法に基づき、第5期「千歳市分別収集計画」を策定する。
平成20年 4月	生ごみ処理機等購入助成を開始する。
平成22年 6月	容器包装リサイクル法に基づき、第6期「千歳市分別収集計画」を策定する。

年月	内容
平成23年 4月	(財)千歳市環境保全公社と(財)千歳市公園緑化協会が合併し、(財)ちとせ環境と緑の財団となる。
10月	プラスチック製容器包装の分別収集を開始することにより、普通塵芥収集を「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「大型ごみ」、「有害ごみ」、「4種資源物」、「集団資源回収物」、「プラスチック製容器包装」の7分別収集とする。
平成24年 10月	民間業者が回収する新たな集団資源回収システム(奨励金方式)を開始する。
平成25年 4月	財団法人ちとせ環境と緑の財団が4月1日に公益財団法人ちとせ環境と緑の財団に移行する。
6月	容器包装リサイクル法に基づき、第7期「千歳市分別収集計画」を策定する。
平成26年 4月	使用済小型家電製品のリサイクル(分別収集)を開始することにより、普通塵芥収集を「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「大型ごみ」、「有害ごみ」、「4種資源物」、「集団資源回収物」、「プラスチック製容器包装」、「使用済み小型家電」の8分別収集とする。
平成28年 6月	容器包装リサイクル法に基づき、第8期「千歳市分別収集計画」を策定する。
平成29年 6月	小型家電リサイクル制度に係る「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加する。
平成30年 4月	集団資源回収品目について、古紙類(新聞・雑誌・段ボール)に雑がみが追加され、金属類(空き缶・鉄くず)のうち、鉄くずの回収品目が拡大される。
令和元年 6月	容器包装リサイクル法に基づき、第9期「千歳市分別収集計画」を策定する。
令和4年 6月	容器包装リサイクル法に基づき、第10期「千歳市分別収集計画」を策定する。
令和5年 2月	サントリーグループとペットボトルの水平リサイクルに関する協定を締結する。
4月	ペットボトルの水平リサイクルを開始する。

#### 4 し尿処理の沿革

年月	内容
昭和初期	し尿は自家処理で、近郊農家の収集と一部業者による自由汲み取りが行われていた。
昭和31年 4月	昭和29年の「清掃法」の制定に伴い「千歳町清掃条例」を制定する。 特別清掃区域を設け、区域内は町が収集処理することとし、民間業者に代行させて実施する。 し尿処理手数料を従量制で徴収する(し尿及び汚水：18 につき 5 円)。
10月	し尿及び汚水処理手数料を改定する。
昭和32年 4月	汚物取扱業者の代行制度を許可制度に変更する。許可業者は、千歳町清掃企業組合(現・協業組合カンセイ)
昭和37年 4月	し尿処理手数料を後納制で徴収する。
昭和41年 4月	し尿収集運搬処理業務が許可制から委託制に変わり、市が汲み取りの申込みを受け付ける市営のし尿処理を開始する。(し尿汲み取り業者の統合が実現される。)
昭和42年 2月	し尿処理場(未広処理場)を整備する。(処理能力：54k / 24h、処理方法：1次～嫌気性加温消化処理、2次～活性汚泥法)
4月	し尿処理手数料を改定する。
昭和43年 4月	し尿と汚水清掃手数料を証紙制度に切り替え、ブロックごとに1週間に1回の収集を開始する。
昭和45年 4月	し尿汲み取り手数料のほかに1件につき100円の定額料を加算する。
昭和47年 7月	昭和45年の「清掃法」の全面改正により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定されたのに伴い「千歳市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定する。
昭和48年 4月	収集地域を拡大し、繁華街などを除いて市内を5ブロックの収集地区に分け、3か月に1回の計画収集を各戸に実施する。
昭和49年 4月	し尿処理手数料を改定する。
昭和50年 4月	し尿処理手数料を改定する。
昭和52年 4月	し尿処理手数料を改定する。
昭和54年 4月	し尿処理手数料を改定する。
昭和55年 3月	昭和56年度を初年度とした10年計画の「千歳市廃棄物処理計画の基本構想」を策定する。
4月	し尿処理手数料を改定する。
昭和56年 4月	し尿処理手数料を改定する。
7月	し尿処理場の2次処理施設を休止し、下水終末処理場で2次処理を実施する。
昭和57年 4月	し尿処理手数料を改定する。
昭和60年 4月	し尿処理手数料を改定する。
昭和63年 2月	昭和63年度を初年度とした12年計画の「千歳市廃棄物処理基本計画」を策定する。
平成 4年 4月	下水道の水洗化の普及に伴い、計画収集をやめ、市内全域を申し込み制で収集を実施する。
平成 6年 3月	汚水投入施設を整備する。(処理能力：28k / 24h)
平成10年 4月	千歳市一般廃棄物処理基本計画(H10～H24年度)を策定する。
平成12年 4月	し尿処理手数料を改定する。

年月		内容
平成15年	3月	千歳市一般廃棄物処理基本計画（H15～H29年度）を改訂する。
平成17年	4月	し尿処理手数料を改定する。
平成18年	3月	千歳市一般廃棄物処理基本計画（H18～H32年度）を改訂する。
	4月	し尿受付を民間委託する。 生活保護受給者に対するし尿処理手数料の減免措置を廃止する。
	5月	し尿処理手数料徴収方法を証紙からシールへ変更する。
平成21年	4月	し尿処理手数料（仮設トイレ除く。）を改定する。 浄化槽汚泥及び生活雑排水の処理手数料を有料とする。
平成23年	3月	千歳市一般廃棄物処理基本計画（H23～H37年度）を改訂する。
平成26年	4月	し尿、浄化槽汚泥、生活雑排水の処理手数料を改定する。
平成28年	3月	千歳市一般廃棄物処理基本計画（H28～H42年度）を改訂する。
平成31年	4月	し尿処理手数料を改定する。
令和3年	3月	千歳市一般廃棄物処理基本計画（H28～R12年度）を改訂する。

## 5 し尿処理手数料の沿革

改定年月	内容
昭和31年 4月	・し尿処理手数料を従量制で徴収する。 し尿及び汚水：18 につき5円
10月	・し尿及び汚水処理手数料：18 まで毎に8円
昭和37年 4月	・し尿処理手数料を後納制で徴収する。
昭和42年 4月	・し尿処理手数料：25 につき30円
昭和43年 4月	・し尿と汚水清掃手数料を証紙制度に切り替える。
昭和45年 4月	・し尿汲み取り手数料のほかに1件につき100円の定額料を加算する。
昭和49年 4月	・し尿処理手数料：25 につき45円
昭和50年 4月	・し尿処理手数料：25 につき60円
昭和52年 4月	・し尿処理手数料：25 につき65円
昭和54年 4月	・し尿処理手数料：25 につき75円
昭和55年 4月	・し尿処理手数料：25 につき80円
昭和56年 4月	・し尿処理手数料：25 につき85円
昭和57年 4月	・し尿処理手数料：25 につき95円
昭和60年 4月	・し尿処理手数料：25 につき100円
平成12年 4月	・し尿処理手数料 仮設トイレのし尿：25 につき125円 その他のし尿：25 につき100円
平成17年 4月	・し尿処理手数料 仮設トイレのし尿：25 につき250円 その他のし尿：25 につき100円
平成21年 4月	・し尿処理手数料 その他のし尿：25 につき150円
	・浄化槽汚泥処理手数料：25 につき50円
	・生活雑排水処理手数料：25 につき50円
平成26年 4月	・し尿処理手数料 仮設トイレのし尿：25 につき275円 その他のし尿：25 につき175円
	・浄化槽汚泥処理手数料：25 につき75円
	・生活雑排水処理手数料：25 につき75円
	・し尿処理手数料 仮設トイレのし尿：25 につき375円 その他のし尿：25 につき250円

## 6 令和5年度 千歳市廃棄物減量等推進審議会の開会状況

回数	開催日	内容	
第1回	7月21日	報告事項  審議事項  その他	<p>令和4年度千歳市廃棄物処理実績について 一般廃棄物処理基本計画施策の進行管理について 令和4年度破碎処理場の火災に関する報告について 道央廃棄物処理組合 令和4年度業務報告及び 令和5年度業務計画について</p> <p>事業系一般廃棄物処理手数料等の改定時期の見直しについて</p> <p>道央廃棄物処理組合焼却施設供用開始に伴うごみ分別区分等の変更について</p>
第2回	10月25日	報告事項	<p>令和5年度廃棄物処理事業概要について 焼却施設の移転に伴う家庭ごみ分別区分の一部 品目変更に係る市民周知の状況報告について 協和地区の産業廃棄物最終処分場建設計画について</p>
第3回	2月26日	報告事項	<p>事業系廃棄物等の処理状況について</p>

## 7 千歳市廃棄物の処理等に関する条例

平成 31 年 3 月 27 日条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、発生する廃棄物の抑制及び再利用を図り、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することにより、資源が循環して利用される社会の形成並びに清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資し、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項の再生資源をいう。
- (6) 再生部品 資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 5 項の再生部品をいう。
- (7) 再生品 主に再生資源又は再生部品を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する技術開発に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、

容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用の促進を図るとともに、発生した家庭廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法でなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し分別収集その他の市の施策に協力しなければならない。

(審議会)

第 6 条 法第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、市における廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千歳市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 6 条の 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条の 3 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(減量化推進のための市の役割)

第 7 条 市長は、再利用等による廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

2 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため必要と認めるときは、市民及び事業者に対して指導又は助言を行うことができる。

3 市長は、再利用の可能な廃棄物の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(減量化推進のための事業者の役割)

第 8 条 事業者は、その事業系廃棄物を減量するため、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用の促進に

必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確立等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるとともに、再生資源、再生部品及び再生品を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再利用が可能な包装、容器等の普及を図り、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

(減量化推進のための事業用建築物の所有者等の役割)

第9条 事業用建築物の所有者(所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者がいるときは、当該権限を有する者。以下この条及び次条において同じ。)は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業用建築物の占有者は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の減量に関し当該事業用建築物の所有者に協力しなければならない。

(事業系廃棄物の保管場所等の設置)

第10条 事業用建築物の所有者又は事業用建築物を建設しようとする者は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用建築物を建設しようとする者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(減量化推進のための市民の役割)

第11条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を購入するに当たっては、当該商品の内容及び包装、容器等が廃棄物となった場合を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第12条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

(一般廃棄物の処理に関する基本的事項の告示)

第13条 市長は、土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、当該土地又は建物の管理者とする。以下「占有者等」という。)及び事業者が一般廃棄物の適正な処理を容易に行うことができるよう、一般廃棄物処理計画のうちの排出方法、処理施設、受入時間等基本的事項を告示するものとする。

2 市長は、前項の基本的事項に変更があったときは、その都度変更の内容を告示するものとする。

(市が処理する一般廃棄物)

第14条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理するものとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

2 市は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処分をすることができる。

(排出方法等の遵守義務)

第15条 占有者等は、自ら処分できない一般廃棄物については、市長の定める排出日時及び排出方法を遵守してごみステーションその他所定の場所へ持ち出す等第13条第1項の基本的事項に従わなければならない。

2 ごみステーションを利用する者は、市が収集した後は常に清潔にしておかななければならない。

(家庭廃棄物の保管場所の設置)

第16条 共同住宅の用に供する建築物で規則で定めるもの(以下「共同住宅」という。)の所有者(所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者がいるときは、当該権限を有する者)又は共同住宅を建設しようとする者は、当該共同住宅に係る家庭廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、共同住宅を建設しようとする者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(適正処理困難物の指定)

第17条 市長は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に際し、適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

(排出禁止物)

第18条 占有者等は、法第6条の2第1項の規定に基づき市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 感染性のある物

(3) 危険性のある物

(4) 引火性のある物

(5) 著しく悪臭を発する物

(6) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

(7) 収集、運搬又は処分に際し特別の取扱いを要する物で規則で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める処理を施した物及び市長が指定する物は、この限りでない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第19条 占有者等及び事業者は、自らその一般廃棄物の

収集、運搬又は処分を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(処理状況の把握)

第20条 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託しようとする占有者等及び事業者は、当該一般廃棄物が不適正に処理されることのないよう、その処理の状況等の把握に努めなければならない。

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第20条の2 一般廃棄物処理施設の技術管理者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項の技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項の技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条の環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号及び次号において「専門職大学前期課程」という。)を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、当該科目を修めて修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(専門職大学前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校

令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、当該科目を修めて修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者  
(市が処分する産業廃棄物)

第21条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認めるものとする。  
2 前項の産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。  
(産業廃棄物の処理に関する市長の指導)

第22条 市長は、市域内において生ずる産業廃棄物の適正な処理を確保するため、事業者に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。  
(産業廃棄物の受入基準等)

第23条 第21条第1項の産業廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 前項の処理施設の管理者は、当該施設に第21条第1項の産業廃棄物を搬入する者が前項の受入基準に従わない場合には、当該産業廃棄物の受入れを拒否することができる。  
(処理計画作成の指示)

第24条 市長は、必要と認めるときは、事業系一般廃棄物又は第21条第1項の産業廃棄物を多量に排出する事業者に対し、その廃棄物の減量等に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。  
(改善命令等)

第25条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 第10条の規定に違反して、事業系廃棄物の保管場

所若しくは再利用の対象となる物の保管場所の設置をせず、又は市長と協議を行わずにこれらの保管場所の設置をした者

(2) 第15条第1項の規定に違反して、排出日時若しくは排出方法を遵守せずに一般廃棄物を排出し、又はごみステーションその他所定の場所以外の場所に一般廃棄物を投棄した者

(3) 第16条の規定に違反して、家庭廃棄物の保管場所の設置をせず、又は市長と協議を行わずに当該保管場所の設置をした者

(4) 第19条の規定に違反して、政令第3条又は第4条の2に定める基準に従わずに一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行った者

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その者の住所及び氏名並びに違反の事実を公表し、又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を拒否することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

(地域の清潔保持)

第26条 占有者等は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第27条 何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。

2 前項の公共の場所の管理者は、これらの場所の清潔の保持と適正な管理に努めなければならない。

3 土木、建築等の工事を行う者は、都市の美観を損なわないように、工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

(空き地の管理)

第28条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正な管理をしなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設)

第28条の2 法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(以下「対象施設」という。)とする。

(縦覧)

第28条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 縦覧の場所

(2) 縦覧の期間

(3) 法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項

(4) 実施した生活環境影響調査の項目

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による縦覧をするときは、生活環境影響調査の結果を記載した書類と併せて、法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

3 第1項第2号に掲げる縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出)

第28条の4 対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条第3項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、前条第1項の規定による告示の際、併せて告示するものとする。

(一般廃棄物処理手数料)

第29条 第14条の規定により市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分する場合は、別表第1に定める額の手数料を徴収する。ただし、規則で定める一般廃棄物については、この限りでない。

2 前項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第30条 市長は、災害その他特別な理由があると認めるときは、前条第1項の手数料を減免することができる。

(産業廃棄物処分費用)

第31条 第21条第1項の産業廃棄物を市が処分する場合は、別表第2に定める額の費用を徴収する。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の費用の徴収方法については、規則で定める。

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料等)

第32条 法第7条第1項若しくは第6項若しくは浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業若しくは浄化槽清掃業の許可を受けようとする者、法第7条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の変更の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を

受けようとするものは、申請の際、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき13,000円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき13,000円
- (3) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき13,000円
- (4) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき9,000円
- (5) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき9,000円
- (6) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき9,000円
- (7) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき9,000円
- (8) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき2,500円
- (9) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき2,500円
- (10) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき2,500円

2 既納の手数料は、還付しない。

(過料)

第33条 詐欺その他不正の行為により、この条例に定める手数料又は費用の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(報告の徴収等)

第34条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他必要と認める者に対し、一般廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示することができる。

(立入検査)

第35条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、一般廃棄物の処理に関し必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(清掃指導員)

第36条 市長は、清掃指導員を置き、この条例に定める事

項について指導及び調査させることができる。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(省略)

別表第1(第29条関係)

手数料の種類	取扱区分	金額
家庭廃棄物処理手数料	(1) 家庭廃棄物(し尿、浄化槽汚泥、生活雑排水、プラスチック製容器包装及び規則で定める大型ごみを除く。)を収集し、運搬し、及び処分するとき。	1リットルにつき2円
	(2) 家庭廃棄物(プラスチック製容器包装に限る。)を収集し、運搬し、及び処分するとき。	1リットルにつき1円
	(3) 家庭廃棄物(規則で定める大型ごみに限る。)を収集し、運搬し、及び処分するとき。	1個につき300円
	(4) 処理施設に搬入された家庭廃棄物(し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水を除く。)を処分するとき。	10キログラムにつき60円
事業系一般廃棄物処理手数料	処理施設に搬入された事業系一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムにつき180円
し尿処理手数料	し尿を収集し、運搬し、及び処分するとき。	仮設トイレのし尿25リットルにつき375円 その他のし尿25リットルにつき250円
浄化槽汚泥処理手数料	汚水投入施設に搬入された浄化槽汚泥を処分するとき。	25リットルにつき75円
生活雑排水処理手数料	汚水投入施設に搬入された生活雑排水を処分するとき。	25リットルにつき75円

備考 手数料の算出に当たって基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。

別表第2(第31条関係)

取扱区分	費用 (10キログラムにつき)
中間処理施設(焼却処理施設に限る。)に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	251円40銭
中間処理施設(破碎処理施設に限る。)に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	260円
最終処分施設に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	250円

備考

- 1 費用の算出に当たって基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。
- 2 費用に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

## 8 千歳市廃棄物の処理等に関する規則

令和5年1月31日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び千歳市廃棄物の処理等に関する条例(平成5年千歳市条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会)

第2条 条例第6条第1項の千歳市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事業系廃棄物の保管場所等の設置)

第3条 条例第10条の規定により事業用建築物を建設しようとする者が当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所の設置について市長と協議すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系廃棄物及び再利用の対象となる物の排出計画
- (2) 保管場所を設置する位置
- (3) 保管場所の構造及び規模
- (4) その他保管場所の設置に関し必要な事項

(多量の一般廃棄物の運搬の指示)

第4条 市長は、法第6条の2第5項の規定により、常時1日平均の排出量が60リットル(容積によることが困難な場合は、30キログラム)以上又は一時に120リットル(容積によることが困難な場合は、60キログラム)以上の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法を指示することができる。

(市が処理しない一般廃棄物)

第5条 条例第14条第1項ただし書の規定により市が収集、運搬及び処分をしない一般廃棄物は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 最大の辺が2メートルを超えるもの、最小の辺が1メートルを超えるもの又は径が1メートルを超えるもの
- (2) 容積が1立方メートルを超えるもの
- (3) 重量が100キログラムを超えるもの
- (4) 法第6条第1項の規定により市が定めた処理計画に基づく排出の方法によらないもの
- (5) 凍結等のため、くみ取作業に著しい支障を及ぼすし尿
- (6) その他市長が定めるもの

(家庭廃棄物の保管場所の設置)

第6条 条例第16条の規則で定める建築物は、6戸以上の

共同住宅とする。

2 前項の共同住宅を建設しようとする者が当該共同住宅に係る家庭廃棄物の保管場所の設置について市長と協議すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保管場所の設置する位置
  - (2) 保管場所の構造及び規模
  - (3) その他保管場所の設置に関し必要な事項
- (排出禁止物)

第7条 条例第18条第1項第7号の規則で定める一般廃棄物は、次に掲げる物とする。

- (1) 分別がされていない物
- (2) 引越等により一時に大量に排出した物
- (3) 火災ごみ及び工作物の解体に伴って生じた廃木材等
- (4) その他市長が定める物

(排出禁止物の前処理)

第8条 条例第18条第2項の規則で定める処理とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 感染性のある物については、完全に消毒すること。
- (2) 爆発物その他の危険性のある物については、分解する等全くその危険性をなくするとともに、ガラスの破片等処理に危険を伴うものにあつては「危険物」と表示し、内容を明記すること。
- (3) 著しく悪臭を発する物については、その悪臭の原因を除去する等脱臭をすること。
- (4) 器材を著しく汚損し、又は損壊するおそれのある塗料、接着剤、科学薬品等については、乾燥、中和等の措置を講ずること。

(小動物の死体処理)

第9条 占有者は、その土地又は建物内の犬、猫等の小動物の死体を自らの責任において適正な方法により処理しなければならない。ただし、自らの責任において処理できないときは、遅滞なく、市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(産業廃棄物の受入基準)

第10条 条例第23条第1項の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 最大の辺が2メートル、かつ、最小の辺が1メートル以下又は径が1メートル以下であること。
- (2) 容積が1立方メートル以下であること。
- (3) 重量が100キログラム以下であること。
- (4) 中空の状態でないこと。
- (5) 分別されていること。
- (6) その他市長が必要に応じ別に定める基準によること。

(処理施設に搬入する廃棄物の前処理)

第11条 一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水を除く。)及び条例第21条の規定による産業廃棄物(以下この条において「廃棄物」という。)を自ら市の処理施設に搬入する者は、市長の指示に従うとともに次に掲げる前処理を施さなければならない。

- (1) 廃棄物の中間処理に支障がないように分別すること。
- (2) 中空の状態でないようにし、最大の辺を2メートル、かつ、最小の辺を1メートル以下又は径を1メートル以下に、重量を100キログラム以下に破碎又は切断すること。
- (3) その他市長が必要に応じ別に定める処理を施すこと。  
(資料の提出)

第12条 市長は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分を受けようとする者に対し、手数料の算定に必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の資料を提出してはならない。  
(家庭廃棄物処理手数料の徴収方法等)

第13条 条例別表第1家庭廃棄物処理手数料の項第1号及び第2号の手料金は、次に掲げる区分(第1号及び第2号の区分は、同項第1号の手料金に限る。)に応じ、市長が定めるところにより、あらかじめ徴収する。

- (1) 5リットル
- (2) 10リットル
- (3) 20リットル
- (4) 40リットル

- 2 市長は、前項の手料金を納付した者に同項各号に掲げる区分により指定ごみ袋(第1号様式)を交付する。  
(大型ごみに係る家庭廃棄物処理手数料の徴収方法等)

第14条 条例別表第1家庭廃棄物処理手数料の項第3号の規則で定める大型ごみは、条例第18条第1項の規定により排出することができない一般廃棄物以外の耐久消費財その他の固形廃棄物で、その大きさが前条第1項第4号の区分による指定ごみ袋に収納できないものとする。

- 2 条例別表第1家庭廃棄物処理手数料の項第3号の手料金は、市長の定めるところにより、あらかじめ徴収する。
- 3 市長は、前項の手料金を納付した者に大型ごみ処理手数料シール(第2号様式)を交付する。  
(し尿処理手数料の徴収方法等)

第15条 条例別表第1のし尿処理手数料は、市長が定めるところにより、あらかじめ徴収する。ただし、国又は地方公共団体その他市長が必要と認める者については、1月ごと又はその都度納入通知書により徴収することができる。

- 2 市長は、前項の手料金を納付した者(前項ただし書に規定する者を除く。)にし尿処理手数料シール(第3号様式)を交付する。  
(浄化槽汚泥処理手数料等の徴収方法)

第15条の2 条例別表第1の浄化槽汚泥処理手数料及び生活雑排水処理手数料は、搬入量を確認し、その都度納入通知書により徴収する。ただし、市長が必要と認める場合については、1月ごとに徴収することができる。  
(事業系一般廃棄物処理手数料等の徴収方法)

第16条 事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処分に係る費用は、搬入量を確認し、その都度納入通知書により徴収する。ただし、市長が必要と認めた場合は、

1月ごとに徴収することができる。

- 2 条例第32条第1項に規定する申請手数料は、その都度納入通知書により徴収する。
- 3 前2項の規定に基づき納入通知書により徴収する場合の納期限は、次のとおりとする。
  - (1) 1月ごとに徴収する場合は、発付月の末日
  - (2) その都度徴収する場合は、納入通知書を発付した日から起算して15日を経過した日
- 4 前項第1号の規定により徴収する場合の納入通知書は、納期限の10日前までに発付しなければならない。  
(手数料の減免申請)

第17条 条例第30条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第30条の規定により減免することのできる場合は、次のとおりとする。
  - (1) 手数料の納付を著しく困難とする天災、地変その他事故のあったとき。
  - (2) 公益上の理由により手数料の減免の必要があるとき。  
(許可の基準)

第18条 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに浄化槽清掃業の許可の基準は、法第7条及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)第36条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 市内に住所を有する者(法人にあっては、市内に主たる事務所又は営業所を有する者)であること。
- (2) 自ら当該業務を実施する者であること。
- (3) 当該業務を遂行するに足る人員、車両、設備、器材及び財政的基礎を有する者であること。

(許可の申請)

第19条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物処理業許可申請書(収集運搬業用)(第6号様式)
- (2) 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処理業許可申請書(処分業用)(第6号様式の2)

2 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

3 法第7条第2項又は第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物処理業許可更新申請書(収集運搬業用)(第8号様式)
- (2) 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処理業許可更新申

請書(処分業用)(第8号様式の2)

(許可証の交付等)

第20条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、許可すべきものと決定したときには、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める許可証を交付する。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 許可証(第9号様式)
- (2) 一般廃棄物処分業 許可証(第9号様式の2)
- (3) 浄化槽清掃業 許可証(第10号様式)

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(変更許可の申請)

第21条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物処理業変更許可申請書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、許可すべきものと決定したときは、変更許可証(第12号様式)を交付する。

(許可証の再交付の申請)

第22条 第20条第1項又は前条第2項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、破損し、又は汚損したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の廃止、変更等の届出)

第23条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、廃止又は変更の日から10日以内に業務廃止届(第14号様式)又は許可申請事項変更届(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽清掃業者は、事業を廃止したとき、又は許可申請の記載事項を変更したときは、廃止又は変更の日から30日以内に業務廃止届、又は許可申請事項変更届を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第24条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者並びに浄化槽清掃業者(以下「廃棄物処理業者」という。)が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法、浄化槽法、条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 第18条に規定する基準に該当しなくなったとき。
- (4) 正当な理由がないのに1月以上業務の全部又は一

部を休止したとき。

(許可証の返還)

第25条 廃棄物処理業者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業を廃止したとき。

(実績報告書の提出)

第26条 廃棄物処理業者は、廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関する前月分の実績を毎月10日までに次の各号に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書により市長に報告しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 廃棄物処理業務実績報告書(収集運搬業用)(第16号様式)
- (2) 一般廃棄物処分業 廃棄物処理業務実績報告書(処分業用)(第16号様式の2)
- (3) 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業務実績報告書(第17号様式)

(清掃指導員)

第27条 条例第36条の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する指導並びに調査の職務を行わせるため、市民環境部に清掃指導員を置く。

2 清掃指導員は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 清掃指導員は、その身分を示す証明書(第18号様式)を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(適正ごみ処理推進員)

第28条 市長は、一般廃棄物の適正処理及び地域の再資源化活動の推進を図るため、適正ごみ処理推進員を置く。

- 2 適正ごみ処理推進員は、市民のうちから市長が委嘱する。
- 3 適正ごみ処理推進員の活動に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則(省略)

様式(省略)

## 9 千歳市一般廃棄物処理業許可業者及び登録業者取扱要領

平成 13 年 12 月 28 日市長決裁

第1 千歳市廃棄物の処理等に関する条例(平成5年千歳市条例第6号。)及び千歳市廃棄物の処理等に関する規則(平成5年千歳市規則第6号。以下「規則」という。)に定める一般廃棄物処理業許可業者及び登録業者に関する取り扱いは、別に定めがあるものを除き、この要領に定めるところによるものとする。

第2 規則第 16 条中の「ただし、市長が必要と認めた場合は、1月ごとに徴収することができる。」とは、次のいずれか1つに該当するものを示す。

- (1) 官公庁等で、その都度納入通知書による納付が困難と認められたもの。
- (2) 過去3月の手数料納付請求において納付期限内の納付実績があるもの。

なお、1月ごとに徴収する旨認められた者が、手数料納付請求において納付期限内の納付が履行されず、文書又は電話等による督促を受けても、督促を受けた日から起算して 15 日以内の納付がなされない場合は、これを取り消し、その都度納入通知書により徴収するものとする。

第3 規則第 19 条で定める許可の申請で許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書又は一般廃棄物処理業許可更新申請書に次の書類を添付するものとする。

### (1) 一般廃棄物収集運搬業

事業計画書(収集先事業所一覧、収集運搬方法、収集運搬手数料等)

戸籍抄本及び住民票(法人にあっては、定款及び登記簿謄本)

履歴書(法人にあっては、役員名簿及び履歴書)

履歴書には写真を貼付するものとする。

従業員名簿(氏名、住所、生年月日、勤務年数等)

施設周辺の見取り図及び施設設計図(施設の位置図と平面図)

施設(事務所、事業場、駐車場等)の所有権を証する書類

・所有権を有する場合:登記簿謄本等の写し

・借家又は借地の場合:建物又は土地の賃貸借契約書、使用承諾書等の写し

安全管理体制基準

収集運搬車両一覧表、車両写真(前面、側面、後面)、車検証・保険証の写し

・リース車等の場合、リース契約書等の写し

本市の納税証明書(市税に滞納がないことの証明)

「所得税(法人税)」及び「消費税及び地方消費税」

について未納税額のない証明用の納税証明書

申請者及び事業所に従事するものが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ

から又までのいずれにも該当しない旨の誓約書  
産業廃棄物収集運搬業等の許可を得ている場合は、その許可証の写し

更新の場合、前回の許可証の写し

その他市長が必要と認める書類

### (2) 一般廃棄物処分業

事業計画書(事業の目的、取り扱う廃棄物の種類、処理方法、処理能力、処理量、処理料金等)

戸籍抄本及び住民票(法人にあっては、定款及び登記簿謄本)

履歴書(法人にあっては、役員名簿及び履歴書)

履歴書には写真を貼付するものとする。

従業員名簿(氏名、住所、生年月日、勤務年数等)

施設周辺の見取り図及び施設設計図(施設の位置図と平面図)

施設(事務所、事業場、駐車場等)の所有権を証する書類

・所有権を有する場合:登記簿謄本等の写し

・借家又は借地の場合:建物又は土地の賃貸借契約書、使用承諾書等の写し

安全管理体制基準

廃棄物処理施設維持管理基準

業務使用車両一覧表、車両写真(前面、側面、後面)、車検証・保険証の写し

・リース車等の場合、リース契約書等の写し

本市の納税証明書(市税に滞納がないことの証明)

「所得税(法人税)」及び「消費税及び地方消費税」

について未納税額のない証明用の納税証明書

申請者及び事業所に従事するものが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ

から又までのいずれにも該当しない旨の誓約書

廃棄物処理施設技術管理者等の修了証書の写し

し

産業廃棄物処分業等の許可を得ている場合は、その許可証の写し

更新の場合、前回の許可証の写し

その他市長が必要と認める書類

第4 規則第 23 条第1項中のその他厚生労働省令で定める事項とは、次のことをいう。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号子に規定する法定代理人

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する役員及び政令で定める使用人

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号ヌに規定する政令で定める使用人

附 則(省略)

## 10 一般廃棄物の再生利用の取扱いに関する要綱

令和元年5月31日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号及び第2条の3第2号に規定する市長の指定(以下「再生利用業指定」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の再生利用業指定の申請)

第2条 再生利用業指定を受けようとする者は、再生利用業指定申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、再生利用業指定に、5年を超えない範囲内において期限を付すものとする。

3 市長は、再生利用業指定に、生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

4 市長は、再生利用業指定をしたときは、当該再生利用業指定を受けた者(以下「再生利用業指定業者」という。)に対し、再生利用業指定証(第2号様式)を交付するものとする。

5 再生利用業指定業者は、再生利用業指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用業指定変更申請書(第3号様式)により、市長に申請しなければならない。ただし、当該事業の範囲の一部を廃止するときは、この限りでない。

6 第3項及び第4項の規定は、前項本文の事業の範囲の変更指定について準用する。

7 再生利用業指定業者は、再生利用業指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、再生利用業指定変更届(第4号様式)により、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 事務所及び事業所の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

8 再生利用業指定業者は、再生利用業指定に係る事業の範囲の全部若しくは一部を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業を再開したときは、再生利用業廃止(休止、再開)届(第5号様式)により、遅滞なく、市長に届け出なければならない。この場合において、再生利用業指定に係る事業の範囲の全部を廃止したときは、当該指定証を添付しなければならない。

(再生利用業指定証の書換交付)

第3条 再生利用業指定業者は、前条第7項に規定する変更の届け出又は同条第8項に規定する事業の範囲の一部廃止の届け出により、交付を受けた指定証の記載事項に変更が生じたときは、その書換交付を

申請することができる。

2 前項の規定による申請は、再生利用業指定証書換交付申請書(第6号様式)を市長に提出することとする。この場合において、申請者は当該指定証を添付しなければならない。

(再生利用業指定証の再交付)

第4条 再生利用業指定業者は、交付を受けた指定証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、再生利用業指定証再交付申請書(第7号様式)を市長に提出することとする。この場合において、申請者は破損し、又は汚損した当該指定証を添付しなければならない。

3 再生利用業指定業者で、指定証の再交付を受けた後において、亡失した指定証を発見したときは、直ちにこれを市長に返納しなければならない。

附 則(省略)

様式(省略)

## 11 千歳市ごみステーション設置等に関する要領

令和元年8月1日市民環境部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、千歳市廃棄物の処理等に関する条例(以下「条例」という。)第15条に規定するごみステーション及び条例第16条に規定する保管場所(以下「ごみステーション等」という。)の設置、移設、及び廃止(以下「設置等」という。)並びに維持管理について、必要な事項を定める。

(ごみステーションの設置基準等)

第2条 ごみステーションの利用世帯数は、地形その他の土地利用状況等によりやむを得ないときを除き、1箇所当たり概ね20世帯とする。

2 ごみステーション等の設置場所は、次の条件を満たす場所でなければならない。

- (1) 道路に面し、ごみの収集作業を安全かつ効率的に行うことができる場所であること。
- (2) ごみステーション等の利用者(以下「利用者」という。)及び近隣者の合意があり、土地所有者又は管理者の了解があること。

(ごみステーション等の設置等の届出)

第3条 町内会、町内会に準じる団体及び共同住宅の所有者又は管理者(以下「町内会等」という。)は、ごみステーション等の設置等を行うときは、市長に届け出なければならない。(第1号様式)

(現地調査)

第4条 市長は、前条の届出があったときは、必要に応じて町内会等の責任者に立ち会いを求め、現地を調査することとする。

(利用開始日)

第5条 市長は、第3条の届出がこの要領に適合すると認められた場合は、届出のあった日から2週間以内に町内会等に対して、利用開始日を通知するものとする。

(利用者への連絡)

第6条 町内会等は、市長から利用開始の通知を受けたときは、利用者にもその旨連絡するものとする。

(市の責務)

第7条 市長は、ごみステーション等を設置した町内会等に対し、表示看板及び飛散防止ネットの貸与に努めなければならない。

2 市長は、ごみステーション等への不適正な排出に対し、適正な排出方法の周知及び指導を行わなければならない。

(町内会等の責務)

第8条 ごみステーション等を設置した町内会等は、ごみステーション等の維持管理を行わなければならない。

(利用者の責務)

第9条 利用者は、町内会等がごみステーション等を設置しようとするときは、これに協力しなければならない。

2 利用者は、ごみステーション等の維持管理に協力しなければならない。

3 利用者は、市長が定めるごみの排出方法を遵守し、ごみステーション等の清潔保持に努めなければならない。

(基準の確保)

第10条 市長と町内会等は、ごみステーション等に関し、協力してこの要領に適合するよう努めるとともに、適合しなくなった場合は、速やかに措置を講じなければならない。

附 則(省略)

様式(省略)

## 12 千歳市ボランティア清掃取扱い要領

令和3年6月1日市民環境部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、道路、公園等の公共の場所(別表第1)の美化を促進するため、町内会、個人、各種団体(以下「町内会等」という。)のボランティア清掃について、必要な事項を定める。

(ボランティア清掃の要件)

第2条 ボランティア清掃とは、町内会等が道路、公園等の公共の場所において自主的に行う清掃活動であり、占有物件の維持及び管理のために行う清掃並びに営利を目的とした活動の一環として行う清掃は除くものとする。

(ボランティア清掃の届出)

第3条 町内会等は、ボランティア清掃を実施するときは、市長に第1号様式の書面により届け出なければならない。

(ボランティア清掃の実施方法)

第4条 町内会等は、ボランティア清掃を行うに当たっては、

参加者の安全確保に努めるとともに、届出内容を遵守し、自己の責任において清掃を行わなければならない。

2 町内会等は、収集したごみを市の分別方法に従って、市の処理施設に自己搬入し、又は市に回収を依頼するものとする。

3 町内会等は、別表第2に定める不法投棄物を発見したときは収集せずに、投棄場所及び内容を速やかに市長に連絡するものとする。

(ボランティア清掃への支援)

第5条 市は、町内会等からごみ袋の支給要望があるときは、当面の間、ボランティア清掃に必要と認められる枚数のごみ袋を支給するものとする。

2 市は、町内会等から収集ごみの回収依頼があった場合は、ごみステーションにより収集し、又は市所有の車両等により回収するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(省略)

### 別表第1(第1条関係)

1 町内会等の周辺
2 道路
3 公園
4 河川及び河川敷
5 公共の広場又は空き地
6 その他

### 別表第2(第4条関係)

区分	品名
大型ごみ	市指定ごみ袋に入らないもの
リサイクル法対象品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン等
	パソコンディスプレイ・本体
搬入禁止物	バッテリー
	廃タイヤ
	プロパンガスボンベ
	消火器
	オートバイ
	灯油・廃油・薬品・塗料 注射器・注射針

様式(省略)

## 13 千歳市ごみ処理手数料等の収納及び指定ごみ袋等の交付に関する取扱要綱

令和3年3月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、千歳市廃棄物の処理等に関する規則

(平成5年規則第6号)第15条、第16条及び第17条に定める家庭廃棄物処理手数料及びし尿処理手数料(以下「ごみ処理手数料等」という。)の収納並びに指定ごみ袋、大型ごみ及びし尿処理手数料シール(以下「指定ごみ袋等」という。)の交付(以下「収納事務」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(収納事務取扱者)

第2条 市長は、収納事務を行うため、収納事務取扱者を定め、収納事務を委託するものとする。

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、市長に収納事務取扱者登録申請書(第1号様式)を提出し、登録を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に基づき審査し適当と認めるときは、第1項で規定する委託契約を締結するとともに、千歳市会計規則第27条第1項の規定により、公金収納受託者証明書を交付する。

(収納事務取扱者の要件)

第3条 前条第2項の規定により、登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 千歳市内に店員等が常駐する店舗等を有すること。
- (2) 指定ごみ袋等の相当の交付数量が見込めること。
- (3) 成年被後見人若しくは被保佐人でないこと。
- (4) 破産法に基づく破産の申立てをしていないこと若しくは破産の宣告を受けていないこと又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく手続き開始の申立てをしていないこと若しくは手続き開始の決定がされていないこと。
- (5) 市税の納付その他の市に対する債務の履行を怠っていないこと。
- (6) その他特に市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、前項各号の要件を満たしていないときであっても前条第2項の規定による登録の申請を行うことができる者とする。

(登録の期間)

第4条 登録の期間は1年以内とする。ただし、次の各号のいずれにも該当する者については、市長は、登録期間の更新をすることができる。

- (1) 前条に規定する要件を欠くことがないこと。
- (2) 第2条第3項の規定に基づく委託契約の内容に変更がないこと。
- (3) 指定ごみ袋等の相当の交付実績を有していること。

(登録期間の更新)

第5条 指定期間の有効期間満了の30日前までに、市、収納事務取扱者いずれからも解約の意思表示がないときは、この指定期間が1年間更新されたものとし、その後も同様の取り扱いとする。

(登録に係る変更の届出等)

第6条 収納事務取扱者は、次の各号の一に該当するとき、収納事務取扱者に係る変更等の届出書(第2号様式)

を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 名称又は代表者等の変更があったとき。
- (2) 収納事務を一時的に休止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) その他市長が必要と認めて別に定める事項に該当するとき。

(収納事務取扱者の取消)

第7条 市長は、収納事務取扱者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、登録の取り消し又は業務を停止させることができる。なお、登録の取消しを行ったときは、委託契約を解除する。

- (1) この要綱に違反する行為があったとき。
- (2) 第2条第2項に規定する申請書の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) 第3条に規定する要件を欠いたとき。
- (4) 収納事務又は交付事務に関して著しく信用を失う行為があったとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

(指定ごみ袋等の返還)

第8条 収納事務取扱者は、第6条第2号の規定により登録を廃止するとき、又は前条の規定により登録を取り消されたときは、速やかに市長に対し既に配送している指定ごみ袋等を返還し、保管している手数料を払い込まなければならない。

(収納事務取扱者の登録の制限)

第9条 市長は、第2条第2項に規定する収納事務取扱者の登録申請が新たにあった場合においても、申請者の店舗等を有する地域に既に一定数の収納事務取扱者の登録があるときは、第3条の規定に係らず登録をしないことができる。ただし、当該地域に既に登録している収納事務取扱者に前条の規定に基づく登録の取消しがあり、第2条の規定により新たな登録をするときは、当該申請者を優先することとし、以下同様とする。

附 則(省略)

様式(省略)

## 14 千歳市ごみ処理手数料等の収納事務処理要領

令和6年1月22日市民環境部長決裁

- 1 この処理要領は、収納事務取扱者が受託した収納事務に関して、適正な処理を確保するために必要な事項を定める。
- 2 収納事務取扱者は、収納事務の処理にあたっては、千歳市廃棄物の処理等に関する条例、千歳市廃棄物の処理等に関する規則、千歳市会計規則、収納事務委託契約書、千歳市ごみ処理手数料等の収納及び指定ごみ袋等の交付に関する取扱要綱及びこの要領その他関係法令を遵守するものとする。
- 3 収納する処理手数料等の額及び交付する指定ごみ袋等の種類

指定ごみ袋等の区分			収納単位	交付単位
指定ごみ袋	燃やせるごみ	5リットル	1枚10円	10枚100円
		10リットル	1枚20円	10枚200円
		20リットル	1枚40円	10枚400円
		40リットル	1枚80円	10枚800円
	燃やせないごみ	5リットル	1枚10円	10枚100円
		10リットル	1枚20円	10枚200円
		20リットル	1枚40円	10枚400円
		40リットル	1枚80円	10枚800円
	プラスチック製容器包装	10リットル	1枚10円	10枚100円
		20リットル	1枚20円	10枚200円
		40リットル	1枚40円	10枚400円
	大型ごみ処理手数料シール			1枚 300円
し尿処理手数料シール	仮設トイレ	25リットル	375円券	1枚 375円
		100リットル	1,500円券	1枚 1,500円
	その他	25リットル	250円券	1枚 250円
		200リットル	2,000円券	1枚 2,000円

4 指定ごみ袋等の交付単位は、原則として指定ごみ袋にあっては10枚単位、大型ごみ及びし尿処理手数料シールにあっては1枚単位とする。ただし、指定ごみ袋の1枚単位での交付希望があった場合は、希望に応じるものとする。

#### 5 業務の内容及び遵守事項

##### (1) 指定ごみ袋等の受取業務等

収納事務取扱者は、必要に応じ配送保管業者に対して、指定ごみ袋等の配送を発注票(第1号様式、第1号様式の2、第1号様式の3)により申し出なければならない。

指定ごみ袋等は、交付状況を勘案し、常に一定量を保管しなければならない。

指定ごみ袋等の配送を依頼する月の単位は、概ね1か月に1回とすること。

収納事務取扱者は、前記により指定ごみ袋等を受領した場合は、市に管理票(第2号様式)を提出しなければならない。

##### (2) 指定ごみ袋等の交付業務

指定ごみ袋等の交付は、絶対に値引き等を行ってはならない。

##### (3) ごみ処理手数料等の収納業務

ごみ処理手数料等の収納に際して領収書を発行すること。

##### (4) 指定ごみ袋等の保管業務

指定ごみ袋等の保管は、破損等のないよう十分な管理の元で行うこと。

指定ごみ袋等の保管は、安全確実に行うこと。

##### (5) 指定ごみ袋等の交付枚数及び収納したごみ処理手数料等の報告等

収納事務取扱者は、市が送付する報告書(第3号

様式)により前月分の指定ごみ袋等の受取枚数を確認するとともに、指定ごみ袋等の交付枚数及びごみ処理手数料等の収納に関し、市が指定する日までに報告しなければならない。

##### (6) ごみ処理手数料等の納入業務及び委託料の受領

収納事務取扱者は、市から送付された納入通知書等(第4号様式、第5号様式)により納入すべきごみ処理手数料等の額を確認のうえ、指定の期日までに千歳市指定金融機関及び収納代理金融機関等に納入しなければならない。

収納事務取扱者は、委託料の受領に当たっては、収納したごみ処理手数料等から繰替えて受領する。

委託料の算出で円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

##### (7) その他、市長が必要と認める業務

6 収納事務取扱者は、市が交付する「取扱店表示」(第6号様式、第7号様式)を店舗等の見やすい場所に掲示しなければならない。

7 収納事務取扱者は、配送された指定ごみ袋等の受領の際に十分確認することとし、原則として受領後の破損等による交換はできないこととする。ただし、当該破損が明らかに納入以前のもの(製造工程での責任)は、この限りでない。

8 指定ごみ袋等の交付を受けた市民が交換を要求した場合も、前項の規定を準用する。

9 市は、指定ごみ袋等の在庫数確認その他この要領の実施に必要な限度において、収納事務取扱者の店舗等に立ち入り、必要な検査を行うことができる。

附 則(省略)

様式(省略)

## 15 千歳市適正ごみ処理推進員制度運営要綱

令和4年3月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、千歳市廃棄物の処理等に関する規則(平成5年規則第6号。以下「規則」という。)第28条に定める千歳市適正ごみ処理推進員(以下「推進員」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 推進員の定数は、15名以内とする。

(委嘱)

第3条 推進員は、市内に居住する者であって、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 心身ともに健康な者

(2) 活動に支障がない者

(3) 生活環境の保全及び公衆衛生の向上に取り組む者

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、補充の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(活動内容)

第5条 推進員は、規則第28条第3項の規定により、次の役割を担うものとする。

- (1) 不法投棄に関する調査及び報告
- (2) 不適正排出に関する調査及び報告

(報告)

第6条 推進員は、毎月、担当地区内の活動状況を、活動報告書(第1号様式)により、市長に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(解囑)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、推進員の任期中であってもこれを解囑することができる。

- (1) 辞退の申し出があったとき。
- (2) 市内に居住する者でなくなったとき。
- (3) 心身の故障等により、活動に支障があると市長が認めるとき。
- (4) 生活環境の保全又は公衆衛生の向上に反する行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、推進員としてふさわしくない行為があったと市長が認めるとき。

(身分証明書及び腕章の交付)

第8条 市長は、推進員に対し、身分証明書(第2号様式)及び腕章を交付する。

2 推進員は、第5条に規定する活動を行うときは、その身分を明確にするため腕章を着用し、身分証明書を携帯しなければならない。

(謝礼)

第9条 推進員の謝礼額は、月額1万円とする。

(被服の貸与)

第10条 市長は、推進員に対し、活動に必要な被服を貸与する。

2 推進員がその職を失ったときは、速やかに前項の貸与品を返納しなければならない。

(災害補償)

第11条 推進員の活動上の災害に対する補償については、市の負担で傷害保険に加入するものとし、当該保険の補償の範囲内で補償を受けることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(省略)

様式(省略)

## 16 千歳市エコ商店認証制度実施要綱

平成28年3月31日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの発生の抑制や、再生品の販売等に

積極的に取り組む市内の小売店を千歳市エコ商店と認証することにより、小売店と市民のごみ減量意識を高め、もって循環型社会の形成に貢献することを目的とする。

(千歳市エコ商店の認証基準)

第2条 千歳市エコ商店の認証は、次の各号に掲げる基準のうち3項目以上に該当するものを対象とする。

- (1) 包装の簡素化に努めていること。
- (2) 買い物袋の持参を奨励していること。
- (3) エコマーク商品等の再生品及び詰替え製品の販売を促進していること。
- (4) トレイ、紙パック等の資源物の店頭回収に努めていること。
- (5) 広告用紙、事務用紙等に積極的に再生紙を使用していること。
- (6) 消費者に対してリサイクルの奨励を行っていること。
- (7) 従業員に対してごみの減量及びリサイクルの教育を行っていること。
- (8) その他店の創意工夫でごみの減量及びリサイクルの推進に努めていること。

(申請)

第3条 千歳市エコ商店の認証を受けようとする小売店の代表者(以下「申請者」という。)は、千歳市エコ商店認証申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。

(認証)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、千歳市エコ商店に認証すると決定したときは千歳市エコ商店認証書(第2号様式)及び認証シール(第3号様式)を申請者に交付し、認証しないと決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

(千歳市エコ商店の責務)

第5条 千歳市エコ商店の認証を受けた小売店は、前条の認証シールを店頭等に掲示し、ごみの減量およびリサイクルの推進に努めなければならない。

2 千歳市エコ商店の認証を受けた商店は、市長の求めに応じて実施状況等の調査に協力するものとする。

(認証の取り消し)

第6条 市長は、千歳市エコ商店として認証した小売店が第2条各号に掲げる基準に該当しなくなったと認めるときは、認証を取り消すことができる。

(周知)

第7条 市長は、千歳市エコ商店の活動について広く市民に周知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則(省略)

様式(省略)

## 17 千歳市生ごみ処理機等購入費助成要綱

令和4年1月31日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、電動生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器(以下「処理機等」という。)を購入し、家庭から排出される生ごみを自己において処理する者に対して、その購入に係る費用を助成することにより、生ごみの減量化及び堆肥化による資源の再利用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電動生ごみ処理機は電力を利用して、生ごみをかかはん、加熱等することにより減量化又は堆肥化する構造の機械をいう。
- (2) 生ごみ堆肥化容器は次に掲げるものをいう。
  - ア 密閉型容器(密閉型の容器で、生ごみ発酵剤等を使用して生ごみを堆肥化するものをいう。)
  - イ コンポスト容器(庭等の土の上に設置し、微生物の活動を利用して生ごみを分解・減量し、堆肥化するものをいう。)

(助成対象)

第3条 助成の対象となる者は、市内に住所を有する個人で、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の住民基本台帳に記録されている者であること。
  - (2) 市内の販売店から処理機等を購入する者であること。
  - (3) 購入した処理機等を常に良好な状態で維持管理できる者であること。
- 2 助成の対象となる処理機等の台数は、電動生ごみ処理機にあっては1世帯(複数の世帯が同居している場合は、1世帯とみなす。以下同じ。)当たり1台、生ごみ堆肥化容器にあっては1世帯当たり2台を限度とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、処理機等1台につき、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内において交付する。ただし、当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 電動生ごみ処理機 購入価格(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の2分の1とし、20,000円を限度とする。
- (2) 生ごみ堆肥化容器 購入価格の2分の1とし、3,000円を限度とする。

(交付申込み)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、生ごみ処理機等購入助成金交付申込書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前項の規定により提出された申込書の内容を審査し、助成の可否を決定した場合は、電動生ごみ

処理機にあっては電動生ごみ処理機購入助成金交付決定(却下)通知書(第2号様式)を、生ごみ堆肥化容器にあっては生ごみ堆肥化容器購入助成金交付決定(却下)通知書(第3号様式)を当該申込者に交付するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「購入者」という。)は、助成対象となる処理機等を購入後、電動生ごみ処理機にあっては電動生ごみ処理機購入助成金交付請求書(第4号様式)に領収書の原本及び保証書の写しを、生ごみ堆肥化容器にあっては生ごみ堆肥化容器購入助成金交付請求書(第5号様式)に領収書の原本を添えて市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付請求を受けたときは、請求書の内容を審査し、適当と認めるときは、購入者に生ごみ処理機等購入助成金交付額確定通知書(第6号様式)を交付するものとする。

(購入者の責務)

第9条 購入者は、処理機等を定期的に点検し生ごみの減量に努めるものとする。また、使用に伴う臭気及び害虫の発生並びに汚泥等の流出がないよう適正に管理しなければならない。

(助成金交付決定の取消し)

第10条 市長は、購入者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(使用状況の調査)

第12条 市長が必要と認めるときは、購入者に対し、処理機等の使用状況について調査することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、処理機等の購入に係る費用の助成に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則(省略)

様式(省略)



# 廃棄物処理の基本目標

「地球にやさしく、自然環境と共生する持続的発展  
が可能な循環型社会の構築」

## 廃棄物処理の基本方針

- 基本方針 1 : 廃棄物の発生抑制・再使用の推進
- 基本方針 2 : 適正なりサイクルの推進
- 基本方針 3 : 環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮  
した廃棄物処理の推進

(第5次千歳市一般廃棄物処理基本計画〔改訂版〕より)



令和6年度  
廃棄物処理事業概要

令和6年10月発行

編集・発行 / 千歳市環境センター  
担当 / 廃棄物管理課総務係

〒066-0012 千歳市美々758番地の54  
TEL.0123-40-6969 / FAX.0123-23-2492  
e-mail:haikibutsukanri@city.chitose.lg.jp

人に「やせこへ」

地球に「やせこへ」



びびちゃん